

会 議 錄

会議の名称		令和7年度第1回つくば市大規模事業評価委員会				
開催日時		令和7年(2025年)12月19日(金) 開会 9:30 閉会 11:30				
開催場所		つくば市役所5階 庁議室				
事務局(担当課)		政策イノベーション部企画経営課				
出席者	委員	藤井委員、藤川委員、堀委員、松橋委員、山脇委員				
	事務局	高橋政策イノベーション部長、中根政策イノベーション部次長、川原企画経営課長、中村課長補佐、齋藤係長、石川主任、柳町教育局次長兼健康教育課長、寺田課長補佐、山下係長、野元管理栄養士				
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	1人		
議題		(仮称) つくば市茎崎給食レストラン整備事業について <ul style="list-style-type: none"> ・大規模事業評価制度について ・(仮称) つくば市茎崎給食レストラン整備事業について ・自己評価調書および評価会議結果について ・質疑応答 				
会議録署名人		確定年月日	年 月 日			
会議次第	1 開 会					
	2 辞令交付					
	3 委員長及び副委員長の選出について					
	4 質問					
	5 議 事 審議事項 (仮称) つくば市茎崎給食レストラン整備事業について					
	・大規模事業評価制度について					
	・(仮称) つくば市茎崎給食レストラン整備事業について					
	・自己評価調書および評価会議結果について					
	・質疑応答					
6 その他の事項						
7 閉 会						

＜審議内容＞

○事務局

皆様本日はお忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから令和7年度第1回大規模事業評価委員会を開会いたします。

本日進行をさせていただきます、事務局政策イノベーション部企画経営課課長補佐の中村と申します。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。まず、事務局側の出席者を御紹介させていただきます。審議対象案件の事業を所管する教育局次長兼健康教育課長の柳町です。課長補佐の寺田です。担当係長の山下です。管理栄養士の野元です。続きまして、大規模事業評価制度を担当しております、政策イノベーション部長の高橋です。次長の中根です。企画経営課長の川原です。担当係長の齋藤です。主任の石川です。同じく加藤木です。最後に、改めまして私課長補佐の中村と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、委員の皆様への人事発令通知書について御案内させていただきます。通知書は、あらかじめ各委員の机上に配付しておりますので、お手元の文書を御確認ください。委員としての任期は、本日令和7年12月19日から令和9年12月18日までの2年間となっております。どうぞよろしくお願ひいたします。

今回は、基礎資料2のとおり6名の委員にお願いしております。なお、委員6名のところ、大塚委員から欠席の御連絡を受けておりますので、本日は藤井委員、藤川委員、堀委員、松橋委員、山脇委員の5名での開催ということになります。つくば市大規模事業評価委員会条例第6条第3項に定めております、委員の過半数の出席要件を満たしていますので、会議が成立していることを御報告させていただきます。なお、本日は委員として皆様に御委嘱申し上げてから初めての委員会でございます。委員長選出までの間、事務局の方で会議進行

させていただきますので改めまして御了承ください。

続きまして、本委員会の委員長、副委員長を選出していただきたいと思います。つくば市大規模事業評価委員会条例第5条に、委員長及び副委員長は委員の互選によって定めると規定しております。委員の皆様から御意見等ございましたらよろしくお願ひします。堀委員、どうぞ。

○堀委員

事務局から何か案があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局

ありがとうございます。ただいま、堀委員から事務局提案についての御意見をいただきましたが、事務局から御提案申し上げてよろしいでしょうか。

それでは、事務局から御提案申し上げます。委員長には、筑波大学の藤川委員を提案させていただきたいと存じます。藤川委員は、土浦市における公共施設等総合計画策定委員会委員長として、公共施設の再編・活用に関する検討をリードされてきた御経験をお持ちで、本委員会の議論をリードしていただくのに最もふさわしいと考えております。また、副委員長につきましては、藤井委員を御提案させていただきます。藤井委員は、学識経験者として各種委員会等への御参加経験が豊富であり、令和3年度の大規模事業評価委員会においても、委員として評価に尽力いただきました。本委員会の制度趣旨やこれまでの経緯等を熟知されているため御提案させていただきます。

まず、委員長ですが、藤川委員を委員長とする御提案につきまして、皆様いかがでしょうか。

＜異議なしの声＞

ありがとうございます。続きまして副委員長ですが、藤井委員を副委員長とする御提案につきまして、いかがでしょうか。

＜異議なしの声＞

ありがとうございます。両案ともに異議なしという声をいただきましたの

で、藤川委員を委員長、藤井委員を副委員長とさせていただきたいと思います。

どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、ここで藤川委員長から一言御挨拶いただきたいと思います。藤川委員長お願ひいたします。

○藤川委員長

筑波大学の藤川です。委員長としてお認めいただきありがとうございます。この委員会は初めてですけれども、実は並行して先ほど御紹介のあった土浦市の公共施設についての委員会にも参加しています。藤井委員も一緒にそちらに出ていますが、土浦市の方は、かつて一斉に作った昭和の公共施設が老朽化しております、それをどうするかと検討しています。しかも、可能ならば30%床面積を削減せよ、という方針のもと計画を進めているところです。つくば市はまだ人口も増えていますし、そういう意味では、ステージが大分違うなと思っています。ただ、いずれは、やはりつくば市も同じような時期が来るだろうと思いますので、新しく建物を造るときには慎重な姿勢も持っておかないと、先々の負担が重くなる可能性があります。是非、活発に御意見いただいて、この委員会を設置した目的にかなうようにしていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局

藤川委員長ありがとうございました。

次に、本日の会議次第と委員会資料について御案内をさせていただきます。お手元にも配布しております資料は、先日メールにて送付したものと同じ内容ですので、適宜御参照いただければと思います。また、本日の資料は次第に記載しております資料一覧のとおりです。

それでは、つくば市大規模事業評価委員会条例第6条第2項により、委員長は会議の議長となりますので、以降の議事進行を藤川委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○藤川委員長

はい、承知しました。それでは、議事に入る前に、本委員会の公開について皆様にお諮りします。会議の公開・非公開について事務局から御説明お願いいいたします。

○事務局

企画経営課課長補佐の中村です。本委員会の公開・非公開について御説明いたします。お手元の参考資料1及び2を御参照ください。つくば市では、委員会等の会議について公開に関する条例を定めています。まずは参考資料1を御覧ください。第3条の「会議公開の原則」ですが、附属機関の会議及び懇談会等はこれを公開することとなっており、第4条の「非公開とすることができますの会議」では、いずれかの条件に該当するときは全部または一部を非公開とすることができますとしております。続いて参考資料2を御覧ください。会議の非公開に関する条件ですが、本委員会では、原則これらの不開示情報を取り扱うこととはないと考えております。ただし、不開示情報を取り扱うことになった場合や、委員から非公開の指定があった場合はその都度、審議の上、決定することができます。以上です。

○藤川委員長

本委員会について、この制度は市が大規模事業に着手する際の方針決定について、意思形成の透明化を図るということを目的としていますので、原則公開したいと思いますけれども、いかがでしょうか。

<異議なしの声>

ありがとうございます。それでは本委員会は原則として公開します。傍聴者の方がいらっしゃいましたら、引き続き会議を傍聴することができます。

○事務局

会議室における傍聴者の状況ですが、本日は1名傍聴者の方がいらっしゃいます。傍聴者の方へお知らせいたします。会議の公開について検討された結果、第1回会議を公開すると決定し、以降の会議についても原則公開することとな

っております。なお、傍聴に関しましては、会議の秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為はしないようにあわせてお願ひいたします。以上です。

○藤川委員長

それでは、会議を再開します。初めに、つくば市から諮問書の提出をお願いいたします。

○事務局

政策イノベーション部長の高橋でございます。委員の皆様におかれましては、日頃からつくば市政へ御理解、御協力いただき、心よりお礼申し上げます。早速、諮問書を読み上げさせていただきます。令和7年12月10日付で、つくば市長からつくば市大規模事業評価委員会委員長あて諮問、つくば市大規模事業評価委員会条例第2条の規定に基づき、市が行う大規模な施設整備事業に係る評価について、自己評価調書及び評価会議の意見を付して諮問します。本日はどうぞよろしくお願ひします。

○藤川委員長

次に、次第の第5の1審議事項に入るに当たり、事務局から大規模事業評価制度について説明をお願いいたします。

○事務局

政策イノベーション部長の高橋ですが、本日議会用務につきまして、退席させていただきます。

【事務局（企画経営課）説明】

○藤川委員長

どうもありがとうございました。今御説明いただきましたが、これについて何か御質問等ございますでしょうか。

○山脇委員

筑波技術大学の山脇と申します。私はこの委員会初めてですので、いろいろ教わりながら、少しでも貢献できたらと思っています。その上で、先ほど御説

明いただいたのは、今回、基本構想時点では 10 億円を超えたかったけれども、基本設計をしたら 10 億円を超えたから、大規模事業評価の対象になったという御説明だったと思いますけれども、間違いないでしょうか。

○事務局

そのとおりでございます。

○山脇委員

構想時点から基本設計に変わる時点で 10 億円を超えた背景を細かく教えていただけますと助かります。

○健康教育課

教育局次長兼健康教育課長の柳町です。当初、基本構想の段階で、市の建設部門の試算ですと、大体 5 億円程度と見込んでおりました。その後、より詳細な計画を立てた際には大体 9 億円程度ということで、10 億円を下回っていました。今回、基本設計を進めるに当たりまして、建築資材の高騰ですとか、労務単価の高騰、そういうしたものに加えまして、あとは保健所の助言等によりまして、風除室を設置する等しまして、大体 128 平米程度、当初の計画よりも大きさが設計段階で広がっています。そういう要因もございまして、10 億円を超えてきたような状況がございます。以上です。

○藤川委員長

いかがでしょうか。

○事務局

事務局で 1 点補足させていただきますと、基本設計が令和 7 年 9 月に完了し、実施設計を委託しております。ただし、今回大規模事業評価の対象となつたために、一度実施設計を中断して、今の大規模事業評価を実施している形となっております。

○藤川委員長

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。また、

場合によっては、今後の論点としてこの委員会の立場で議論する必要があるかもしれませんけれども、その時はどうぞ御遠慮なく発言していただければと思います。そうしましたら、次に進みます。

続きまして、審議事項となっている仮称つくば市茎崎給食レストラン整備事業について評価対象事業所管課である教育局健康教育課から説明をお願いいたします。

○健康教育課

【事務局（健康教育課）説明】

○藤川委員長

どうもありがとうございます。それでは、ただいまの説明について、御質問などございましたら、よろしくお願ひいたします。

みなさんから御発言いただく前に、私から1つよろしいでしょうか。私も今回の資料を拝見するまで知らなかつたのですが、そもそも給食センターはつくば市内にすでにたくさんあって、実は筑波大学のすぐ近くにも今年の春に新しい施設ができました。それを見ると、7,000食というように規模が書いてありますが、今回の施設は300食くらいですか。全然規模が違いますよね。確かに周辺地域からの要望がいろいろあったようですけれども、7,000食をまとめて作れる規模の施設の次に300食の施設を造るというのは、方針として全然違う気がしますが、この点はどういう背景があったのか御説明いただけますか。

○健康教育課

施設規模について御説明させていただきます。桜の学校給食センターは、今年の4月に開所したのですが、そちらの整備計画を立てるに当たりまして、様々な御意見をいただきました。やはり学校給食を大規模にしますと、どうしても食品購入の課題ですか、あとは自校式をというお声もかなり多くありました。調理が子どもたちと身近に感じられる場所、食育の観点から、そういういたものも必要ではないか、というお声もたくさんいただきました。そちらの整備

計画を策定する際に、そういうお声が多くありましたので、学校給食のあり方懇談会というものを、市民の方からも公募で委員をお願いして、2年間議論を行いました。そこでは最終的に、市は今後の給食施設整備において、懇談会から望む声が多かった自校式について検討すべきであるという意見をいただきました。今までセンター方式の経験しかございませんでしたので、自校式がどういったものなのかという研究をして参りました。今後やはり大きな給食センターであっても、20年後などには食数が大きく変わってくる可能性もございます。そういう部分で、複合化、小さな給食センターだけではなく、たくさんの私たちが抱えている課題、例えば地産地消やコミュニティの課題、そういうものを複合化することで、今後の給食センターの実践にも繋がると考えまして、全く規模は違うのですが、複合化させることで、そういう課題解決の検討、検証ができる施設として、今回構想を練ったような形です。

○藤川委員長

そうすると、他の地域にもこういう小さい施設を順番にこれから作っていくというわけではなくて、実験的なものとして、とりあえず1つのみ計画しようということなのでしょうか。

○健康教育課

今の段階では1つの施設整備という形になりますが、今後、こちらの実証といいますか、検証を踏まえまして、給食センターで生かせる部分、もしくはもっとこういった施設を増やしていくべきなのか、そういう部分も含めて検討していきたいと考えております。

○藤川委員長

わかりました。私から最初に質問してしまいましたが、他の委員のみなさんもどうぞ順番によろしくお願いします。

○松橋委員

私は環境を研究しているので、地場産物の活用などはすごくいいなと思って

います。この施設で下処理をしたものを全給食センターで活用するという説明がありました。これは十分な量を冷凍・真空パックして輸送するということかと思いますが、各地で活用できる量的な見込みは、すでに得られているのでしょうか。

○健康教育課

いくつかの事例をお話させていただければと思います。例えば、給食で多く使う玉ねぎの例ですと、全部の給食センターにおける令和5年度の玉ねぎ使用量が106トンございました。そのうち、つくば市産は約5トンでした。加工できる量としては、給食の調理を行わない午後の時間に加工作業を行った際に、1日で約1トンを切り、真空処理できると想定しております。なお、給食センターにおける1日当たりの玉ねぎの使用量は約1トンですので、1日の加工作業で1日の使用分を確保できる想定となっております。同じように、ニンジンも多く使うものですが、今年度の年間のニンジン使用量が約114トンでございました。そのうちつくば市産は23トンです。午後の調理を行わない時間に加工処理を行いますと、1日で約600キロ、真空処理できると想定しております。1日当たりのニンジンの使用量は600キロですので、やはり1日の加工作業で1日の使用分を確保できると想定しております。あとは季節に合わせて、様々な献立がございますので、そういったことに使用できる、生鮮食品につきましては、現在検討を進めているところです。

○松橋委員

関係して追加でお伺いしたいのですが、先ほど機能の説明として3つ大きいあるということで御説明いただきて、2点目と3点目ですかね。市民に向けた給食と学校ランチルームというのは若干パイロット的な、試験的な試みとして実施することですけれども、この加工・貯蔵施設というのは、どちらかというと小規模な施設ではなく、給食センターそのものにそういった施設が備えられて、むしろ規模のメリットを生かして実施できるものなので、そちらに

集約した方が、本来的なやり方なのかなという気がしますが、いかがでしょうか。現状は、そうした機能が給食センターにないということでしょうか。

○健康教育課

現状の給食センターの施設内にはそのような機能がございません。こういった加工施設を通常の給食センターに加えて作るとなりますと、既存の施設では、面積的な要件が足りないということで、今回は新しく整備を計画している形となっております。

○堀委員

なかなか納得できないのですが、給食センターに新たにそういう施設を作るというのが、効率の面からは非常に、素人考えですが、やりやすくなるのではと思っています。規模が今回整備する施設によって限定されてしまうので、例えば下処理等の規模も別の給食センターに併設した方が適正な規模で設置できるのではないかという気がして、今回整備する場所ありきで、下処理の規模の上限が決まってしまうというのも解せない。今から造る施設ということであれば、なおさらそう思いますがいかがでしょうか。

○健康教育課

ありがとうございます。加工施設につきましては、既存の施設での検討も、内部で話し合ったのですが、既存の給食センターの敷地における面積の要件があり、その面積の中でこういったものを追加で整備することが難しいということ、あとは、既存の給食センターの調理室に増設する、加工用の機器等をさらに追加することは面積的に厳しいということで、既存の給食センターに追加するのは難しいと考えております。

○藤川委員長

山脇委員お願いします。

○山脇委員

実は、私もそこがすごくこの計画で腑に落ちないと思っています。さらに建

築の図面案を見ると、この施設は他とは違って、隣の学校の児童も、あるいは地域の人たちも食べに来るという想定を初めてする給食センターですよね。ところが、加工貯蔵の機能が優先されて1階になっていて、子どもたちが来る、あるいは地域の人たちが立ち寄るかもしれない施設が2階に持ち上げられている。この優先性がどうも私には腑に落ちていません。堀委員がおっしゃったことにもとても賛同するのは、児童数が現在120名で今後この人数を維持できるかどうかということを私もわかつていませんが、この小さな規模の施設で300食を2階で出しますと。それはなぜかと言ったら、1階がすべてのセンターに食材を送るための加工施設と一時貯蔵庫だからです。この論理が少し私には腑に落ちないところがあって、自校方式をトライするのであれば、子どもたちにとって、あるいは教員にとって最も負担のない計画をまず優先するということが重要ではないかなと思った次第です。その辺りの検討をどのようにされたのか、多分序内でも意見があったと思いますが、それに対してどのように今回の計画に至ったのかを御説明いただけますと助かります。

○藤川委員長

お願いします。

○健康教育課

ありがとうございます。まず調理場や加工場が1階にあるという部分ですが、調理する材料の納品や加工したものの搬出という部分がございますので、荷受け等のために1階を検討しております。それと、教員の負担という部分ですが、学校給食では、配膳室に給食が給食センターから到着しまして、それを教室まで運んで、並べて、配膳をしてから給食を食べる、という流れになっております。そういう流れと、子どもたちが隣接するこちらの施設に来て、すでに並んでいるものを取って食べるということを比較すると、何人かの教員の方ともお話をさせていただいたのですが、負担という部分では、大きな変わりはない、もしくは、こちらの方に来て食べる方が、子どもたちと教員の負担が少

ないのではないか、そういう意見もいただいております。以上です。

○藤川委員長

藤井委員、どうぞ。

○藤井副委員長

重ねて同じようなところをお伺いしてしまうのですが、特徴のある給食事業のために給食センターを作っていくということ自体は良いと思っているのですが、地産地消の部分と地域の方も食べるレストランという部分をすべてここに入れなくてはいけなかつたのだろうかというところをやはり私も気になっています。先ほど山脇委員もおっしゃったように、地域と子どもの交流というところが、先ほどの伊達市の例でも書いてありますけれども、実際にどのように食事をしていくのだろうかと考えたときに、交流というところまでいくには、多分同じ場所で食べているだけではだめで、教育のプログラムですとか、そういうところにも繋がってくるようなことがセットになって初めて効果が出てくるのではないかと思います。そういういた、今後どのように発展していくのかが見えにくいと思っています。地産地消関係の機能も入ってしまっているがゆえに規模が大きくなってしまっていて、ここがなければもしかしたら大規模事業評価の対象にならないかもしれない、3つの機能が入っているがゆえに、大規模事業評価の対象事業になってしまったというところからも、どれも素晴らしいのですが、何を一番に優先していけば良いのだろうか、本当に一緒に全部やる必要があるのかというところをもう少し考えていくといいのかもしれないと思います。この加工施設についても、市が本当に直接やらないとできないのかというところが、少しあわからないとと思っています。内容としてはとてもすばらしくて、給食にできるだけ地域のものを使いたいというところは賛同しますけれども、ここの給食センターに入れる必要があるのかという理由のところが、やはりもう少しお伺いしておきたいと思いました。時間などの面でいろいろ効率的にできるというのであれば、先ほどお話をもあった、やはり大

規模センターの方でもっと効率的にできる方法がないのかというところは、どうしても気になります。もう1つ、地域の方々がいらっしゃるという文脈で、ふれあいプラザと近いとありますが、実際に地図を見てみると、それがどれぐらいの距離でどれぐらいの方々が移動してくるのだろうかと疑問に思います。地域の中で広く見ると近いかもしれません、本当に距離的に近いわけではない気がしますし、施設がいくつかある中でなぜこの場所に整備するのかというところをもう少し御説明いただけといいかなと思いました。

○藤川委員長

お願いします。

○健康教育課

ありがとうございます。まず、地域の方々と子どもたちのコミュニティの場の創設という部分ですが、当然、同じ空間で給食を食べていただくのが前提と考えております。ただ、やはりそれだけではないという部分はありますので、教育的観点からも交流事業ですとか、様々な取組を教育事業の中で行っていければと考えております。つくば市では、つくばスタイル科という様々な分野の授業の場がございますので、例えばそういったものを利用しながら、地域社会との繋がり、あとは地産地消を進める上で、なぜ加工施設があるのかということ、地域の食文化や地域でとれる野菜、生産者との繋がりが、この施設によってより深くなる部分があると考えております。1階にそういった施設があり、調理過程を外から見られるという部分も活用し、地域の方やお子さんも一緒にそれを見るなど、様々な事業展開も可能かと考えておりますので、様々な交流の場を今後創設していくことを想定しております。また、ふれあいプラザからの距離ですが、大体350メートルぐらい離れておりますので、徒歩5分程度と想定しております。以上です。

○藤川委員長

よろしいでしょうか。それでは、まだあるだろうと思いますが、ひとまず事

業そのものに対する質問はここまでにしていただいて、自己評価調書、内部評価についての説明をお願いいたします。

○事務局

【事務局（企画経営課）説明】

皆様からの御質疑の前に、事前に藤井委員からいただいた御意見について御紹介させていただきます。こちらについて資料は御用意していませんので、口頭で説明させていただきます。藤井委員からは、府内の評価会議においてネガティブな情報などがあったのであれば、委員会の中で先に共有して、その上で議論したいという要望がございました。藤井委員からの御指摘のとおり、現時点でお示ししている自己評価調書については、結果としてポジティブな意見や情報が中心に見える構成になっております。この理由としては、自己評価調書の作成過程で、内部の大規模事業評価会議において、懸念点や指摘を踏まえて、記載内容の整理・補強を行った上で、最終版としてとりまとめているためです。そのため、本日は委員会での議論が進みやすいように、府内で特に論点となつた点と自己評価調書に反映した整理の方向性を、簡単に共有させていただきます。内部の評価会議における主な論点は5点です。

1つ目が、需要の予測についてです。府内の会議では、需要の見立て自体が適切と言えるのか、前提となる根拠が、評価する側と点検する側に伝わる形で揃っているかという点が議論になりました。これに対しては、最終的に自己評価調書の20ページから22ページに落とし込んでいますけども、前提を置いた上で、来店者数の算出を表で行い、根拠の道筋が見えるように整理しております。

2つ目は運用上の制約条件です。300食という施設規模が妥当であるかどうかというところで、内部では日常の提供食数である学校給食150食と給食レストラン50食、最大対応能力である300食の関係がわかりにくいという指摘がありました。これに対して自己評価調書では、主に2ページと23ページに記

載しております。日常は計200食を基本としつつ、交流給食なども想定して、最大300食の調理能力を備えること、また200食対応と300食対応では、施設規模の差がそこまで大きくないという前提で、300食対応を想定すると整理しております。

3つ目は施設運用の実現性について、そもそもランチルームが必要かという指摘もありました。また、学校現場での運用として、学校側に負担はないのかという指摘もありました。これに対して自己評価調書では、ランチルームの運用想定に加え、児童と市民の多世代交流を通じた社会性の育成など、政策的な内容も含めて記載を整理しています。最終的には、自己評価調書において、運用想定は23ページ、有効性の記載は29ページから30ページにございます。

4つ目は根本的なニーズについてです。庁内では、これらの機能がなぜ必要なのか、地域として何を求めているかについて、より明確に伝わるよう必要性の示し方を整理すべきという指摘がありました。これに対して自己評価調書において、市民ニーズや、市として取り組むべき課題、市が担う必要性の繋がりが追えるように構成を整理しています。最終的に自己評価調書では、市民ニーズは8ページ、課題と市が担う必要性は13ページから16ページに記載しています。

最後の点について、学校の安全安心に関する防犯上の配慮についてです。内部では、学校と一般利用者が混在することに対し、保護者や地域の不安をどう受けとめ、どう安全を担保するかという議論になりました。最終的な結論として明確なものはまだ出ていませんが、自己評価調書においては、防犯カメラ・警察への連絡手段等を安全確保の考え方として整理していくと記載しております。該当箇所は42ページになります。説明は以上となります。委員長にお戻しします。

○藤川委員長

ありがとうございました。市としての今回の計画に対するお考え及びそれに

対する庁内の評価について御説明いただきました。不明点等ありますでしょうか、御質問や御確認のために御発言いただければと思います。いかがでしょうか。

○松橋委員

営業する曜日等は決まっているのでしょうか。年間休みなくやるのか、平日だけなのか、教えてください。

○藤川委員長

はい、お願いします。

○健康教育課

ありがとうございます。現時点での想定ですが、こちらの施設は8時半から5時15分まで空いておりまして、開館時間は平日が8時45分から16時30分まで、給食レストラン部分が10時から15時まで、給食提供が11時半から13時半まで、休日や夜間の運用については今後検討いたします。やはり保健事業ですとか、様々な事業との連携を考えますと、夜間や休日の営業も想定できると思います。以上です。

○松橋委員

わかりました、ありがとうございます。いただいた資料2-2の35ページあたりで、いろいろな機能を兼ね合わせることでの効率化が考えられています。その際に、各機能がどの時間をカバーするのかによって前提とする内容が全然変わってきます。レストラン単体を考えたときに平日のその時間だけやるということは考えられないと思います。機能が違うものを足し合わせることは、わかりづらいといいますか、意味が大分変わってきますので、それぞれ個別に整備した場合と足し合わせた場合について、営業の時間や曜日といった部分も前提にないと話の筋が通らないと思いましたのでお伺いしました。ありがとうございます。

○藤川委員長

他にはいかがでしょうか、お願ひします。

○山脇委員

実は私も疑問に思っているところがありまして、今回整備する施設は、基本的には2つの大きな機能に分けることができると思っています。そのうち1つは、目の前にいる子どもたちや地域の人への食の提供で、これの営業を平日、あるいは土日、そして長期休みの間はどのように営業して、どのように提供するのかということを1日の営業時間等も含めて、表のようなもので出していただけるといいと思います。もう1つ、貯蔵の方ですけれども、どういった季節にどういったものが入ってきて、それをどの期間にどのぐらい貯蔵するのかということ、1年間の計画としてどのように見積もられているのかということを見せていただきたいと思っています。今すぐにということではなく、次の委員会までにということでいいと思いますが、見せていただけとありがたいなと思います。それはなぜかと言いますと、やはりすごく気になっていることとして、食数が1つありますと、相当な運営努力をしないと、この場所にある施設のランチだけで1日50食以上出していくのは難しいのかなと。そうすると、夕方や夜間にも出しますとなれば、人件費等々の再計算が必要になると思います。現時点では、カフェという文言が計画の中によく出てきますが、そういうものを維持していくとどうなるのかという試算を出していただきたいと思いました。それがまず1点です。

もう1点続けてよろしいですか。機能を大きく2つに分けて見たときに、やはり私は小さな敷地の中で一緒にすることで、双方にとって少しマイナスな影響があるのではないかと思っています。2つ目の機能である地産地消、貯蔵機能ですけれども、それ自体はすごく重要なことだと思っていますが、それをこの南側の地域に整備するということで、果たしてつくば市の小規模農家への波及効果がどの程度あるのか、すごく大きな疑問です。さらに、材料を一旦集めて、今度はそれをつくば市内の給食センターに運んでいくわけですね。効率

で考えると、この2つ目の機能はやはり、もっと中心部にあるべきだと思っていまして、その波及効果が私の中であまりイメージできません。貯蔵機能が1階に優先されるがゆえに、本来地域に効果的に存在すべき給食施設というものが計画上2階に上がり、プライオリティとして下がっているように見えてしまう。それも含めて、地産地消をこの場所で取り組むことに対して、どういった見積もりをされたのかということを伺いたいです。これも、今御回答いただけた部分と、それ以外は次回までに何か資料があれば御提示いただければと思っております。以上です。

○藤川委員長

今、お答えいただけたことあれば、おっしゃってください。

○健康教育課

ありがとうございます。他の御質問もございますので、まとめて次回までに御用意したいと思います。よろしいでしょうか。

○山脇委員

ありがとうございます。

○藤川委員長

次、お願いします。

○堀委員

これまでお話を聞いていた中で、やはり防犯上の配慮という点がかなり気になっていまして、理想として地域の方と交流するという意義はその通りだと思いますが、現実問題としてこの施設見ると、地域の方、一般の利用者と児童生徒の動線が全く一緒で、防犯面の配慮という面では、かなり苦しいのかなと思います。対応策として、警察と連携するとか、防犯カメラ設置するだけでは、なかなか十分とは言えないかもしないという気がしています。この辺りをどのように整理していくかによって、自校給食の重要性という観点から言えばランチルームが必要という観点もありましたけれども、教室で通常どおり食べると

いう形でも対応できるでしょうし、施設の規模も若干変わってくるかもしれないという気もしております。コンセプトがそもそも一般の利用者の方と交流できるようにしましょうというものですので、この点に関してどう整理できるのかということが、根本的な話になってしまふ気がします。気になっていたのが採算性の評価のところで、伊達市や町田市のケースが出ていまして、給食センターに併設されたレストランという形で書かれていたのですが、他の自治体で児童生徒と一般の利用者が混ざり合うような形で利用しているケースがどの程度あるのか、あとは具体的に何か問題が出ていないのか、その辺は確認したいなと思っているところです。

○健康教育課

実際に伊達市や町田市を拝見しに行ったのですが、伊達市では給食センターの2階に椅子がございまして、町田市では、隣にも別の建物があるような形で繋がっている作りでした。ランチルームとレストランが混在しているという事例については、特にはございません。ただ、やはり事業として、地域の方と給食を食べるイベント等を行っていますが、日常的に一緒に食べるという施設は、こちらで確認した限りではありませんでした。

○堀委員

全国的にもこうした試みは初めてということになりますか。

○健康教育課

おっしゃるとおりです。加工施設だけを持っている給食センターや給食施設、あとはレストランだけを持っている給食施設というのは、全国でも何件かありますが、これらをすべて複合して、かつランチルームを入れるというような複合施設というのは、調べる限りでは、今回がおそらく初めてのケースかと考えております。

○堀委員

そうなるとやはり、防犯面はどうなのかなという懸念が、これをやれば大丈

夫でしょうという対策がぱつと思いつかないかなという気がしています。結構難しい問題なのかなという印象は受けます。ありがとうございました。

○藤井副委員長

すごくいいものだからやりましょうという前提の報告になっている気がしています。やはり課題があって、それにこういうふうに対応する、そういうところも含めて見た方が大規模事業評価としては適切なのかなと思います。今まで一通り伺っていて、妥当性の説明において、どうしても複合施設としての妥当性と給食センター、地域交流施設、貯蔵施設それぞれとしての妥当性という点を、一緒のものなので混ぜて説明をせざるをえないところはありますけれども、少し分けて考える方が本来はいいのかもしれないと思いました。

まず、給食センターの妥当性という観点では、今回、自校式で小さな規模で行うという方針に至っている大元が、市民の皆様からの御意見というところですけれども、一方でその前に大きなセンター方式を採択していて、やはりそちらとこの小さい規模の施設で、両方をやっていく必要性みたいなところをもう少し御説明いただく方が本来はいいのかなと思います。給食センターのあり方を大きく変えていく方針だと見えてしまう可能性もあるので、両方でやっていくことの必要性のような部分をもう少し御説明いただけるといいのかなと思っています。

それと貯蔵施設についても、先ほど山脇委員がおっしゃったように、貯蔵施設として見た場合の妥当性や事業規模の妥当性を御説明した上で、ここに入れていくことの複合的な効果という部分も1個別にあるのかなと思っていて、教育等の観点で一緒に見られることはとてもいいですけれども、そうだとしたらそれを市内全部の学校でやるのかというと、それはできないわけですよね。その時に、ここではやるけれども他ではやらない、ここでだけやるということの必要性のようなところはもう少し御説明いただけるといいのかなと思いました。おそらく、それは小規模学校とか、学校教育としての位置付けの中で、こ

の茎崎という場所がこういう場所で、だからこそこういう食育が一緒になっていることも重要だというような、そういう御説明があるといいのかなと思って伺っていました。

3つ目が、地域施設・地域コミュニティの施設としての妥当性の点では、すでに他の委員からもありましたように、複合コミュニティ施設として子どもと地域住民等が一緒にいる場所ということで、特別な配慮が必要な面もありますし、稼働時間もやはり夜間に営業するのか否かによっても運営の形態は大きく変わってくると思います。給食センターの職員が兼ねるということでは収まらない部分になってきます。もう1点、気になっている点が、先ほどふれあいプラザからの距離を伺いましたけれども、この岩崎というエリアの中では拠点性を持つ場所だと思いますが、谷田川が間に流れている茎崎地区という広いエリアの中で見たときに、少し端の方にも見えるこの場所が茎崎全体から来やすい場所なのだろうかとか、茎崎交流センターも別の場所にあり、窓口センターも別の場所に新たにできる中で、地域コミュニティ施設としてこの場所に作ることの必要性は別途議論する方がいいのかなと思いました。多分、全部1つにまとめていくコンパクトシティの考え方とは別に、複数の施設がカバーし合うという考え方もあると思うので、そうだとするとそういう御説明の中でこの場所がいいという方が、市有地だからとかももちろん条件としてはもちろんありますが、コミュニティ施設としての機能を持つのであれば、その妥当性は御検討いただきたいと思いました。

最後に、それら3つを複合することの妥当性や価値というのは、お伝えいただいていると思いますけれども、先ほどおっしゃった全国でも初めての試みであるという情報について、もう少し情報を追加していただけると判断しやすいかなと思いました。

○健康教育課

確かに、茎崎交流センターや他の施設も十分あるかと思います。ただ、他の

交流センターなどと異なる点として、食が中心となる施設であるということが言えると思います。交流センターの方でも、お食事ができる部分が一部あるかとは思いますが、市内の公共施設の中で飲食が自由にできる施設はございません。こちらの施設のみですので、そういう部分では他の公共施設とはまた別の考え方で、特別なもの、こちらだけにしかないという部分は、言えるのかなと考えております。

また、なぜこの場所かという点について、自己評価調書の18ページで場所の妥当性ということで、委員がおっしゃるとおり市有地だからという部分も確かにありますが、こちらの地区には茎崎給食センターという施設が以前ございました。ただ、老朽化ということで3月に閉所しています。こちらの地域は、既存の給食センターから給食を配送しておりますが、やはり配送時間が一番かかる地域という部分もございますので、そういう中で新しい給食施設というのは、1つの考えとしてあるのかなとは考えております。場所のお話で、一番南ということも確かにありますが、一方で、給食センターで市民向けの試食会等も年に何度か開いています。通常の給食業務に加えて、こうした取組を新たに行うということなので、年に1回程度が限界かなという現状ですが、市民の方の給食に対する思いや食べてみたいという興味がすごく高いので、どの地区的センターにおいても、30分以内に全ての予約枠が埋まってしまい、抽選を実施しているような状況となっております。ある程度、場所は南側ではありますが、興味がある方は一定数いらっしゃいますので、来ていただけるのではないかなと考えております。アクセスという部分では、やはり一番南側ではありますが、近くにバス停も3つほどございますので、車を持っていない方でもお越しいただけます。確かに遠いですが、逆に魅力をそこから発信できれば、茎崎地区において、あえて行くような施設になるようにしていかなければと考えております。不足の部分については、次回までにお出しする資料と一緒にお答えできればと思っております。申し訳ありません。

○藤川委員長

ありがとうございます。論点はほとんどみなさんと同じですけれども、私たちも重ねて意見させていただきます。1つは、市の中で一番南の地区に各既存のセンターに配送する機能を持たせるとすると、おそらく配送のコストのことも考えておく必要があると思います。それで、例えば中心部のどこかにつくることに比べて、どれぐらいコストが上がるのか、あるいはそもそもそれが不可能であれば、そのことを書いていただく必要があるかと思います。施設のことは書いてあるけれども、配送関係のことがほとんど書いていない点が気にかかっています。ですから、配送関係の試算なども資料として加えていただきたいということが1点です。

それから、一方で給食を自校方式にすることについて、私が小学生だったときは自分の小学校の中で給食が作られていましたが、今の小学校ではできないのだろうかと疑問に思いました。もちろん、より地域に開かれた場所を作りたいという意図はあると思いますけれども、給食のことだけを考えれば、それも可能ではないかと思ったのですが、もしそれは選択できないという理由がありましたら、それについてもお聞かせいただきたい。

○健康教育課

ありがとうございます。もちろん自校式の望む声というのは以前からいただいておりまして、既存の学校でできないのかというお話をいただく場合もございます。既存のそれぞれの学校の中で給食設備を整備することが、敷地的な問題、面積的な要件が問題となってきます。よく空き教室等ができるのではないかという御意見もよくいただきますが、空き教室の面積では足らず、加えて、工場ですので、通常の交流センターのような建物と違って、地下ピットや排水設備等の特別な仕様がございますので、既存の学校にそういったものを付け加えることはなかなか難しいと考えております。

○藤川委員長

他にいかがでしょうか。どうぞお願ひします。

○松橋委員

自分が小学生だとして、というユーザー目線でみると、食べる場所が校舎の外にあることで、雨が降っていたら傘差して、上着来て移動して、それを置いてとするのか、食べ終わってみんなそろってから解散なのか、自由に帰っていいのか等いろいろ想像する部分があります。食堂には、多分上履きじゃなくて下履きで行くだろうと思いますが、雨が降っているときには傘をささなくていいように屋根をつけるとか、車椅子に乗っている友達と一緒に移動できるようバリアフリーの通路になっているとか、課題を見つけ出すために実験的にやるのではなくて、問題が起きないようにクリアした上で進めてほしいと思いました。メインのお客さんである子どもがどのようになるのかという観点で見たときに、きちんと困り事がないかということは、基本設計ではチェックされているなという感じがしますけれども、問題が起きないような計画になっているといいなと思いました。

○藤川委員長

もし何かあれば。

○健康教育課

ありがとうございます。委員がおっしゃるとおり、子どもたちの移動について様々な方策を考えました。体育館の中を通った方がいいのではないか等、様々考えましたが、雨に濡れない屋根つきの通路を設置しまして、上履きのまま上がるような形で考えております。やはり車椅子など様々なお子様もいらっしゃいますので、そういった場合にも備えまして、バリアフリーの通路ですとか、あとはエレベーターも導入しております。こちらの学校が1学年1クラスで、全6クラスある学校ですので、移動についても問題なく、スムーズにできるのではないかと教員の方とも相談を続けております。今後もこの事業については様々な御意見をいただくとは思いますが、安全やお子様のことを見て、もち

ろん働く教職員の方々も含めて考えながら進めていければと思います。

○藤川委員長

ありがとうございました。

○松橋委員

ありがとうございます。上履きで入れるということが今わかりました。外来のお客さんは入口でスリッパか何かに履きかえてもらってから利用してもらうということですね。わかりました。

○藤川委員長

今ここで質問しておきたいってことが他にもしあればどうぞ。

○藤井副委員長

これは事務局への質問です。今回、この給食レストラン整備事業は15億を若干下回るぐらいの金額で大規模事業評価の対象になっているのですが、例えば先ほどお話に出ていた7,000食作れる給食センターは大規模事業評価を経ずに建設が完了していて、正直なところ少しアンバランスだなと思っています。大規模事業評価として、本当はもっと金額の大きい事業を評価していなくて、こちらの地域のことを非常に考えた小さいものが対象になってしまふ。対象になってしまふとどうしても厳しく言わざるをえなくなってしまう。せっかく先進的に取り組もうとしているところにブレーキをかけるようにも見えてしまう評価になることが嫌だなと思っています。大規模事業評価の対象事業について、今回が対象になっていて、他事業は対象になっていないことですか、今後もこの大規模事業評価がどうあるべきなのかというところを議論する機会があるのかどうか、最後にお伺いしておきたいです。

○事務局

事務局企画経営課の川原です。御質問ありがとうございます。まず、対象となる10億円を超える公共施設の整備事業については、この評価制度の中で外部評価にかけるか否かということを検討します。委員のおっしゃるとおり、例

えば規模の大きな給食センターや学校施設の建設については、外部評価にかけずに入めた事例は多々あります。それはなぜかと言いますと、一番の違いとして、緊急性・切迫性があつたかどうかという点がポイントになります。学校や給食センターは、近々に児童生徒が増えることが明らかであつて、この時期までにどうしても整備しなくてはいけないというかなり厳しいスケジュールの中で事業を進めていくわけで、そういうところで緊急性があるという判断を行い、外部評価にかけなかったという事例がございます。なぜ今回の事業が対象になったかというと、緊急性という観点で学校や給食センターと比べて、切迫性があるかどうかという部分を内部で議論しまして、その結果、今回は外部評価をかけてでも皆様の御意見をいただきながら着実に進めていこうと判断したという違いがございます。

ご指摘のとおり、制度自体の課題も多々感じています。10億円という基準がそもそも適切なかどうか、10億円を超えたたら速やかに外部評価の対象に値するのかどうか、適用除外の扱い方についてもこれまでの考え方でいいのかどうか、課題感を持っているところです。今回の外部評価委員会は、制度が始まつてから2件目の評価案件になります。こういった機会も今まであまりなかったものですから、給食レストランのお話をさせていただきつつ、評価制度そのものについても、事務局から課題や問題を提起させていただき、皆様と意見交換させていただきたいと思っていますので、是非、御協力いただければと思います。御質問ありがとうございます。

○藤井副委員長

はい、ありがとうございます。

○藤川委員長

どうでしょうか、もし今聞いておきたいということがあれば。よろしいですか。この会は今日も含めて少なくとも3回は開催されますので、より突っ込んだ質問あるいは資料の提示は次回までにメール等で事務局にお知らせすれば

いいということですね。ですので、今日お話をいただいたことを改めて書いていただきても結構ですけど、それは基本的に議事録に反映されるはずなので、それ以外のところを中心にむしろ書いていただくとよろしいかと思います。事務局からは事前に少しまとめた情報を皆さんに御回答いただくと良いかもしれません。第2回までに基本的な理解は共有できるようにしておきたいと思います。事務局から連絡事項があるということなので、次の議題に移りたいと思います。次第の6その他について、よろしくお願ひいたします。

○事務局

事務局の齋藤です。第2回の会議を1月中に開催予定ですが、委員の皆様から事前に御質問や御意見をいただき、事務局回答を共有させていただいた上で、第2回会議を迎えることを考えています。詳細については、後ほど御連絡いたします。

○藤川委員長

わかりました。開催案内等は基本的にメールで進めていただければと思いますが、郵送ではなくてもよろしいでしょうか。そういうことで、本日の会議はこれで終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

令和7年度第1回つくば市大規模事業評価委員会

日時：令和7年（2025年）12月19日（金）9時30分から
会場：つくば市役所5階 庁議室

次 第

- 1 開 会
- 2 辞令交付
- 3 委員長及び副委員長の選出について
- 4 諮問
- 5 議 事 審議事項（仮称）つくば市茎崎給食レストラン整備事業について
 - ・大規模事業評価制度について
 - ・（仮称）つくば市茎崎給食レストラン整備事業について
 - ・自己評価調書および評価会議結果について
 - ・質疑応答
- 6 その他
- 7 閉 会

配付資料

- 基礎資料1 つくば市大規模事業評価委員会条例
- 基礎資料2 つくば市大規模事業評価委員会名簿
- 基礎資料3 つくば市大規模事業の進め方に関する基本方針
- 基礎資料4 つくば市大規模事業を実施する際の評価に関する要綱
- 基礎資料5 つくば市新しい給食施設の検討について
- 基礎資料6-1（仮称）つくば市茎崎給食レストラン整備基本計画
- 基礎資料6-2（仮称）つくば市茎崎給食レストラン基本設計図面
- 参考資料1 つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例
- 参考資料2 つくば市情報公開条例（抜粋）
- 資料1 大規模事業評価制度（事務局説明資料）
- 資料2-1 大規模事業評価実施方針
- 資料2-2 自己評価調書
- 資料2-3 評価会議結果

つくば市大規模事業評価委員会条例
(設置)

第1条 市が行う大規模な施設整備事業（以下「大規模事業」という。）の評価に
関し調査審議するため、大規模事業評価委員会（以下「委員会」という。）を置
く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、大規模事業の評価に関する事項について調
査審議し、答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、第2条の所掌事務について必要な知識及び経験を有する者の中
から、市長が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の
委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたと
きは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、
委員の任命後初めての会議は、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すると

ころによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を求め、又は当該者に対し資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、政策イノベーション部において処理する。

附 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

大規模事業評価委員会 委員一覧

委員氏名（五十音順）

No.	氏名	所属	肩書
1	大塚 隆弘	大塚隆弘公認会計士・税理士事務所	公認会計士
2	藤井 さやか	筑波大学システム情報系社会工学域	教授
3	藤川 昌樹	筑波大学システム情報系社会工学域	教授
4	堀 賢介	つくばパーク法律事務所	弁護士
5	松橋 啓介	国立環境研究所社会システム領域 (地域計画研究室)	室長
6	山脇 博紀	筑波技術大学産業技術学部建築系	教授

【任期】

令和7年（2025年）12月19日～令和9年（2027年）12月18日

つくば市大規模事業の進め方に関する基本方針

平成 30 年 9 月

つくば市

1 背景及び目的

(1) 背景

つくば市では、これまでつくば駅前再整備などの都市基盤の整備やふれあいプラザ、市役所本庁舎、消防庁舎、小中一貫校の建設など、様々な大規模事業を進めてきました。

このような中、平成25年5月「つくば市総合運動公園事業」の検討が始まり、平成27年2月「（仮称）つくば市総合運動公園基本計画」を策定し事業を進めていく中で、同年8月住民投票が実施され、同年9月に当該事業を白紙撤回することとなりました。

これを受け、平成29年1月当該事業の調査・検証を行うため、総合運動公園事業検証委員会を設置し、同年4月に当該事業の検証結果報告書が提出されました。この報告書では、今後の市政運営に関して7項目の提言がされ、今後、市が行う大規模事業の進め方に関する教訓として活用すべきとされました。

総合運動公園事業検証委員会報告書より

（今後の市政運営への提言）

- 1 大規模事業については民意の把握を適切に行い、市民の直接的な要請に基づくものではない事業については市民への説明を十分に行うこと。
- 2 事業計画、基礎的検討の段階での議会への適切な報告を行うこと。
- 3 財源、市の財政負担の程度について確実な財源と「見通し」を区別して説明すること。
- 4 大規模な土地取得等における対象選定のルール整備、プロセスの透明化を図ること。
- 5 土地取得等の契約の相手方との交渉経緯についての情報開示、説明を行うこと。
- 6 大規模な土地取得における適正な価格算定のための鑑定評価のルールを整備すること。
- 7 事業計画や用地取得の段階において、「事業からの撤退」の検討の余地を残すこと。

（2）目的（必要性）

行政経営の視点から効率的かつ効果的に事業に取り組むためには、様々な実施手法の検討が必要となります。特に、大規模事業は、市民の関心が高い上、市の財政や市民生活への影響も大きく、大規模な土地の購入や建築物の整備などは、一度実施が決定されると途中段階での方向転換が困難という特徴があります。

そのため、大規模事業の実施に当たっては、民意の適切な把握を行い、事業の必要性、妥当性等について、市民や専門家からの意見等を求めた上で、慎重に事業の対応方針を決定する必要があります。

さらに、この対応方針決定までの一連の過程を公表することで、意思形成過程の透明化を図り、市民への説明責任を果たすことが重要です。

このようなことから、市では、今後の大規模事業の進め方について、事業の意思形成過程を含めた実施過程全体の透明性の向上と効率的で効果的な事業実施を図るため、本基本方針を策定し、全庁的に取り組んでいきます。また、本基本方針は社会情勢の変化等に合わせ、必要に応じて見直しを行っていきます。

2 大規模事業の定義

大規模事業とは、市が事業主体となって実施する事業で総事業費（用地取得を含む。）が10億円以上の施設整備事業（※）とします。

ただし、市民生活や地域経済への影響等の視点から市長が必要と判断した施設整備事業については、本基本方針の適用を受けるものとします。

※ 施設整備事業とは、学校、公園、福祉施設その他のつくば市が事業主体となって実施する全ての施設（インフラ施設（道路、橋りょう、上水道施設又は下水道施設をいう。以下同じ。）を除く。）の整備事業のことをいいます。

3 大規模事業の進め方に関する基本的な考え方

（1）民意の適切な把握

大規模事業を進めるに当たっては、常に民意を適切に把握していくことが重要です。

そのため、市民への積極的な情報提供及び適切な市民ニーズの把握を行い、事業の目的や進め方など必要な情報を市民と共有し、互いに理解を深めながら事業を進めていきます。

このような進め方を行うことで、市民ニーズを踏まえた、市民にとって

満足度の高い事業を行うことができるとともに、市民との信頼関係の醸成が図られます。

①積極的な情報提供

市は、大規模事業を進めるに当たり、事業の進め方、必要性や効果、課題、事業実施による将来への影響など、市民に必要な情報提供を十分に行います。

さらに、市は、事業計画等を策定した際には、計画の内容（事業規模、整備場所、財源確保の見通し等）について、市民や議会に対し、適宜、適切に説明するなど必要な情報提供を行います。

特に、大規模事業の場合は、将来にわたり市の財政負担が大きくなることが予想されることから、事業に要する財源については特定目的基金などの確実なものと補助金や市債などの「見通し」として充てられる可能性のあるものを区別するとともに、費用対効果などから事業実施の妥当性などを明らかにします。

②適切な市民ニーズの把握

市は、常に市民の声に耳を傾けるとともに、住民説明会やワークショップ、アンケート調査など、事業の目的や内容に応じた有効な手法を選択し、幅広い市民参加を求めてことで、適切な市民ニーズの把握を行います。また、市は、市民が積極的に意見を述べることができるように、一つの手法だけでなく、いくつかの手法を組み合わせるなど、潜在的な意見も含め、より多くの市民ニーズの把握を行います。

③市民とのコミュニケーションを図るための環境づくり

市民ニーズに即した事業を行うためには、市民とのコミュニケーションを図るための環境づくりも重要であることから、次の点に留意します。

ア 市民からの意見・要望を適切に把握する十分な機会と期間の確保

市は、常に市民が参加しやすい環境づくりに十分な配慮を行い、市民が自らの意見等を表明するための機会と期間を確保することで、市民とコミュニケーションを図り、フィードバックを受けながら、企画・立案を行い、より市民ニーズに即した事業に繋げていきます。

イ 市民からの意見・要望に対する真摯な対応

市は、市民意見等を尊重し、寄せられた意見等を十分に考慮して判

断します。また、意見等が採用できない場合には、その具体的な理由を丁寧に説明します。

（2）事業の客観性及び透明性の確保

大規模事業の実施に当たり市民の理解を得るためにには、事業の客観性を高め、事業内容を市民ニーズに即したものとしていくことが重要です。

市は、大規模事業の着手の妥当性を検証し、市としての対応方針の決定に資するとともに、意思形成過程の透明化を図るため、外部有識者等による大規模事業評価制度を導入します。

また、事業の途中段階において、大幅な事業計画等の変更があった場合には、再評価を実施します。

さらに、再評価において、事業内容が市民ニーズに即したものでないと判断された場合には、事業の途中であっても、「事業の見直し」や「事業からの撤退」を検討します。

① 事業評価の考え方

事業の果たす役割（目的）を踏まえ、事業による様々な効果・影響等について整理し、論理的・客観的に評価します。

評価を実施するに当たっては、別表第1で定める評価の視点を設けて実施します。

用地の確保を要する場合は、場所の選定方法（複数の候補地を設けて適正に選定しているかなど）及び用地の確保形態（取得や借地などの手法について検討しているか）について合理的かつ現実的な判断に基づいて行われているかなどを評価します。

なお、大規模事業評価の対象外とする事業は、別表第2のとおりとします。

② 評価結果の公表

事業評価の結果をはじめとする評価に関する一連の情報を公表し、市の説明責任を徹底することで、事業の進め方の透明性の向上を図ります。

また、評価の結果、実施する事業において用地を取得する場合、土地の鑑定評価については、統一的な考え方に基づき、公正かつ適正に行います。

別表第1

- | | |
|----------|-------------------------------------|
| 1 事業の必要性 | 市が担う必要性及び実施する必要性 |
| 2 事業の妥当性 | 整備手法、事業規模及び整備場所の妥当性 |
| 3 事業の優先性 | 事業の着手時期の適切性 |
| 4 事業の有効性 | 経済波及効果、市民生活の利便性向上等 |
| 5 事業の経済性 | 費用（維持管理費及び運営費を含む。）の適切性及び事業採算性 |
| 6 地域への対応 | 周辺環境及び景観との調和並びにこれらへの配慮、市民への説明・情報共有等 |

別表第2

- | | |
|---|--|
| 1 災害復旧事業 | |
| 2 既に都市計画決定されている事業 | |
| 3 インフラ施設の整備事業と不可分な事業 | |
| 4 公共施設の維持・修繕事業及び耐震改修事業 | |
| 5 法令等により事業の実施が義務付けられている事業 | |
| 6 国、県等と共同で実施する事業 | |
| 7 前各号に掲げるもののほか、市民生活又は地域経済に影響を及ぼすおそれがあるため緊急を要すると市長が認める事業 | |

○つくば市大規模事業を実施する際の評価に関する要綱

平成30年9月28日

告示第1045号

(趣旨)

第1条 この要綱は、大規模な施設整備事業を実施する際の評価に関し、必要な事項を定めるものとする。

(評価対象事業)

第2条 評価の対象とする事業（以下「評価対象事業」という。）は、学校、公園、福祉施設その他のつくば市が事業主体となって実施する全ての施設（インフラ施設（道路、橋りょう、上水道施設又は下水道施設をいう。以下同じ。）を除く。）の整備事業で、総事業費（用地取得費を含む。）が10億円以上の事業その他市長が必要と認める事業とする。

(適用除外)

第3条 次に掲げる事業には、この要綱の規定を適用しない。

- (1) 災害復旧事業
- (2) 既に都市計画決定されている事業
- (3) インフラ施設の整備事業と不可分な事業
- (4) 公共施設の維持・修繕事業及び耐震改修事業
- (5) 法令等により事業の実施が義務付けられている事業
- (6) 国、県等と共同で実施する事業
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市民生活又は地域経済に影響を及ぼすおそれがあるため緊急を要すると市長が認める事業

2 市長は、前項の規定によりこの要綱の規定を適用しない事業については、事業名、事業概要、適用除外とする理由等を記載した評価対象適用除外事業調書（様式第1号）を作成し、速やかに市のホームページへの掲載その他の方法により公示するものとする。

(評価の時期)

第4条 評価は、原則として、事業実施に必要な事業費に係る予算計上前行うものとする。ただし、国庫補助事業及び交付金事業にあっては国、県等への事業採択の要望（概算要望を含む。）を行う前に、都市計画決定を伴う事業にあっては都市計画決定の手続の前に行うものとする。

(評価の視点)

第5条 評価は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める視点から行うものとする。

- (1) 事業の必要性 市が担う必要性及び実施する必要性
- (2) 事業の妥当性 整備手法、事業規模及び整備場所の妥当性
- (3) 事業の優先性 事業の着手時期の適切性
- (4) 事業の有効性 経済波及効果、市民生活の利便性向上等
- (5) 事業の経済性・効率性 費用（維持管理費及び運営費を含む。）の適切性及び事業採算性
- (6) 地域への対応 周辺環境及び景観との調和並びにこれらへの配慮、市民への説明・情報共有等

(評価実施方針)

第6条 市長は、評価対象事業ごとに評価の時期、評価の視点、評価の方法等を記載した大規模事業評価実施方針（以下「評価実施方針」という。）（様式第2号）を定めるものとする。

2 市長は、前項の規定により評価実施方針を定めた場合は、速やかに市のホームページへの掲載その他の方法により当該評価実施方針を公表するものとする。

(自己評価調書の作成)

第7条 評価対象事業を所管する課等の長は、前条第1項の規定により定めた評価実施方針に基づき、評価対象事業の事業概要、評価項目等を記載した大規模事業自己評価調書（以下「自己評価調書」という。）（様式第3号）を作成するもの

とする。

(評価会議)

第8条 前条の規定により作成された自己評価調書について検討を行うため、大規模事業評価会議（以下「評価会議」という。）を置く。

- 2 評価会議は、会長及び委員をもって組織する。
- 3 会長は、市長をもって充て、会務を総理する。
- 4 委員は、副市長、教育長、市長公室長、つくば市行政組織条例（昭和62年つくば市条例第55号）第2条に定める部の長、つくば市水道事業及び下水道事業設置等条例（平成14年つくば市条例第59号）第3条第2項に定める部局の長、会計管理者、教育局長、消防長、議会局長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長及び農業委員会事務局長をもって充てる。
- 5 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。
- 6 評価会議の会議は、会長が招集する。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して評価会議の会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 8 評価会議の庶務は、政策イノベーション部企画経営課において処理する。

（令3告示182・令3告示453・令4告示242・令5告示259・一部改正）

(自己評価調書等の公表)

第9条 市長は、自己評価調書及び評価会議の意見を市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

(対応方針)

第10条 市長は、評価対象事業を実施するかしないか等の方針（以下「対応方針」という。）を定めるものとする。

- 2 市長は、対応方針を定めようとするときは、あらかじめ、つくば市大規模事業評価委員会（以下「評価委員会」という。）に意見を聴くものとする。

3 市長は、第1項の規定により対応方針を定めた場合は、速やかに市のホームページへの掲載その他の方法により当該対応方針及び評価委員会の意見その他必要と認める事項を公表するものとする。

(再評価)

第11条 市長は、前条第1項の規定により対応方針を定めた後に事業計画等に大幅な変更が生じた場合は、再び評価を行うものとする。この場合においては、第5条から前条までの規定を準用する。

附 則

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和3年告示第182号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和3年告示第453号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和4年告示第242号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年告示第259号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

評価対象適用除外事業調書

つくば市大規模事業を実施する際の評価に関する要綱の適用除外とする事業は、次のとおりです。

事業名	
事業期間	
概算事業費	
事業目的	
事業概要	
適用除外とする理由	要綱第3条第1項第 <input type="text"/> 号該当 (理由)

【問合せ先】

部 課
担当

(位置図等)

様式第2号(第6条関係)

大規模事業評価実施方針

事業所管部署	
作成年月日	

【評価の対象】

事業名	
場所	
事業概要	

【評価の時期】

- (1) 自己評価調書作成 :
- (2) 評価会議 :
- (3) 評価委員会 :
- (4) 対応方針の決定 :
- (5) 対応方針等の公表 :

【評価の視点】

事業の必要性	
事業の妥当性	
事業の優先性	
事業の有効性	
事業の経済性・効率性	
地域への対応	

【評価の方法】

--

【その他】

--

様式第3号(第7条関係)

大規模事業自己評価調書

事業所管部署	
作成年月日	

【事業概要】

事業名	
場所	
目的	
内容	
位置付け (関連計画等)	
事業スケジュール	
概算事業費	
その他特記事項	
位置図等	

【評価項目】

事業の必要性	(市民ニーズ等) (現状の課題) (市が担う必要性及び市が実施する必要性)
事業の妥当性	(需要予測等による整備手法、事業規模、整備場所、用地確保形態等の妥当性)
事業の優先性	(課題解決のため又は他事業との整合性から見た事業着手時期の適切性)
事業の有効性	(課題解決又は政策目標達成への有用性及び有効性) (事業未実施の場合との比較) (費用便益分析による有効性) (経済波及効果)
事業の経済性・効率性	(概算事業費の適切性) (維持管理費及び運営費の適切性) (事業採算性) (コスト縮減の工夫)
地域への対応	(周辺環境及び景観との調和) (周辺環境及び景観への配慮) (環境影響低減の工夫) (合意形成の取り組み)

つくば市 新しい給食施設の 検討について

令和6年(2024年)3月

目次

1	現状と課題	1
(1)	現状のつくば市立学校給食センターについて	1
(2)	今後の学校給食の在り方について	3
(3)	現状の地産地消について	5
2	新しい施設に求める機能	6
(1)	市民に向けた給食レストラン機能	6
(2)	給食食材における地場産物の貯蔵庫及び加工施設機能	6
(3)	自校式給食施設としての機能	6
(4)	炊飯設備の機能	7
(5)	環境負荷への配慮	7
(6)	持続可能な施設管理への配慮	7
3	新しい施設の整備方針	7
4	候補地について	8
(1)	候補地の考え方について	8
(2)	市内小中学校の条件比較	8
(3)	候補地の選定	10
5	施設整備概要	12
(1)	施設概要	12
(2)	給食施設棟	12
(3)	駐車場	12
(4)	外構	12
(5)	施設の木質化	12
6	事業スケジュール	14

I 現状と課題

(1) 現状のつくば市立学校給食センターについて

現在、つくば市では4か所の学校給食センターから、小学校31校、中学13校、義務教育学校4校、幼稚園15園及び茨城県立並木中等教育学校に約25,500食／日の給食を提供している。

4つの給食センターのうち、平成26年には、すこやか給食センター豊里が、令和2年には、ほがらか給食センター谷田部が、学校給食衛生管理基準に適応した最新の施設として供用を開始している。

また、沿線開発の人口増加に伴う学校新設により、必要食数が急激に増加し、既存の給食センターだけでは必要食数の確保が難しいことから、令和7年4月開所に向け（仮称）新桜学校給食センターの建設を進めている。

（仮称）新桜学校給食センター建設については、つくば市立学校給食センター整備基本計画（平成22年11月）で示された施設整備方針を踏襲し、つくば市学校給食センター整備方針（令和3年3月）に基づき、事業を進めている。

つくば市立学校給食センター概要

令和5年4月20日現在

	ほがらか給食センター谷田部	すこやか給食センター豊里	筑波学校給食センター	茎崎学校給食センター	（仮称）新桜学校給食センター
所在地	つくば市藤本3-1	つくば市高野1197-17	つくば市神郡1222	つくば市小茎401	つくば市天王台二丁目2-2
開設年月日	令和2年4月1日	平成26年4月1日	平成15年4月1日	昭和55年4月1日	令和7年4月（予定）
延床面積	4,744 m ²	3,299 m ²	822 m ²	1,141 m ²	3,886 m ²
敷地面積	11,444 m ²	8,364 m ²	3,502 m ²	4,617 m ²	10,037 m ²
調理能力	12,000食	8,500食	2,500食	3,500食	7,000食
R5提供数	12,549食	8,562食	2,367食	2,421食	
備考	令和7年予定食数 約11,000食	令和7年予定食数 約8,000食	令和7年予定食数 約1,500食	（仮称）新桜学校給食センター開所後、施設自体は閉所予定。	炊飯設備(7,000食)あり

なお、茎崎学校給食センターについては、供用開始後40年が経過し、建物や設備・機器等の老朽化が著しく新センター建設後は閉所としていたが、パブリックコメントを実施した結果、茎崎地区への給食施設存続の声もあり、茎崎地区における給食センターの在り方については、今後の市全体の児童生徒数の動向を注視

しながら、再度検討していく必要があると修正している。

<図1> 給食センター市内位置図



(2) 今後の学校給食の在り方について

学校給食にかかる施設整備及び学校給食の課題と方向性について、今後の学校給食の在り方を検討するため、令和3年度から令和4年度の2年間をかけ、下表名簿のとおり公募の市民委員も含め幅広い区分の委員で構成した「つくば市学校給食の在り方懇談会」を開催した。

懇談会委員名簿（計20名）

区分	所属・役職
市議会議員	つくば市議会
地方行政機関及び公共的団体の役員等	J Aつくば市役職員
	J Aつくば市職員
	J Aつくば市谷田部役職員
	J Aつくば市谷田部職員
学識経験者	つくば市栄養士部会部長
	つくば市学校給食会給食主任代表
	つくば市食生活改善推進員協議会会长
学校教育関係者	つくば市校長会会长
	つくば市学校給食会会长
	つくば市幼稚園会会长
学校給食運営に関わる市職員	つくば市教育局長
	つくば市財務部長
	つくば市経済部長
	つくば市給食センター代表所長
市民	つくば市PTA連絡協議会会长又は会長が指名する者
	市民公募(市内学校等に通う子の保護者)
	市民公募(市内学校等に通う子の保護者)
	市民公募
	市民公募

懇談会では、自校式給食とセンター方式との給食施設の比較検討の観点から、食育、地産地消について今後の取組みに対する意見をいただき、他自治体の事例を学ぶ機会にも恵まれ、施設整備面だけでなく、食育の取組み等において参考となる実例に触れることもできた。

また、つくば市の学校給食における地産地消の状況や食育の実施状況等を確認した。そして、保護者や一般の方が学校給食にもっと関心を持ち、理解を深める取組

みを実施するなど、さらなる工夫の余地について意見も交換された。

さらに、学校給食の提供上望ましい施設として、現行のセンター方式と自校方式の比較検討を行い、「市は今後の給食施設整備に当たっては、当懇談会委員から導入を望む声が多かった自校方式について検討されたい」とまとめられている。

〈つくば市学校給食の在り方懇談会意見〉

※ 一部抜粋

意見項目	意 見
地産地消	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者側としていかに生産者をサポートし、生産者を増やしていくのか、皆で考えていくことが必要。 ・納入業者が大規模か小規模かを問わず、地産地消を進めるためには入札以外の方法を検討すべき。 ・オーガニック食材を給食にも取り入れられるように、方向性を探るべきと考える。
食育	<ul style="list-style-type: none"> ・美味しく、できたての温かい給食を提供していく方法を模索すべき。 ・加工品の使用を減らし、添加物の少ない給食の提供を検討すべき。 ・給食の時間や食育を充実させるため、給食時間を長く取れる方策を考えると良い。 ・子どもたちの献立作りへの参加、子どもたちの施設見学など、積極的に子どもたちを給食づくりに巻き込み、発信していくと良い。
給食PR	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者や一般の方が学校給食にもっと関心を持ち理解を深める取組みを実施すべき。
給食施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・自校方式の良いところをたくさん話し合った。1校でもいいので自校方式を取り入れることを検討していくべきと考える。 ・センター方式を取りながらも自校方式の良い点をどう取り入れるか、といったことを今後検討すべき。 ・子どもたちが減った時に施設が無駄になることのないよう、将来に負担を残すような施設整備をすべきではない。 ・大規模センター方式か自校式かの二択ではなく、小規模なセンターについても選択肢に含め、検討していくべき。

今後、これらの意見を参考に、つくば市学校給食のさらなる向上を図ることが必要である。

(3) 現状の地産地消について

令和元年12月に、地域の活性化、生産者と消費者の結びつき強化、流通コストや環境負荷の削減等を目的とし、地域で生産された農産物を地域で消費する取組として、「つくば市の学校給食における地産地消推進ガイドライン」を策定し、学校給食での地元食材利用を推進してきた。

また、本ガイドラインの中間年度（令和3年度）には、学校給食の献立に使用した食品のうち、つくば市で生産・収穫された食品数の割合目標を20%と設定した。しかし、農産物については、天候不良等に左右されることも多く、献立の使用日と収穫時期にズレが生じ、地場産の入札がない月もあり、地産地消率が下がってしまう。年間をとおし安定供給を行うためには、新規地場産生産者の拡大のほか、食品の貯蔵や加工品の開発等の推進も検討していく必要がある。

地産地消率

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
割 合	16.1%	17.2%	21.3%	18.8%	18.4%

<参考>

地産地消率（金額数ベース）

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
割 合	35%	47%	48%	39.9%	40.3%

地産地消率（重量数ベース）

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
割 合	26%	25%	32%	26%	28%

以上のように、当市の給食提供について、児童生徒の急増への対応は、新しい給食センターを整備することにより可能となるが、(2)及び(3)の課題は、既存の給食センターや新しい給食センターだけで解決することは難しい。

つくば市の給食事業のさらなる向上を目指すために、新しい給食施設について検討を行う。

2 新しい施設に求める機能

(1) 給食食材における地場産物の貯蔵庫及び加工施設機能

安価な収穫時期に農産物をストックし加工等に活用することで、地元産野菜の積極的な購入を図ることができる。

- ・食品加工を行うことで、規格外品の活用が可能となる。
- ・自前で加工を行うことで、給食センターで利用しやすい製品を作ることが可能となる。
- ・貯蔵施設を設けることで、収穫時期と給食提供日とが合わない場合や学校が夏休み中に収穫される場合等、従来、給食に使用できなかった地場産野菜も購入可能となることから、生産者拡大や地産地消率の向上が見込まれる。

(2) 炊飯設備の機能

自前で炊飯を行うことで、季節や地域の特産物を活用した米飯メニューを提供することができ、食事のバリエーションを豊かにし、美味しいご飯の提供が可能となる。これにより、地域の生産者を支援することができる。

また、炊飯設備を整備することにより、非常時の炊き出しや、今後、提供食数が減少した際にも、他地域への米飯提供や、高齢者等への弁当製造工場への転換なども可能となる。

(3) 市民に向けた給食レストラン機能

市民の健康増進及びつくば市の食材PRを行い、栄養バランスの取れた食事を提供するため、市民が利用できる給食レストランを設ける。また、同時に市民へコミュニケーションの場を提供する。

・地域コミュニティでは、地域の住民が集まって交流を図る場が必要となる。その中で、給食を通じて一緒に食事をすることは、地域の人々がお互いに顔見知りとなり、コミュニケーションを深める機会となる。特に、地域の高齢者や子供たちにとっては、給食を通じて世代を超えた交流が生まれることで、孤立感の軽減や社会的なつながりの形成に役立つと考えられる。

・栄養バランスの取れた食事を提供することにより、食事による栄養不足や成人病予防等、健康維持及び増進につながる。

(4) 自校式給食施設としての機能

給食レストランの一部を近隣の学校が食堂として利用することで、自校式に近い給食提供が可能となる。

- ・学校が食堂として利用することにより、学年を超えた交流を図ることが可能となる。
- ・給食レストランと一緒にすることで、多世代交流が可能となる。
- ・食について学ぶ機会を提供することで、生産者や多くの市民が食についての関心を高める場を創ることができ、さらなる地産地消の推進策も図ることができる。
- ・食のイベント等を開催し、食を通じた集える場の提供は、地域のコミュニティの活性化にも繋がる。
- ・自校式給食施設と市民が同時に可能とするには、給食としての提供数は、あまり多くないことが望ましい。

(5) 環境負荷への配慮

生ごみ処理機やガスコーチェネレーションシステム、太陽熱給湯システム、節水器具、LED照明、コンピュータ制御による消毒保管庫の最適化運転システムなどの導入により、エネルギー使用量の削減、CO₂の排出抑制等、環境に配慮する。

(6) 持続可能な施設管理への配慮

前述の機能を重視しつつ、施設の機能を低下させることなく、経済性・効率性に配慮した整備を行う。また、建設地の人口動態等も踏まえ、施設機能転換等も考慮し長期的な将来を見据えた持続可能な施設とする。

3 新しい施設の整備方針

新しい施設の基本的な考え方として、2に挙げた機能を満たすものとすると共に、HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point : 危害分析・重要管理点) の考え方に基づく「学校給食衛生管理基準」等に適合し、安心・安全でおいしい給食を提供とするのはもとより、食を通じて地域の人々が交流し、コミュニティの絆を深める場としても活用する複合型施設とする。

また、自校式若しくは自校式に近い給食提供が可能となる、小規模な施設が望

ましい。

さらに、食事の提供だけでなく栄養指導や食育活動も行い、地域の住民に対して、栄養や食材の知識を提供し、健康的な食生活を促進する。

そして、地産地消のために地元の農産物や地域の特産品をより給食に使用できる施設整備も行い、地域の生産者や事業者を支援し、地域経済の活性化につなげるものとする。

4 候補地について

(1) 候補地の考え方について

- ① 利用可能な市有地を優先的な活用を検討する。
- ② 学校と隣接している土地であれば、市民が集える場と同時に通常の給食を子供たちに提供することが可能となる。
- ③ 日常的な地域の人々の利用や市民向けのイベント等の実施、駐車場の共有が可能であることなどから、公共施設が近くにあることが望ましい。
- ④ 自校式給食施設と市民が同時に使用するため、給食の提供数が少ないことが望ましい。
- ⑤ 既存の給食センターからの配送時間がかかる場所から選定が望ましい。

(2) 市内小中学校の条件比較

市内小中学校に隣接する活用可能な市有地の有無、市内小中学校近くの公共施設の有無について、比較検討した。

候補地の比較検討表

学校名	①活用可能な市有地	②市有地の学校との隣接性	③公共施設が近くにある	④児童生徒給食提供数(R7 予定)	⑤配送所要時間・15分以上(R7 予定)
大曾根小学校	×	×	×	537	—
前野小学校	×	×	×	128	—
要小学校	×	×	×	100	—
吉沼小学校	×	×	×	146	—
沼崎小学校	×	×	×	381	—
今鹿島小学校	×	×	×	109	—
上郷小学校	×	×	×	219	—

谷田部小学校	○	○庁舎跡地	○市民ホール 谷田部	787	—
谷田部南小学校	×	×	×	58	—
真瀬小学校	×	×	×	107	—
島名小学校	×	×	×	380	—
葛城小学校	×	×	×	619	—
柳橋小学校	×	×	×	58	—
小野川小学校	×	×	×	303	—
手代木南小学校	×	×	×	354	—
二の宮小学校	×	×	×	536	—
栄小学校	×	×	×	297	—
九重小学校	×	×	×	322	—
桜南小学校	×	×	×	336	—
栗原小学校	×	×	×	407	—
竹園東小学校	×	×	×	711	—
並木小学校	×	×	×	281	—
吾妻小学校	×	×	×	546	—
竹園西小学校	×	×	×	805	—
松代小学校	×	×	×	366	—
東小学校	×	×	×	419	—
茎崎第一小学校	×	×	×	474	—
茎崎第二小学校	○	○保育所跡地	○つくば市 ふれあい プラザ	148	○18分
茎崎第三小学校	×	×	×	143	○15分
香取台小学校	×	×	×	624	—
研究学園小学校	×	×	○市役所本庁舎	508	—
(仮称)みどりの南小学校	×	×	○つくば市民・ 学校プール	902	○17分
大穂中学校	×	×	×	565	—
豊里中学校	×	×	○市民ホール とよさと	505	—
谷田部中学校	×	×	×	489	—
高山中学校	×	×	×	473	—
谷田部東中学校	×	×	×	748	—
手代木中学校	×	×	×	734	—
桜中学校	×	×	×	452	—

吾妻中学校	×	×	×	253	—
竹園東中学校	×	×	×	700	—
並木中学校	×	×	×	380	—
茎崎中学校	○	○茎崎給食 センター	○市民ホール くきざき	170	—
高崎中学校	×	×	×	300	—
研究学園中学校	×	×	○市役所本庁舎	146	—
(仮称)みどりの南中学校	×	×	○つくば市民・ 学校プール	198	○17分
春日学園義務教育学校	×	×	×	939	—
秀峰筑波義務教育学校	×	×	○市民ホール つくば	914	—
学園の森義務教育学校	×	×	×	1,793	—
みどりの義務教育学校	×	×	×	1,711	—
合 計				25,413	

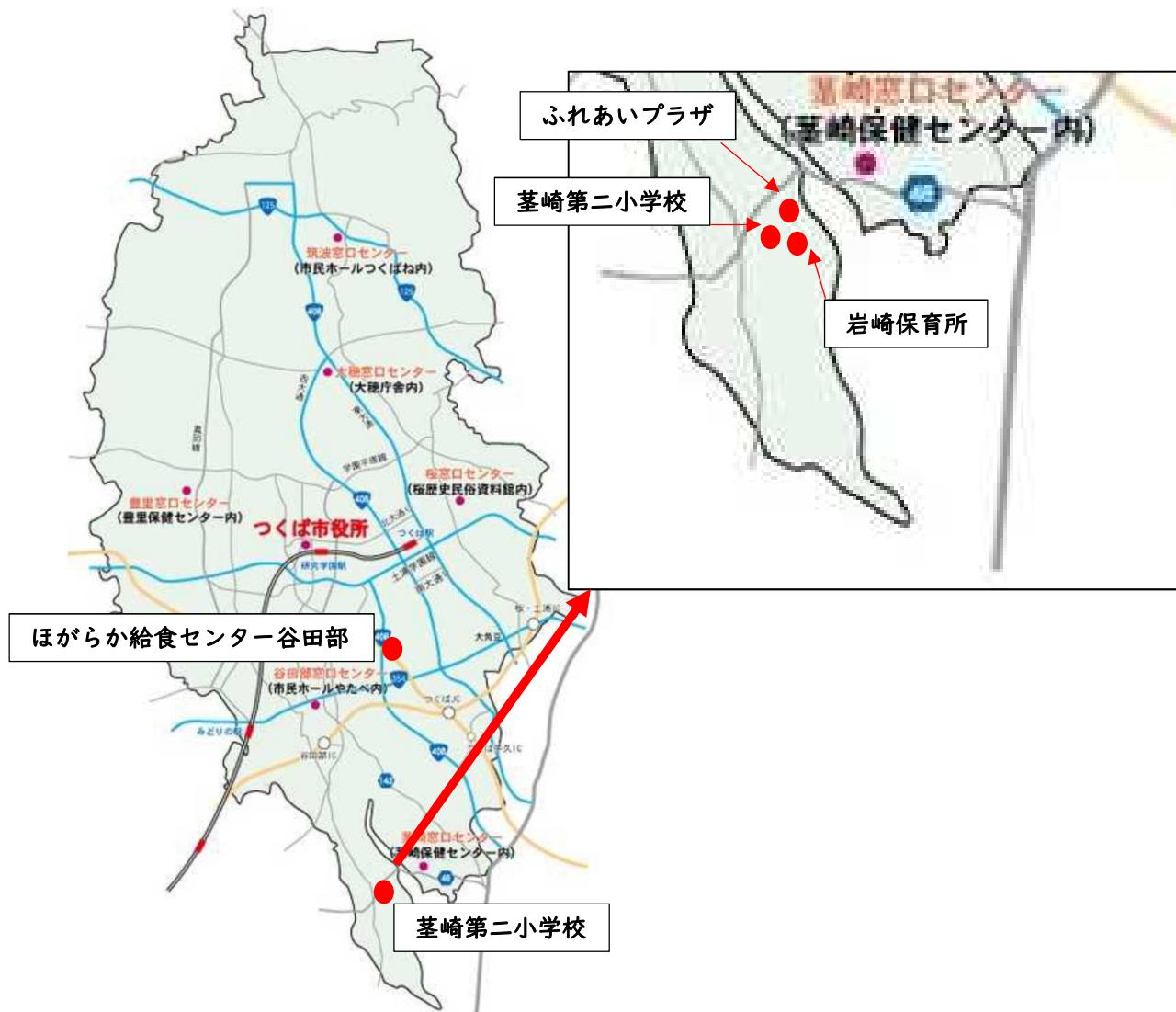
(3) 候補地の選定

5つの条件のうち、全てを満たす場所は、茎崎第二小学校であった。また、4つの条件を満たす場所は、茎崎中学校であった。

これらの条件比較、配送時間を総合的に考慮し、茎崎第二小学校に隣接する岩崎保育所用地を候補地とする。

なお、岩崎保育所用地は、徒歩5分から15分程度の範囲に、つくば市ふれあいプラザ、上岩崎集落、下岩崎集落があり、公共施設利用者や近隣集落からも比較的集まりやすい場所に立地している。

<図2> 茎崎第二小学校、岩崎保育所市内位置図



5 施設整備概要

(1) 施設概要

近年整備されたすこやか給食センター豊里及びほがらか給食センター谷田部、現在建設中の（仮称）新桜学校給食センターと同じく、鉄骨造2建てとし、1階に調理関連部門各室、事務関連部門各室を設け、2階にその他各室（調理員休憩室、見学機能等）を設ける。

またその他、1階に1日80食程度利用可能な給食レストランスペース、児童が給食を喫食する200食の食堂スペース、食品加工及び食品貯蔵室を設ける。また、2階には市民が利用可能な研修室を設ける。

調理能力については、300食1献立を調理提供する施設とする。食物アレルギー専用調理室や300食の炊飯設備を備えることにより、安心安全な給食提供に資する。

(2) 給食施設棟

敷地の北側に出入り口を設ける。出入り口に面して、給食レストラン入口及び事務室を設け、来客、施設見学者、職員等が円滑に出入りできるようにする。

また、敷地西側には、茎崎第二小学校の児童生徒の出入り口を設け、円滑に出入りできるようにする。

食材搬入車等が安全に通行できる道路を敷地内に確保しつつ、給食施設棟を適切に配置する。

(3) 駐車場

30台以上の駐車場と自転車駐車場を設置する。また大型バス1台分ほどの駐車スペースを確保する。

(4) 外構

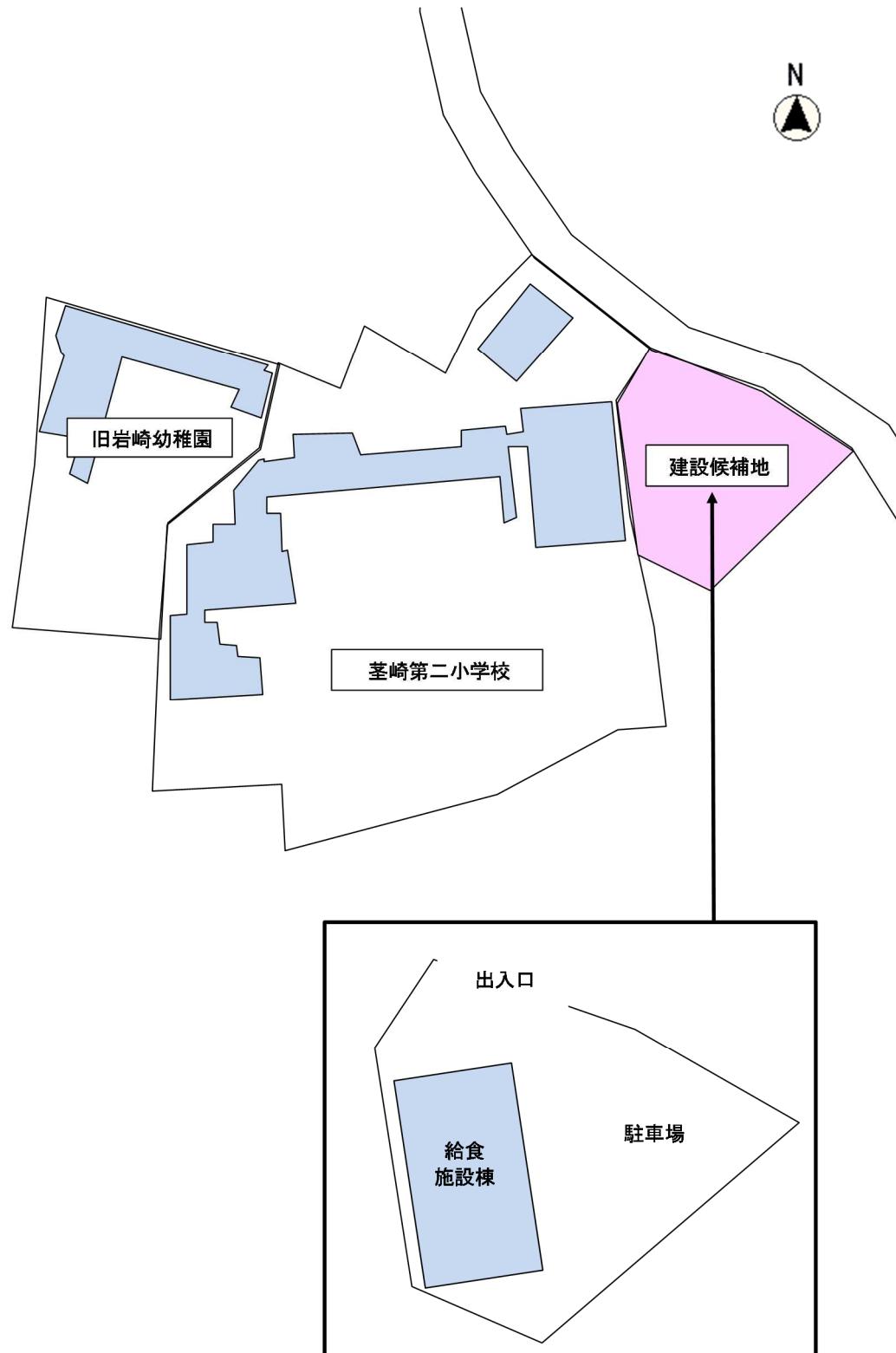
敷地外周の処理については、敷地測量の結果に基づき、検討する。

(5) 施設の木質化

給食施設という特質性や建物屋根部分に機器を設置するため、施設の木造化は難しいが、給食レストラン部分や児童の食堂部分、研修室や廊下等について、木

質化を十分取り入れていく。

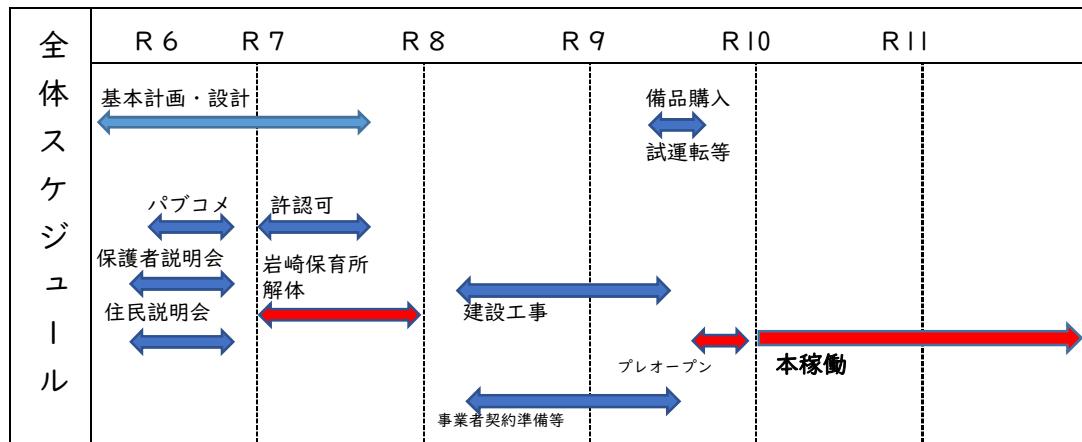
〈図2〉施設配置図



6 事業スケジュール

基本・実施設計で約15か月、建設工事で約15か月、保護者及び近隣住民への説明会も並行して行い、その他入札、議決等のタイミングもあることから、設計開始から供用開始までは、3年程度の期間が必要と見込まれる。

事業スケジュール（案）



令和6年 パブリックコメント

保護者説明会、住民説明会

令和6年から令和7年 基本計画、基本実施設計

令和7年 岩崎保育所解体（こども育成課）

令和8年から令和9年 建設工事

令和9年 一部プレオープン（給食レストラン部門）

令和10年 本稼働（児童への給食提供）

（仮称）つくば市
茎崎給食レストラン
整備基本計画

令和6年(2024年)9月

目 次

1 はじめに	1
(1) 今後の学校給食の在り方	1
(2) 地産地消の現状	1
2 施設の基本方針	2
(1) 食を通じた人々の交流	2
(2) 健康的な食生活の促進	2
(3) 地産地消の推進	2
3 施設の機能	3
(1) 給食食材における地場産物の貯蔵及び加工機能の導入	3
(2) 炊飯機能の導入	3
(3) 市民に向けた給食レストラン機能の導入	3
(4) 学校ランチルームとしての活用	4
4 施設の整備方針	4
(1) 環境配慮	4
(2) 調理場	5
(3) 貯蔵庫及び加工施設	5
(4) 食堂（ランチルーム）、給食レストラン	5
(5) 市民が利用できる多目的スペース	5
(6) 様々なコミュニケーションスペース	6
(7) 駐車場	6
5 建設予定地	6
(1) 計画地情報	6
(2) 計画地現況	7
6 配置計画案	10
7 検討事項	10
(1) 廚房機器・設備及び運営備品の選定	10
(2) 施設周辺環境への配慮	11
(3) 災害時機能等の検討	11
8 事業スケジュール	12

I はじめに

(1) 今後の学校給食の在り方

学校給食にかかる施設整備及び学校給食の課題と方向性について、今後の学校給食の在り方を検討するため、令和3年度から令和4年度の2年間をかけ、公募の市民委員も含め幅広い分野の委員で構成した「つくば市学校給食の在り方懇談会」を開催した。

懇談会では、センター方式と自校方式との給食施設の比較検討の観点から、食育、地産地消について、今後の取組に対する意見をいただくとともに、他自治体の事例を学ぶ機会にも恵まれ、施設整備面だけでなく、食育の取組等において参考となる実例に触れることもできた。

また、つくば市の学校給食における地産地消の状況や食育の実施状況等を確認した。そして、保護者や広く市民が学校給食にもっと関心を持ち、理解を深めるための取組など、さらなる工夫についての意見も交換された。

さらに、学校給食を提供する上で望ましい施設として、現行のセンター方式と自校方式の比較検討を行い、「市は今後の給食施設整備に当たっては、当懇談会委員から導入を望む声が多かった自校方式について検討されたい」とまとめられている。

今後、これらの意見を参考に、つくば市学校給食のさらなる向上を図ることが必要である。

(2) 地産地消の現状

令和元年12月に、地域の活性化、生産者と消費者の結びつき強化、流通コストや環境負荷の削減等を目的とし、地域で生産された農産物を地域で消費する取組として、「つくば市の学校給食における地産地消推進ガイドライン」を策定し、学校給食での地元食材利用を推進してきた。

また、本ガイドラインの中間年度（令和3年度）には、学校給食の献立に使用した食品のうち、つくば市で生産・収穫された食品数の割合目標を20%と設定した。しかし、農産物については、天候不良等に左右されることも多く、献立の使用日と収穫時期にズレが生じ、地場産物の入札がない月もあり、地産地

消率が下がってしまう。年間を通し安定供給を行うためには、新規地場産物生産者の拡大のほか、食品の貯蔵や加工品の開発等の推進も検討していく必要がある。

このような状況を踏まえ、つくば市の給食施設のさらなる向上を目指すことを目的に「つくば市学校給食の在り方懇談会」における様々な意見と、既存の給食センターだけでは解決することが難しい地産地消推進の課題を踏まえ「つくば市新しい給食施設の検討について」を令和6年3月に策定した。

2 施設の基本方針

H A C C P (Hazard Analysis and Critical Control Point: 危害分析・重要管理点) の考え方に基づく「学校給食衛生管理基準」に適合し、安心・安全でおいしい給食を提供しながら、前述した課題に対応するため以下の3点を施設の基本方針とする。

(1) 食を通じた人々の交流

食を通じて地域の人々が交流し、コミュニケーションを深める場として施設を活用していく。食を通じた人々の交流は、単なる食事を共にするだけでなく、お互いの価値観や考え方を尊重し合い、共感し合うことで、より豊かな人間関係を築くことができる貴重な機会になると考えられる。

(2) 健康的な食生活の促進

食事の提供のみならず、食事内容や栄養バランス、食物の摂取量などの具体的なアドバイスを受けることができる栄養指導や、食に関する知識や技術の習得に繋がる食育活動も行っていく。市民に対して健康的な食生活を促進することで、市民は心身の健康を維持し、豊かな生活を送ることができる。

(3) 地産地消の推進

地元の農産物や地域の特産品をより多く給食に使用できる施設を整備し地産地消を推進していく。地域で生産される農産物や特産品が地域内で消費されることで、生産者の収入が安定し、生産量の増加にも繋がるため地域経済の活性

化も期待できる。また、地域の資源を有効活用し、地域の魅力を高める取組にも繋がる可能性がある。

3 施設の機能

学校給食の複合型施設として役割を果たすための機能を備えるため、以下の機能の導入を検討する。

(1) 給食食材における地場産物の貯蔵及び加工機能の導入

地場産物の貯蔵庫を設けることにより、夏休み期間中に収穫される等、収穫時期と給食提供日とが合わず、従来は給食に使用できなかった地場産物の購入を可能とする。

また、青果物の一次加工（切裁、冷凍等）に必要な設備を導入することで、従来、既存の給食センターでは利用が難しい規格外品の活用や、様々な献立に合わせた製品製造が可能となる。

以上のことから、生産者拡大や地産地消の推進が期待できる。

(2) 炊飯機能の導入

施設で炊飯を行うことで、季節や地域の特産物を活用した米飯メニューを提供することができ、食事のバリエーションを豊かにし、より美味しいご飯の提供が可能となる。また、炊飯設備を整備することにより、非常時の炊き出しや、今後、市内全体の提供食数が減少した際に、他地域への米飯提供や、高齢者等への弁当製造施設への転換なども可能となる。

(3) 市民に向けた給食レストラン機能の導入

市民の健康維持及び増進、つくば市の食材PRを行い、栄養バランスの取れた食事を提供するため、市民が利用できる給食レストランを設ける。

また、同時に市民へコミュニケーションの場を提供する。

地域コミュニティでは、地域の住民が集まって交流を図る場が必要なことから、給食レストランを通じて、地域住民同士、又は地域住民と児童たちとの交流促進も期待できる。特に、地域の高齢者や子どもたちにとっては、食を通じて世代を超えた交流が生まれることで、孤立感の軽減や社会的なつながりの形成に役立つと考えられる。

栄養バランスの取れた食事を提供することにより、食事による栄養不足や生活習慣病の予防等、健康維持及び増進につながる。

(4) 学校ランチルームとしての活用

近隣の学校の児童は、施設内の食堂（ランチルーム）で喫食することで、自校方式に近い給食が可能となる上、学年を超えた交流や市民との多世代交流が可能となる。

食事を通して、児童の学年を超えた異学年交流、地域との交流イベント等、多様なコミュニケーションを図る場となる。

また、食のイベント等から、食について学ぶ機会を提供することで、生産者や多くの市民が食についての関心を高める場を創ることができ、さらなる地産地消の推進を図ることができる。

4 施設の整備方針

最少の費用で最大の効果を得ることを基本理念とする。

「学校給食衛生管理基準」に適応する施設としながら、より充実した施設環境を確保するためには、それ相応の経費負担が見込まれる。複合型施設としての必要な機能を低下させることなく、経済性や効率性に配慮し、施設整備費や維持管理費等の運営費の縮減を図るものとする。

(1) 環境配慮

ア 持続可能な施設管理及び環境負荷に配慮した施設を整備するものとする。

ガスコーチェネレーションシステム、太陽熱給湯システム、節水器具、LED照明、コンピュータ制御による消毒保管庫の最適化運転システムなどの導入を検討する。また、第3次つくば市役所地球温暖化対策実行計画に基づき、ZEB化（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）も進める。

イ 主要厨房機器の熱源については、機器ごとに最適な熱源を選択でき、機能性や作業性にも優れている、電気・蒸気・ガスを併用する。電気・蒸気・ガスを併用することにより省エネルギーとCO₂排出削減等も考慮し、環境にも配慮した施設とする。

前述の機能を重視しつつ、施設の機能を低下させることなく、経済性・効

率性に配慮した整備を行う。また、建設地周辺の人口動態等も踏まえ、施設機能転換等も考慮し長期的な将来を見据えた持続可能な施設とする。

ウ 野菜くず等、調理や加工によって生じる残渣を有効活用するため生ごみ処理機の導入も検討する。

(2) 調理場

ア 衛生面及び労働環境面からも優れているドライシステム方式を基本とする。

イ 献立の調理工程が整理された諸室の構成とし、一方通行の動線と明確な衛生区分を確保した上で、安全で効率的な作業が行えるように、食材ごとにエリアを区分して作業動線が交差しない配置とする。

※P13「学校給食施設の区分」参照

ウ 食育のために、外部から見える調理場とする。

エ 1日最大300食！献立の調理が可能な施設とし、食物アレルギー対応除去食を提供できる設備を備える。

(3) 貯蔵庫及び加工施設

プレハブ冷蔵庫、冷凍冷蔵庫を整備し、下処理した農産物の冷却や真空パックでの冷凍保存を行う。

(4) 食堂（ランチルーム）、給食レストラン

ア 1日約50食を給食レストランで提供する。

イ 自然素材（木質等）の利用を基本とし、明るく清潔な印象を受けるものとする。

ウ 食堂（ランチルーム）と給食レストランはオープンスペースとし、ブッフェ給食や多様なコミュニケーションを図ることのできる場とするが、感染症対策が必要な事態に備え、可動式の間仕切りで区切ることも可能とする。

エ 学校からスムーズな移動ができる動線とし、給食提供前に児童が使用する手洗い場を設ける。

(5) 市民が利用できる多目的スペース

市民の地域交流の場として、調理実習室の設置を検討する。

この設備を利用した栄養相談や食育イベントを開催することにより、学校給

食も含めた市の食育の拠点としての役割を付する。

また、他の機能と兼用する場合は、調理実習室の流しやコンロ等に蓋をする等、様々な利用できるつくりとする。

さらに、調理実習室を給食調理室と別に設けることで、様々な利用方法や、多くの方が交流できる場としたりするなど、福祉及び介護予防事業等への展開も可能となる。

(6) 様々なコミュニケーションスペース

自由なコミュニケーションや一息つける休憩の場として、廊下や共用部にベンチやたまり場をつくる。

(7) 駐車場

30台程度の駐車場及び自転車駐輪場並びに大型バス1台分ほどの駐車スペースを確保する。

また、近隣の学校で児童の送迎等で駐車場を使用することも想定し、出入口を2か所設置するなど、敷地内に車両が滞留しないような動線を確保する。

さらに、十分な駐車場確保のために施設敷地外にも臨時駐車場を設置することも検討する。

5 建設予定地

基本構想である「つくば市新しい給食施設の検討について」で選定した旧岩崎保育所用地を建設予定地とする。

なお、現況は以下のとおりである。

(1) 計画地情報

所在地	つくば市下岩崎 2105 番地（旧岩崎保育所用地）
面積	約 2,500 m ²
地目	学校用地
所有者	つくば市
区域区分	市街化調整区域
建蔽率/容積率	60%/200%
道路状況	<ul style="list-style-type: none"> 北側：市道1級69号（拡幅後座標図無し） 東側、西側、南側：接道無し
インフラ整備	<ul style="list-style-type: none"> 上水道：北側道路に上水管が埋設 下水道：北側道路に污水管が埋設 雨水：敷地内浸透

(2) 計画地現況

①

電気引き込み



電気引き込み可。既存施設に引き込み有り。

②

上・下水道



前面道路に上水管敷設有り。既存敷地に引き込み有り。

前面道路に下水管敷設有り。既存敷地に引き込み有り。

③ 周辺道路



拡幅後の正確な道路境界線を示した図面情報がないため測量が必要となる。

④ 出入口



既存の門扉の状況

施設建設時においてもこの付近が出入口として想定される。

⑤ 既存建物周辺の状況



前面道路から敷地を見た写真（左）

隣地の畠側から敷地を見た写真（右）

⑥ 隣接地との境界



敷地外周はフェンスで囲まれており、敷地境界で高低差がある。

⑦	隣接地との境界
	<ul style="list-style-type: none"> ・茎崎第二小学校の体育館 GL と、敷地の現況 GL（駐車場）は 2m 程度の高低差有り。 ・敷地外周はフェンスで囲まれており、敷地境界で高低差がある。

6 配置計画案

上述した「新しい給食施設の機能」や「新しい給食施設の整備方針」を踏まえ、配置計画案を作成した。

※「別紙 配置計画案」参照

7 検討事項

(I) 厨房機器・設備及び運営備品の選定

ア 厨房機器の選定

主要となる厨房機器を基に、動線計画や衛生管理、食品加工機能、並びに建物の床面積の算定を行った。

※P14「厨房機器の選定」参照

イ 配置計画・稼動機器の効率性の比較検討

HACCPの概念を踏まえ、一方通行の動線と明確な衛生区分を確保した施設計画とする。安全で効率的な作業が行えるよう、食材ごとにエリアを区分し作業動線が交差しない配置とする。

また、メニュー及び加工製品ごとに調理工程が整理された諸室構成とし、品質の高い、衛生管理の行き届いた調理及び食品加工ができるようとする。

ウ 初期コスト、ランニングコストの比較検討

熱源利用方式の項でも触れたように、加熱機器や洗浄・消毒機器といった主要厨房機器の熱源は、トータルコストが安価な電気・蒸気・ガスを併用する。

多数が同時に稼働する時間帯の加熱機器を蒸気式・ガス式の機器として電力使用ピークを抑制するなど、施設全体にとって長期的に最もコストメリットのある選択をする。

食器、食器カゴ、コンテナ等については、すこやか給食センター豊里、ほがらか給食センター谷田部及び令和7年4月開所予定の（仮称）新桜学校給食センターとの互換性を持たせることも含めて検討する。備品類・予備部品等の共有化により、維持管理コストを最小化する。

（2）施設周辺環境への配慮

ア 隣接道路及びアクセス条件の確認、駐車場の利用可能性を踏まえ、入口及び駐車場の配置と規模の考え方及び食材納入車両等の敷地内動線を整理する。

イ 屋外施設においては低騒音の機器を採用し、周辺環境へ配慮する。

ウ 排水において、除害施設を設ける場合は流量の計算を綿密に行い、十分な分解容量に対応可能な施設を設けること。

（3）災害時機能等の検討

学校給食施設としての本来の機能である「子ども達への安心・安全な給食の提供」を最重点とし、主要機能を早期に復旧し、インフラ復旧と同時に学校給食を再開できる災害に強い施設とする。

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」を踏まえ、建築構造体、非構造部材、設備の適切な耐震安全性を設定する。災害発生時のインフラ確保を考慮し、太陽光発電等自家発電設備等の導入について検討が必要となる。移動式煮炊き釜の導入や、防災倉庫への備蓄米の備蓄により一部防災機能を担うことが可能となる。

災害時の炊き出し（応急給食）機能や備蓄機能が求められる場合、防災倉庫の設置やインフラ停止時にも稼働可能な炊き出し設備の検討が必要となる。

災害時の炊き出しについては、食糧・燃料等の備蓄をはじめ、食数や内容、提供方法、頻度、回数等の提供条件、さらには実施者の確保等の課題がある。炊き出しにおける学校給食施設の役割については、今後、防災担当部局等と相談しながら、検討し決定していく必要がある。

8 事業スケジュール

令和6年度から令和7年度 基本・実施設計

令和7年度 旧岩崎保育所解体（こども部）

令和8年度から令和9年度 建設工事

令和9年度 一部プレオープン（給食レストラン）

令和10年度 本稼働（児童への給食提供）

学校給食施設の区分

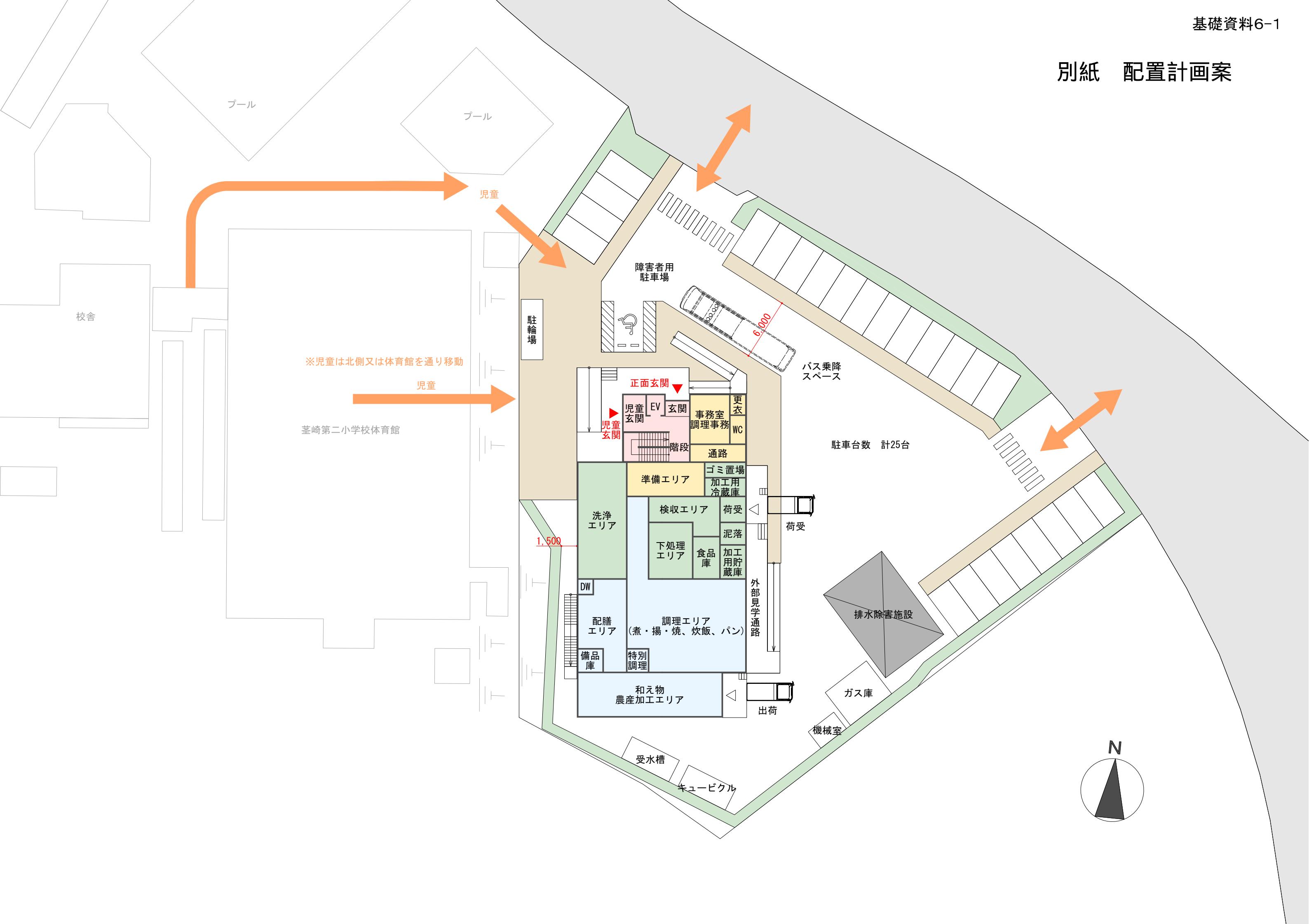
区分			内容
学校給食施設	調理場	汚染作業区域	<p>検収室－原材料の鮮度等の確認及び根菜類等の処理を行う場所</p> <p>食品の保管室－食品の保管場所</p> <p>下処理室－食品の選別、剥皮、洗浄等を行う場所</p> <p>返却された食器・食缶等の搬入場</p>
			洗浄室（機械、食器具類の洗浄・消毒前）
		非汚染作業区域	<p>調理室－食品の切裁等を行う場所</p> <p>－煮る、揚げる、焼く等の加熱調理を行う場所</p> <p>－加熱調理した食品の冷却等を行う場所</p> <p>－食品を配食する場所</p> <p>－食品を加工する場所</p>
			<p>配膳室</p> <p>食品・食缶の搬出場</p>
	その他		洗浄室（機械、食器具類の洗浄・消毒後）
			<p>更衣室、休憩室、調理員専用便所、前室等</p> <p>事務室等</p> <p>（学校給食調理員が通常出入りしない区域）</p>
一般外来エリア			<p>食堂（ランチルーム）－近隣の学校の児童が給食を喫食する場所</p> <p>レストラン－市民が利用できる給食レストラン</p> <p>会議室兼調理実習室－市民が利用できる公共設備</p>

厨房機器の選定

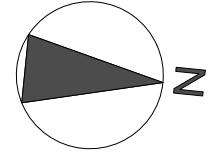
荷受・検収	荷受室
	自動皮むき装置
下処理	野菜用冷蔵室
	野菜用冷凍室
	肉魚用冷蔵室
	肉魚用冷凍室
	加工用食材貯蔵庫
	野菜・果物シンク
	電解水生成装置
	割卵室
上処理	フードスライサー
	さいの目切機
	フードミキサー
	食品成型機
煮炊室	回転釜
和え物冷却	真空冷却機
	待機用冷蔵庫
	和え物食缶冷却
蒸し焼き物	スチームコンベクションオーブン
	SVロースター
	フライヤー
アレルギー	スチームコンベクションオーブン
	IHクッキングヒーター
	器具洗浄機
炊飯	米サイロ
	浸漬装置
	立体炊飯機

	盛付機
	おにぎり製造機
パン製造	ベーカリーコンベクションオーブン
	急速液体冷凍機
	高温高圧調理機
	真空包装機
加工設備	金属検知器
	裏ごし機
	製品用冷蔵庫
	製品用冷凍庫
洗浄	食器食缶トレイ洗浄機
	消毒保管庫
コンテナ室	コンテナ消毒
	コンテナ

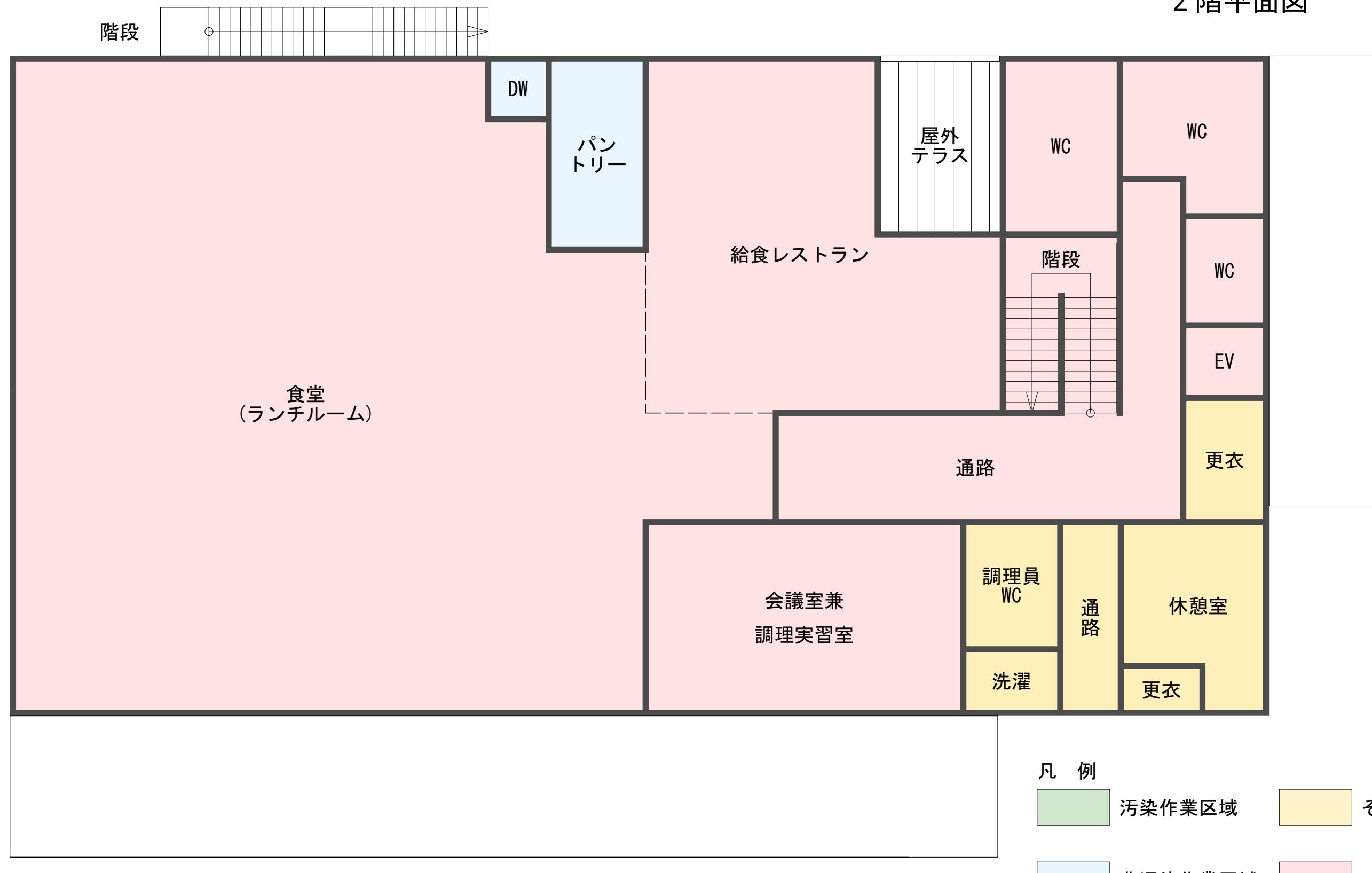
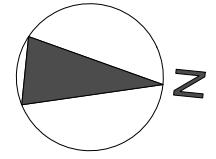
別紙 配置計画案



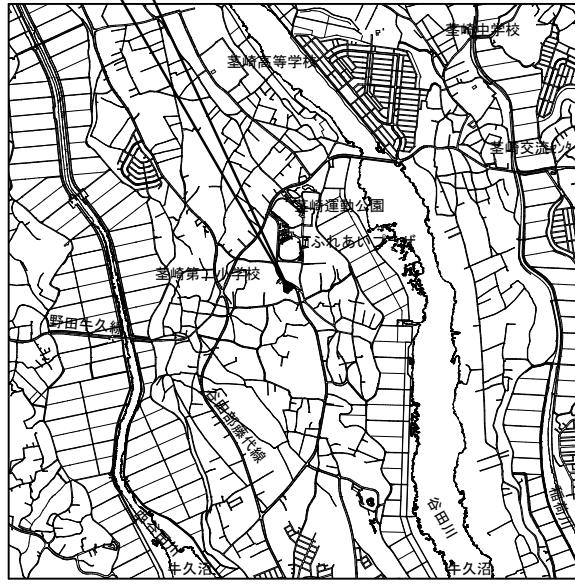
1階平面図

1階平面図: 約465m²2階平面図: 約490m²延べ面積: 約955m²

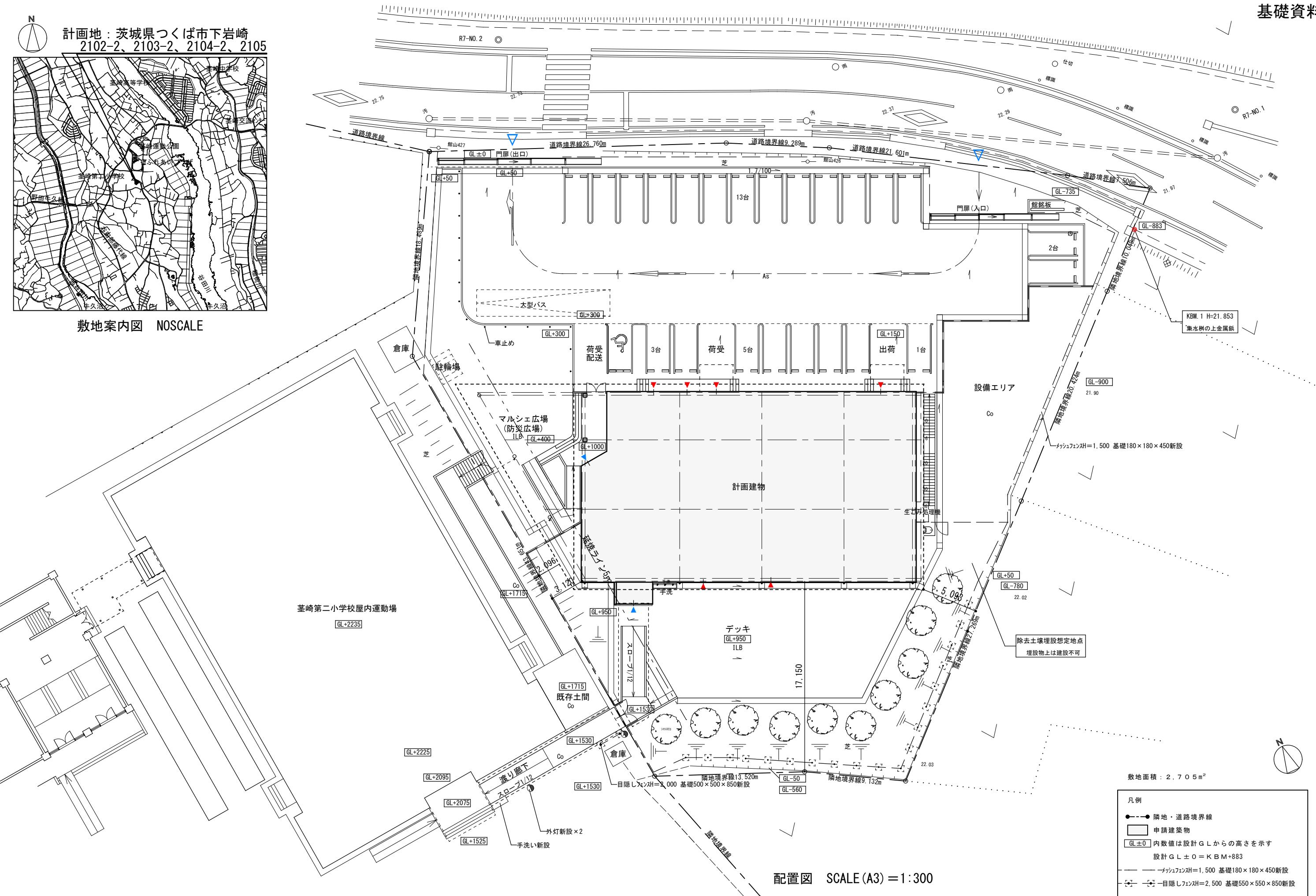
2階平面図

1階平面図： 約465m²2階平面図： 約490m²延べ面積： 約955m²

計画地：茨城県つくば市下岩崎
2102-2、2103-2、2104-2、2105

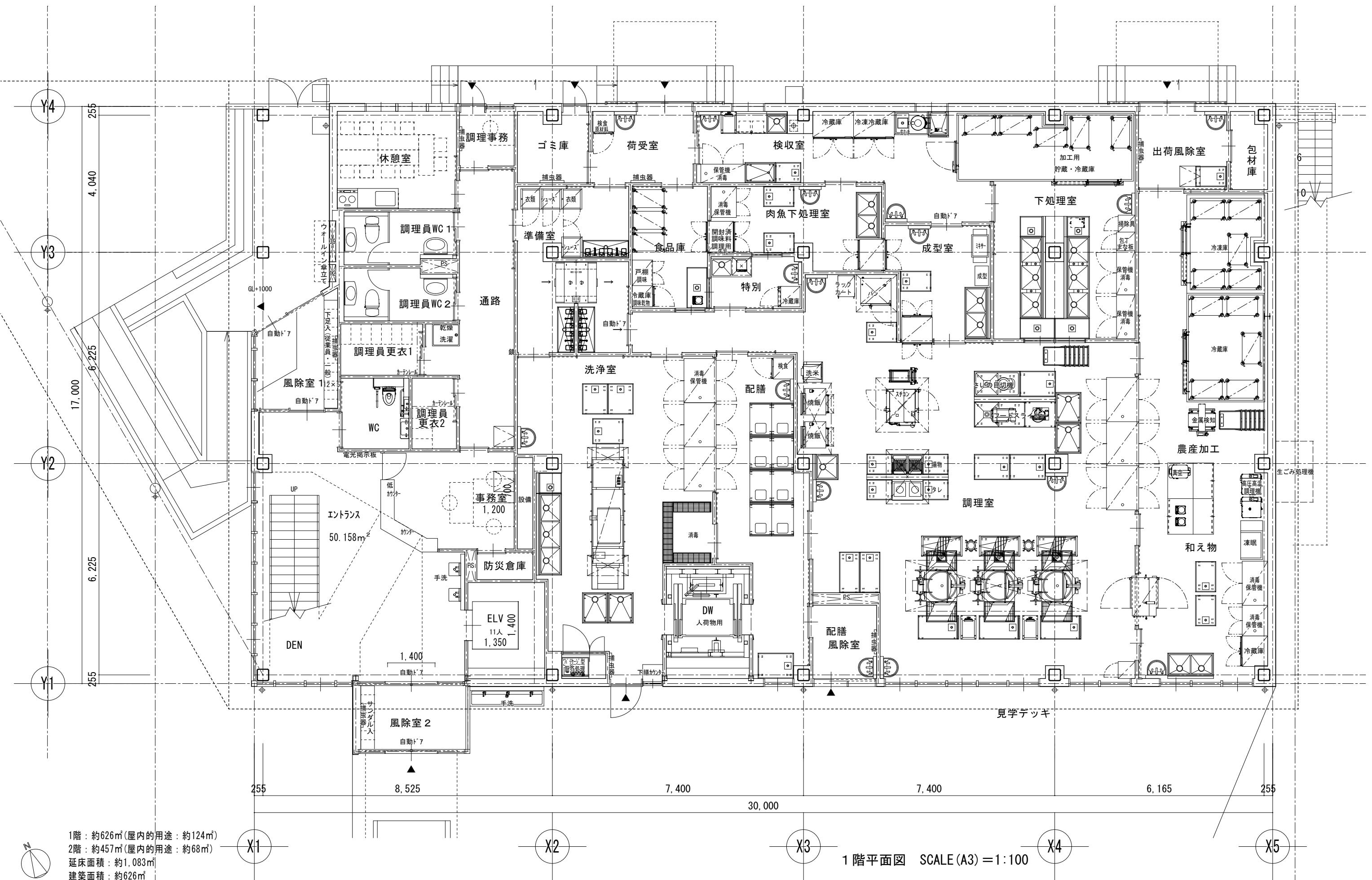


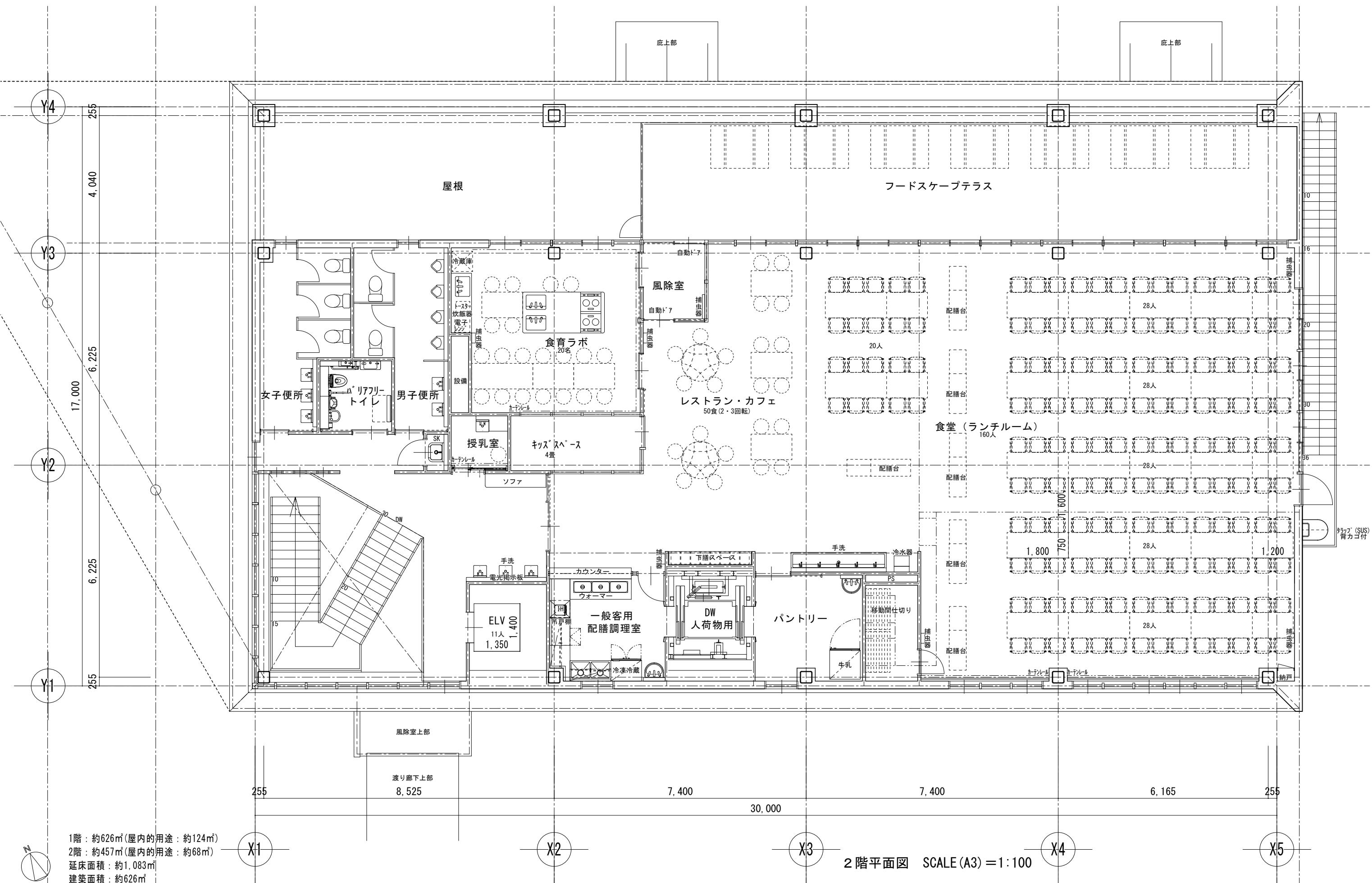
敷地案内図 NOSCALE



(仮称)つくば市茎崎給食レストラン基本設計

敷地案内図、配置図





○つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例

平成 29 年 12 月 22 日

条例第 35 号

(目的)

第 1 条 この条例は、附属機関の会議及び懇談会等を公開すること等により、市政運営における透明性の向上を図り、及び市民の市政運営に対する理解を深め、もって開かれた市政の一層の推進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

当会議は
懇談会に
該当

(1) 附属機関 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関をいう。

(2) 懇談会等 市民、有識者等のうち執行機関が選任した者から意見、知見等を聴取し、市政運営の参考とすることを主な目的として開催する懇談会、懇話会、検討会、研究会その他市政運営上の会議をいう。

(3) 執行機関 地方自治法第 138 条の 4 第 1 項の規定に基づき市に置かれる執行機関のうち附属機関の属する執行機関又は懇談会等を開催する執行機関をいう。

(会議公開の原則)

第 3 条 附属機関の会議及び懇談会等は、これを公開する。

(非公開ととができる会議)

第 4 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、執行機関又は附属機関若しくは懇談会等の長は、附属機関の会議又は懇談会等の全部又は一部を非公開ととができる。

(1) 会議において、つくば市情報公開条例（平成 27 年つくば市条例第 27 号）第 5 条に規定する不開示情報（以下「不開示情報」という。）が発言される見込みがあるとき。

(2) 会議を開くことにより、公正又は円滑な会議の運営に著しい支障が生じ、会議の目的が達成されないと認められるとき。

(会議の非公開の決定方法)

第 5 条 前条の規定による附属機関の会議及び懇談会等の非公開の決定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 前条第 1 号に該当するおそれがあるとき 次のいずれかの方法

ア 執行機関が規則で定める事項を勘案し、決定する方法

イ 附属機関又は懇談会等の長が当該附属機関の会議又は当該懇談会等に諮り、規則で定める事項を勘案し、決定する方法

(2) 前条第 2 号に該当するおそれがあるとき 附属機関又は懇談会等の長が当該附属機関の会議又は当該懇談会等に諮り決定する方法

(会議開催の事前公表)

第 6 条 執行機関は、規則で定めるところにより、附属機関の会議及び懇談会等の名称、

会議は原
則公開
で、非公
開に該當
しないこ
とを当日
確認予定

参考資
料2
参照

参考資料 1

開催日時その他の規則で定める事項を当該会議を開催する日の 7 日前までに公表しなければならない。ただし、緊急に附属機関の会議又は懇談会等が開催されるときは、この限りでない。

(会議の傍聴等)

第 7 条 附属機関の会議及び懇談会等を傍聴することができる者の数は、その都度、執行機関が定める。

2 附属機関の会議又は懇談会等を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者その他の規則で定める者は、当該会議を傍聴することができない。

3 附属機関の会議又は懇談会等を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）は、規則で定める事項を遵守し、及び会場の秩序維持に関して附属機関又は懇談会等の長の指示に従わなければならない。

4 附属機関及び懇談会等の長は、傍聴人が前項の指示に従わないときは、当該傍聴人に対し、退場を命ずることができる。

(会議資料の閲覧)

第 8 条 執行機関は、附属機関の会議及び懇談会等が公開されるときは、当該会議の資料（不開示情報が記載されているものを除く。以下同じ。）を傍聴人の閲覧に供しなければならない。

(会議録の作成)

第 9 条 執行機関は、規則で定めるところにより、附属機関の会議及び懇談会等について、公開又は非公開にかかわらず、当該会議終了後遅滞なく会議録を作成しなければならない。

(会議録の写し等の公表)

第 10 条 執行機関は、規則で定めるところにより、公開の附属機関の会議及び懇談会等にあっては前条の規定により作成した会議録及び当該会議の資料を、非公開の附属機関の会議及び懇談会等にあってはその概要を記録したものを公表しなければならない。

(公開状況の公表)

第 11 条 市長は、規則で定めるところにより、附属機関の会議及び懇談会等の公開状況について、公表しなければならない。

(他の条例に特別の定めがある場合の取扱い)

第 12 条 附属機関の会議の公開等について、他の条例に特別の定めがあるときは、その定めるところによる。

(委任)

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

参考資料 2

○つくば市情報公開条例

平成 27 年 7 月 1 日

条例第 27 号

改正 平成 28 年 3 月 24 日条例第 26 号

平成 29 年 6 月 30 日条例第 22 号

令和 5 年 3 月 30 日条例第 5 号

令和 5 年 3 月 30 日条例第 6 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、民主主義の理念にのっとり、知る権利の保障としての行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の行政活動を市民に説明する責務が全うされるようになるとともに、行政運営の透明性の向上及び公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。

(略)

以下の不開示情報が含まれる

(行政文書の開示義務)

会議の場合は非公開となる

第 5 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第 2 項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令、条例若しくは規則の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分。ただし、当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがある場合は、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。

参考資料 2

(2) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 60 条第 3 項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第 4 項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第 1 項に規定する保有個人情報から削除した同法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する記述等若しくは同条第 2 項に規定する個人識別符号

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(5) 市の機関、財産区、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 市の機関、財産区、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(7) 法令又は他の条例の規定により公にすることができないと認められる情報

（以下、略）

つくば市大規模事業評価委員会

日時 令和7年（2025年）12月19日（金）9：30から

場所 つくば市役所 5階庁議室

次第

1 開会

2 辞令交付

3 委員長及び副委員長の選出について

4 質問

5 議事 審議事項（仮称）つくば市茎崎給食レストラン整備事業について
・大規模事業評価制度について説明
・（仮称）つくば市茎崎給食レストラン整備事業について説明
・自己評価調書および評価会議結果について説明
・質疑応答

6 その他

7 閉会

つくば市大規模事業評価制度 概要

1 背景・目的

- ・ 大規模事業は、市民の関心が高い上、市の財政や市民生活への影響も大きく、大規模な土地の購入や建築物の整備などは、一度実施が決定されると途中段階での方向転換が困難という特徴がある。
- ・ 大規模事業の実施に当たっては、民意の適切な把握、事業の必要性、妥当性等について、慎重に事業を決定する必要がある。
- ・ 本制度により、事業の意思形成過程を含めた実施過程全体の透明性の向上と効率的で効果的な事業実施を図る。

2 大規模事業の定義

- ・ 市が主体で実施する用地取得を含む総事業費10億円以上の施設整備事業

3 大規模事業の進め方に関する基本的な考え方

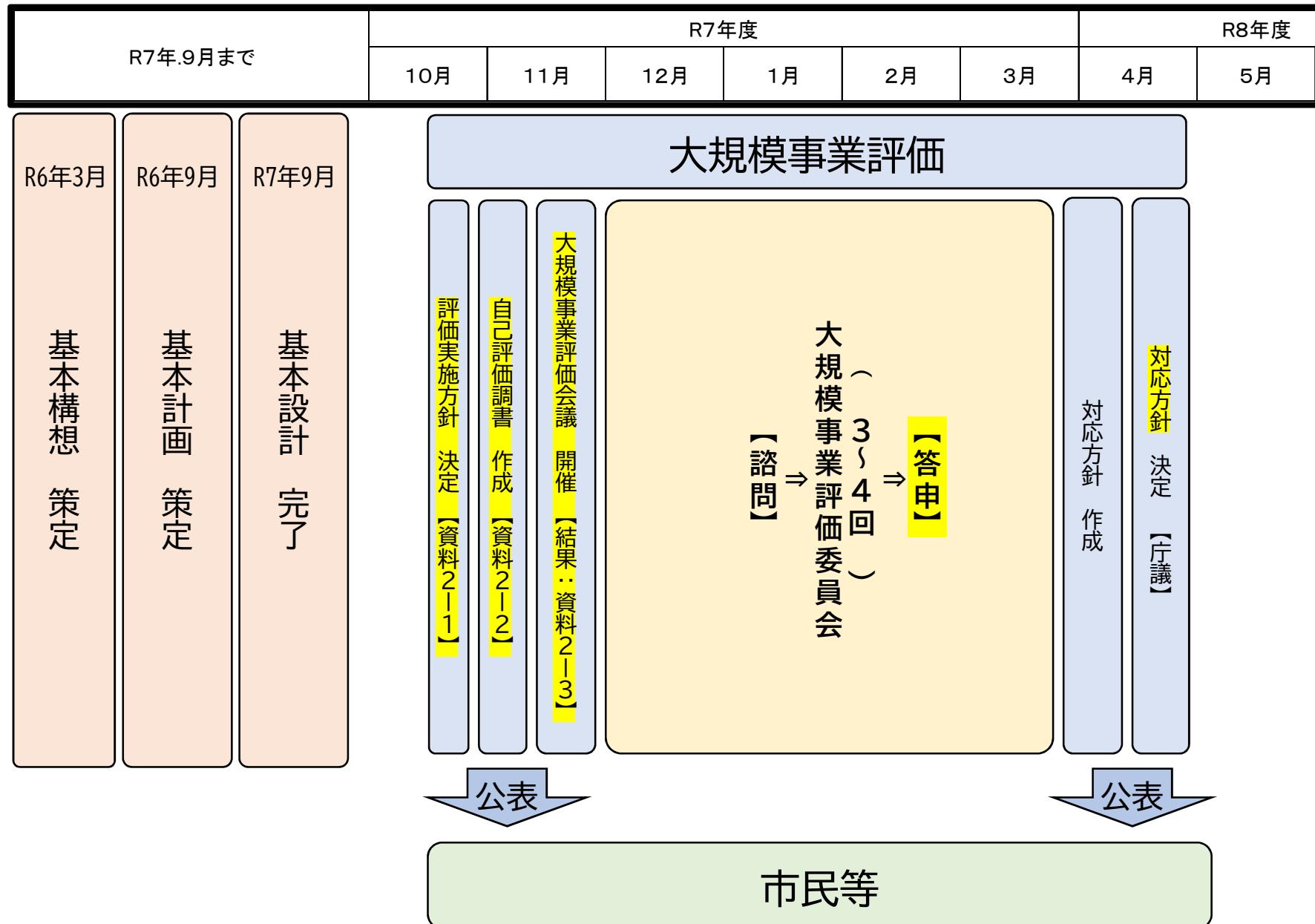
（1）民意の適切な把握

（2）事業の客觀性及び透明性の確保

①論理的・客觀的評価の実施

②評価結果の公表

大規模事業評価 評価の流れ



大規模事業評価 評価の視点 ※要綱第5条

- ▶ 事業の必要性 つくば市が担う必要性及び実施する必要性が妥当であるか確認する。
- ▶ 事業の妥当性 整備手法、事業規模及び整備場所の妥当性があることを確認する。
- ▶ 事業の優先性 事業の着手時期の適切性が妥当であることを確認する。
- ▶ 事業の有効性 経済波及効果、市民生活の利便性向上等を確認する。
- ▶ 事業の経済性・効率性 費用（維持管理費及び運営費を含む。）の適切性及び事業採算性を確認する。
- ▶ 地域への対応 周辺環境及び景観との調和並びにこれらへの配慮、市民への説明・情報共有等が確保されていることを確認する。

大規模事業評価 調書（自己評価調書）

評価対象事業所管部署にて、
評価項目（6点）別に自己評価をまとめています
詳細は、【資料2-2】をご参照ください

【評価項目】

事業の必要性	<ul style="list-style-type: none">・市民ニーズ等・現状の課題と市が担う必要性
事業の妥当性	<ul style="list-style-type: none">・整備場所、用地確保形態等の妥当性・需要予測、事業規模の妥当性・整備手法の妥当性
事業の優先性	課題解決のための事業着手時期の適切性
事業の有効性	<ul style="list-style-type: none">・市の課題に対する有効性・費用便益分析による有効性・経済波及効果・市政策への有効性
事業の経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none">・概算事業費の適切性・維持管理費及び運営費の適切性・事業採算性・コスト縮減の工夫
地域への対応	<ul style="list-style-type: none">・周辺環境及び景観との調和への配慮・環境影響低減の工夫・合意形成の取組

大規模事業評価 調書（評価会議結果）

個別評価	評価項目	評価の視点	確認欄
	事業の必要性	・市が担う必要はあるか ・市が実施する必要はあるか	✓
	事業の妥当性	・事業の規模は妥当か ・整備場所は妥当か	✓
	事業の優先性	・事業の着手時期は適切か	✓
	事業の有効性	・課題解決又は政策目標達成のために有効な手段か ・経済的波及効果は認められるか	✓
	事業の経済性・効率性	・費用（維持管理費及び運営費を含む）は適切か	✓
	地域への対応	・周辺環境及び景観との調和に配慮した検討がされているか ・市民（特に地元住民）への説明や情報共有の手法は適切か	✓
評価総合		実施	実施しない
評価のコメント	<p>評価項目（6点）別にコメントをまとめています</p> <p>詳細は、【資料2－3】をご参照ください</p>		

評価委員会の流れ（修正後）

対象事業について内容共有

【準備1】日時：12/15～12/18

- ・基礎資料1から6（特に5、6-1、6-2）について事前確認

【第1回】日時：12/19

- ・事業制度について基礎資料1から4説明
- ・対象事業の構想と計画について基礎資料5、6-1、6-2説明
- ・対象事業の構想や計画に関する疑問点を解消
- ・資料2-2自己評価調書、資料2-3評価会議結果について説明

自己評価調書に対する疑問整理、判断のための前提条件確認確定、

【準備2】日時：12/19～1月中旬頃

- ・資料2-1から2-3について事前確認
- ・「妥当/妥当でない」の判断のために不足している情報について各委員で整理

【第2回】日時：1月中旬頃

- ・資料2-2自己評価調書をもとに、「妥当/妥当でない」の判断のために不足している情報について委員会で議論
- ・不足している情報を事務局に提示※追加があれば後日メールで事務局に提示

【準備3】日時：1月中旬頃～2月下旬頃

- 第2回委員会、追加メール質問に対する回答を『論点整理一覧表』としてリスト化⇒第3回の事前に委員にメール共有

【第3回以降】

日時：2月下旬頃

- ・『論点整理一覧表』の回答について追加で疑義のある場合は適宜議論
- ・疑義のない場合は、6つの評価視点で「妥当／妥当でない」を判断

評価結果（答申案）の最終確認

【準備4】日時：第3回後～3月中

- ・第3回以降の議論を踏まえた答申案について事務局と座長で『答申案』を作成

【最終回：書面開催も検討】日時：3月中

- ・『答申案』を確認し、委員意見を踏まえた必要な修正を加える。

(参考) 論点一覧表のイメージ

ここでは評価視点のうち【事業の必要性】に該当する部分のみ記載

評価項目	評価視点	委員疑義	市回答	「妥当」か「妥当ではない」か 判断できる
事業の必要性	市が担う必要はあるか	□□について想定したか？	□□	○
		なぜ△△か？	△△	○
		疑義 A	回答 A	回答内容不十分のため次回持越し
	市が実施する必要はあるか	疑義 B	回答 B	○
		疑義 C	回答 C	○
		疑義 D	回答 D	○
	その他	疑義 E	回答 E	○
		疑義 F	回答 F	回答内容不十分のため次回持越し
		第2回で議論。 第2回委員会及び 委員会後メールで 提出。	つくば市で作成。 第3回事前に 委員に共有。	第3回以降で議論。 疑義が解消されない 場合は次回持越し。

大規模事業評価実施方針

事業所管部署	教育局健康教育課
作成年月日	令和7年（2025年）10月30日

【評価の対象】

事業名	(仮称) つくば市茎崎給食レストラン整備事業
場所	つくば市下岩崎2105番地（旧岩崎保育所用地）
事業概要	<p>つくば市学校給食の在り方懇談会の意見や地産地消の課題などを踏まえ、市の給食事業のさらなる向上を目指すことを目的に、給食食材における地場産物の活用拡大とフードロスの対策に寄与する貯蔵庫及び加工施設、食をとおしての新たなコミュニティの場となり得る市民に向けた給食レストラン機能、学校ランチルームとしての機能等を備えた複合的給食施設を整備する。</p> <p>施設概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 敷地面積約2,500m² 鉄骨2階建て 1日最大300食1献立（うち1日約50食を給食レストランで提供）

【評価の時期】

- (1) 自己評価調書作成 令和7年10月～11月
- (2) 評価会議 令和7年11月
- (3) 評価委員会 令和7年12月～令和8年5月
- (4) 対応方針の決定 令和8年6月
- (5) 対応方針等の公表 令和8年6月

【評価の観点】

事業の必要性	<ul style="list-style-type: none"> 市が担う必要性はあるか 市が実施する必要はあるか
事業の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 事業規模は妥当か 整備場所は妥当か
事業の優先性	<ul style="list-style-type: none"> 事業の着手時期は適切か
事業の有効性	<ul style="list-style-type: none"> 課題解決又は政策目標達成のために有効な手段か 経済的波及効果は認められるか
事業の経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> 費用（維持管理費及び運営費を含む）は適切か
地域への対応	<ul style="list-style-type: none"> 周辺環境及び景観との調和に配慮した検討がされているか 市民（特に地元住民）への説明や情報共有の手法は適切か

【評価の方法】

- ・大規模事業自己評価調書を作成する。
- ・内部評価会議を行い、結果を公表する。
- ・大規模事業評価委員会へ諮問を行い、答申を受ける。
- ・事業の対応方針を決定し、公表する。

【その他】

大規模事業自己評価調書

(仮称) つくば市茎崎給食レストラン整備事業

大規模事業自己評価調書

【事業概要】	4
【評価項目】	8
事業の必要性.....	8
(市民ニーズ等)	8
1. 自校方式の検討を望む意見	8
2. 食を通じた人々の交流.....	11
3. 健康的な食生活の促進.....	12
4. 地産地消の推進.....	12
(課題と市が担う必要性)	13
1. 地域コミュニティの活性化	13
2. 市民の健康増進と豊かな生活の実現.....	13
3. 地産地消の推進・経済の活性化	14
4. 学校給食提供 (調理の効率化を含む給食提供体制)	15
事業の妥当性.....	18
(整備場所、用地確保形態等の妥当性)	18

(事業規模の妥当性)	19
(整備手法の妥当性)	24
事業の優先性.....	26
事業の有効性.....	29
(市の課題に対する有効性)	29
(費用便益分析による有効性)	31
(経済波及効果)	33
(市政策への有効性)	33
事業の経済性・効率性	35
(概算事業費の適切性)	35
(維持管理費及び運営費の適切性)	36
(事業採算性)	36
(コスト縮減の工夫)	37
地域への対応.....	40
(周辺環境及び景観との調和)	40
(周辺環境及び景観への配慮)	40

(環境影響低減の工夫) 40

(合意形成の取組) 40

大規模事業自己評価調書

事業所管部署：教育局健康教育課
作成年月日：令和7年（2025年）11月4日

【事業概要】**事業名**

（仮称）つくば市茎崎給食レストラン整備事業

場所

つくば市下岩崎 2105 番地（旧岩崎保育所用地）

目的

つくば市学校給食の在り方懇談会の意見や地産地消の課題を踏まえ、「食を通じた人々の交流」、「健康的な食生活の促進」、「地産地消の推進」を基本方針とし、つくば市の給食事業のさらなる向上を図るため、複合的給食施設を整備する。

内容**◇施設概要**

- ・敷地面積約 2,500 m²
- ・延床面積 約 1,083 m²（1階：約 626 m² 2階：約 457 m²）
- ・鉄骨 2階建て
- ・1日最大 300 食 1 献立（うち 1 日約 50 食を給食レストランで提供）
- ・開館時間（予定） 平日 8:45～16:30
給食レストラン 平日 10:00～15:00（給食提供 11:30～13:30）

※休日や夜間については今後検討

◇施設の主な機能**・貯蔵庫・加工施設**

より多くの地場産物やこれまで活用できなかった規格外品の活用を進めるために必要な貯蔵庫と一次加工設備を設ける。これにより、地産地消を進める。一次加工品については食材として、市内給食センターにも提供し、給食事業全体の効率化や質向上に寄与する。

・給食調理場

学校の隣接地に整備することで自校方式に近い給食の提供が可能となる給食調理施設。

炊飯設備を導入することで、季節や地域の特産物を活かした多彩で美味しい米飯メニューの提供が可能となる。1日最大 300 食を提供。

・給食レストラン

給食調理場でつくられた給食の一部（50 食）を提供。一般市民が給食に触れること

ができる場。栄養バランスの取れた食事に触れる機会とともに、地域住民や世代間の交流機会の場となる。

- ・学校ランチルーム

給食調理場でつくられた給食を、全学年の児童生徒が一斉に食すことができる場。異学年交流のほか、地域住民との交流の場となる。

- ・会議室兼調理実習室

市民の地域交流の場として、調理実習室の設置。栄養相談や食育イベントを開催することにより、学校給食も含めた市の食育の拠点としての役割を付する。

位置付け(関連計画等)

- ◇第3期つくば市戦略プラン

- ・個別施策III-2-②

「学び」の多様性に対応し個性が花開く教育の推進

学校の適正配置や施設整備、給食等、学びを保障する学校環境の整備

- ◇市長公約事業のロードマップ

- ・公約番号 60

こどもたちと地域の住民が同じ給食を食べる「給食レストラン」を整備

- ◇第3期つくば市教育振興基本計画

- ・基本方針5 「学び」を保証する学校環境を整備する

施策4 学校給食の充実

- ◇つくば市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】

- ・施策4 持続可能なライフスタイルの推進

地産地消の推進と食品廃棄の減量化

- ◇生物多様性つくば戦略

- ・基本戦略3 つくばの生物多様性を“活用する”

施策3 魅力的な田園風景の保全・活用

地産地消の推進

事業スケジュール

令和7年9月 基本設計完了

令和7年10月から令和8年5月 大規模事業評価

令和8年7月から12月 実施設計

令和9年4月から令和10年9月 建設工事

令和10年10月から 準備・シミュレーション

令和10年度末 プレオープン

令和11年4月 本稼働

概算事業費

基本計画策定支援	495 千円
敷地測量業務委託費	1, 254 千円
基本設計・実施設計業務委託費	17, 930 千円
建設工事費	1, 250, 000 千円
工事監理業務委託費	10, 000 千円
備品購入費（厨房用設備）	159, 000 千円
合計	1, 438, 679 千円

その他特記事項

◇位置図等

旧岩崎保育所用地は、徒歩 5 分から 15 分程度の範囲に、つくば市ふれあいプラザ、上岩崎集落、下岩崎集落があり、公共施設利用者や近隣集落からも比較的集まりやすい場所に立地している。

- ・つくばエクスプレスつくば駅から約 14.0km
- ・つくばエクスプレスみどりの駅から約 9.0km
- ・JR 常磐線牛久駅から約 5.4km
- ・つくバス：南部シャトル「下岩崎」からつくばセンター（つくば駅）まで約 55 分
自由ヶ丘シャトル「下岩崎」からみどりの駅まで約 65 分
茎崎シャトル「下岩崎」から牛久駅まで約 30 分
- ・常磐道谷田部 IC から約 5.5km
- ・圏央道つくば牛久 IC から約 7.7km



【評価項目】

事業の必要性

(市民ニーズ等)

つくば市では児童・生徒の給食提供について、センター方式を進めてきたが、自校方式を評価する声も多い。こうしたニーズをより顕在化するために、在り方懇談会のほか、意見収集してきた。これらを整理すると市民ニーズは主に4点に集約される。

1. 自校方式の検討を望む意見
2. 食を通じた人々の交流
3. 健康的な食生活の促進
4. 地産地消の推進

1. 自校方式の検討を望む意見

◇今後の学校給食の在り方について (つくば市学校給食の在り方懇談会)

つくば市では、TX 沿線開発に伴う児童生徒数の急増を受け、令和3年3月に1日3万食の給食提供が可能な新しい学校給食センターの建設を柱とする「つくば市学校給食センター整備方針」を策定した。当方針に基づき、新しい給食センター（桜学校給食センター）を整備し、令和7年4月から稼働している。一方、新しい給食センターの建設に対しては、地域住民を含む関係者から自校式の給食を望む声もあり、建設場所や給食センターの規模等の様々な反対意見も寄せられたが、急増する児童生徒への給食提供に対応する必要があることから、十分な議論の時間を取れないまま新しい給食センターを建設しなければならなかつた経緯がある。このため、つくば市の学校給食の今後のあり方について検討するため、令和3年度から令和4年度にかけて、公募による市民委員を含め幅広い立場の委員で構成された「つくば市学校給食の在り方懇談会」を設置し、つくば市の学校給食の今後のあり方について議論が行われた。

懇談会では、食育や地産地消の取組に関する意見交換や、学校給食への市民の関心と理解を深める工夫について議論された。

学校給食の提供における望ましい施設については、現行のセンター方式と自校方式の比較検討を行い、下表のとおりメリット・デメリットを整理した。

【令和4年度つくば市学校給食の在り方懇談会報告書から抜粋】

◆給食センター方式

	メリット	デメリット
食育	・市内で統一した食育が可能。	・児童生徒にとって調理現場が身近でないでの、気軽に見ることができない。

地産地消		<ul style="list-style-type: none"> 大量納品に対応できる農家もしくはJAを通してのケースでないと納品しづらい。 小規模農家は大量の需要に対応することが難しい。
コスト	<ul style="list-style-type: none"> 施設の整備費や維持管理費のコスト効率が良い。 大量購入のため、食材購入費のコスト効率が良い。 人件費のコスト効率がよい。 	<ul style="list-style-type: none"> 配送費用がかかる。 センター整備時に多額の建設費がかかる。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 徹底した衛生管理の一元化を図ることができる。 調理工程の完全分業化や、専門調理室の整備により、アレルギー対応の安全性が確保される。 児童生徒数の増減に対応しやすい。 自校方式より調理員や栄養士の配置が少なくてすむため、人員を確保しやすい。 全児童生徒が、同じ給食費で同じ給食を食べることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 配送時間が必要であり、出来立ての給食を提供することができない。 配送時間確保と大量調理のため、加工品を使わざるを得なくなり、メニューに制限がでる。 食中毒が発生した場合、複数の学校に被害が及ぶ。 メニュー毎の残菜量がわからない。 休校や学校行事等、急な変更への対応がしにくい。

◆自校方式

	メリット	デメリット
食育	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒が給食を身近に感じることができる。 児童生徒の実態に応じた食育が進めやすい。 学校独自の献立や、手間をかけた調理が可能。 加工品の使用を抑えられ、添加物の使用が少なくできる。 学校で児童生徒が育てた野菜を給食に使用することができる。 メニューと残菜量の比較ができるため改善点が検討でき、フードロス削減を図ることができる。 学校行事と連携したメニューを作りやすい。 児童生徒自身が献立を作るなど、直接給食作りに参加しやすい。 	

地産地消	・ <u>少量生産の地元生産者からの納入も可能なため、地産地消が進めやすい。</u>	・配送先が増えた場合、業者の納品が大変になってくる。
コスト	・配送費用がかからない。	・ <u>施設の整備費や維持管理費のコスト負担が大きい。</u> ・ <u>食材購入費が割高になる。</u> ・ <u>人件費のコスト負担が大きい。</u>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・出来立ての給食を提供することができる。 ・学校独自の個別のアレルギー対応ができる。 ・行事や休校等、急な変更の場合でも学校の都合に応じた給食提供が可能。 ・各校に人員を配置するため雇用が生まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各校に人員を配置する必要があり、人員確保が困難。 ・学校内に給食室整備のための場所が必要。 ・児童生徒数の増加に対応しづらい。 ・衛生管理やアレルギー対応について、個別管理の徹底が必要となる。

センター方式、自校方式ともにメリット・デメリットはあるが、特にセンター方式は、効率的な運営や衛生管理の面で優れており、また、将来的な安定供給が期待できる一方で、小規模農家からの納入が難しいという課題があり、自校方式は、センター方式に比べて財政的負担が増す可能性があるものの、給食を身近に感じることができるという特徴があり、地場産物の活用や少量生産の小規模農家からの納入が可能であることから、地産地消や食育の推進において高い効果が見込まれることが分かった。これらを踏まえ、「市は今後の給食施設整備において、懇談会委員から導入を望む声が多かった自校方式について検討すべきである」との意見がまとめられた。

◇茎崎第二小学校 PTA からの要望書

令和3年4月に自校方式での給食提供を望む要望書を受領

【要望書の内容】

つくば市学校給食センター整備方針によると、茎崎給食センターは閉所し、桜給食センター跡地に新センターを建設し、食数に余力ができたつくばほがらか給食センター谷田部から茎崎地区へ給食が提供されることになっている。合理的で経済的な計画ではあるが、より安心安全で温かい給食を提供できる体制を強く望んでいる。

【茎崎地区における自校方式給食の採用についてのメリット】

- ・児童達により温かく、よりおいしい給食を提供する事ができる。
- ・近隣農家・生産者と連携が期待でき、よりよい食育の機会が期待できる。

- ・空き教室等、学校内のスペースに余裕があるので、改修して給食室として利用ができる可能性がある。小規模校で農村部である事がメリットと捉える事ができる。
- ・自校方式による給食が茎崎地区の大きな特色となり、地元住民感情としても、誇れるものになる。
- ・新たにつくば市に移住する際にも、都市部のメリットと郊外（農村部）のメリットを選択する多様性が生まれる要因となりえる。
- ・茎崎給食センターを稼働させながら、改修工事を行う事ができる。
- ・新たな土地取得が必要ない。
- ・災害時にも、活用できる設備になりうる。
- ・給食運搬のコストがかからない。
- ・近隣の幼稚園については、親子方式で対応する事ができる。

◇つくば市学校給食センター整備方針策定時のパブリックコメントにおける意見

実施期間：令和3年1月22日から2月21日

13人（団体を含む。）から28件の意見提出あり

（うち市内すべての学校給食について自校方式による給食の提供を望む意見が4件、茎崎地区を自校方式にする意見が2件、茎崎地区に給食施設整備を求める意見が6件）

2. 食を通じた人々の交流

◇住民説明会や保護者説明会での意見

- ・茎崎第二小学校保護者説明会（令和6年5月9日）

参加者：6名（うち市議会議員2名）

- ・住民説明会（令和6年5月11日）

参加者：28名（うち市議会議員5名）

- ・茎崎地区区会連合会勉強会（令和6年7月11日）

参加者：18名

- ・茎崎第二小学校保護者説明会2回目（令和6年8月17日）

参加者：19名

- ・設計に係るワークショップ（令和7年5月17日）

参加者：26名（茎崎地区区長：5人、茎崎地区小学校保護者：10人、

　　茎崎地区小学校児童：11人）

- ・茎崎地区区会連合会勉強会2回目（令和7年7月15日）

参加者：12名

【主な意見】

- ・数年前にPTAから自校式の要望書を提出しているので、実現することになり、ありが

たい。

- ・今後も説明や意見交換の機会を設けてほしい。
- ・高齢者のたまり場となるよう他部署と連携して検討してほしい。
- ・災害時の機能についても力を入れて検討していただけると良い。

3. 健康的な食生活の促進

◇給食見学会

学校給食に关心を持つ人は多く、令和6年度に1か所の給食センターで実施した見学試食会では、申し込み開始から約30分で定員（先着20名）に達した。このため、令和7年度は3か所の給食センターに拡充し見学試食会を計画した。11月末時点で2か所の給食センターで見学試食会を実施予定であり、合わせて定員が40人であるところ、142人の応募があった。また、これまでに見学試食会や家庭教育学級（給食試食を実施した場合）に参加した保護者からは、「小学生の息子が給食を完食した日がこの1年で2回しかないと言っていたのでどんな給食かなと思って参加しましたが、とてもおいしかったです。」「すごく手間をかけて作っていることが伝わってきて、息子に伝えたいと思います。また参加したいです。」「子どもが普段食べている給食ができる過程が知れて安心しました。子供たちに必要な栄養素を考えて給食が提供されていることを知り、家庭でも気を付ける必要があることを感じた」といったような意見が寄せられている。

4. 地産地消の推進

◇第3次つくば市農業基本計画

「第3次つくば市農業基本計画」策定時に実施した市民アンケートの結果によれば、地産地消の推進に対する認識について、「積極的に推進すべき」と回答した者が42.9%、「推進すべき」と回答した者が40.4%であり、8割以上の回答者が地産地消の推進を肯定的に捉えていることが明らかとなった。この結果から、市民の地産地消に対する意識は非常に高い水準にあることが示されている。また、地産地消の推進に必要な取組についての質問に対しては、「学校給食での使用」と回答した者が47.5%と、約半数を占めていた。これは、地産地消を具体的に推進する方策として学校給食への活用が多くの市民から支持されていることを示している。

◇地産地消推進会議等における市内生産者からの要望

【地産地消推進会議（年に1回程度開催）】

- ・例えば、玉ねぎが大量に収穫できる時期があるが、貯蔵技術がないので、時期によって入荷できない場合がある。貯蔵庫があればより多く納品することができる。
- ・形が悪かったり、サイズが小さかったりする規格外品を活用してほしい。中身は問題なく食べられるのに捨てられてしまうものも多くあり、フードロス削減の観点からも

検討していただきたい。

(課題と市が担う必要性)

つくば市の給食事業のさらなる向上を図るため、これまでつくば市の給食事業が抱えてきた課題と課題解決のために市が担う必要性を4点に集約した。

1. 地域コミュニティの活性化

◇課題

令和7年10月1日時点でのつくば市全体の高齢化率が19.3%であるのに対し、茎崎地区では37.8%と高齢化が進行している。また、市内の交流センター間の距離を見ると、茎崎交流センターから最も近い谷田部交流センターまでは約8.4kmと、市内最長の距離となっている。この地理的な隔たりは、住民、特に高齢者の方々が他の地区へ移動し、地域活動に参加するまでの障壁となっており、結果として交流の機会も制限がされている。住民が気軽に集い、交流できる場を確保し、地域全体で支え合う体制を強化することは、高齢者の孤立や活動意欲減少の抑止力にもつながることとなる。

◇市が担う必要性

給食レストランを通じて、地域住民同士、または地域住民と児童たちとの交流を促進することができる。特に、地域の高齢者や子どもたちにとっては、食を通じた世代を超えた交流が生まれることで、孤立や分断を防ぎ、社会的なつながりの形成に寄与でき、高齢者の心の健康や幸福感を高め、元気で充実した生活につながる。さらに、給食は年間約200回提供されているため、ほぼ毎日地域住民と児童たちが交流する機会を創出できる。また、地域や保護者が教育活動に積極的に参加し、地域全体で子どもたちを育てる「開かれた学校」の構築の一助にもつながり、子どもたちが地域社会とのつながりを持ち、豊かな学びと人間性を育む場としてコミュニティスクールの柱となる可能性もある。この施設は、子どもたちが日常的に給食を食べるランチルームと一般の方が利用できる給食レストランを一体化しており、「食」を中心とした新たなコミュニティの創出の場の機能をもつ。

これらは、行政が果たすべき「地域社会の基盤づくり」に直結する施策である上、「給食」という誰もが慣れ親しんだ訴求力のあるコンテンツを活用することは、市が持つ独自のリソースを地域コミュニティの活性化事業に効果的に活用できるという点で、市が実施する必要があるといえる。

2. 市民の健康増進と豊かな生活の実現

◇課題

学校給食は「生きた教材」といわれ、学校現場において子どもたちが栄養バランスの取れた献立のモデルや食文化を日常的に体験させる極めて有効な仕組みである。実際、学

校給食は法令に基づく学校給食実施基準に沿って設計され、全国の小中学校で実施されているため、地域に根ざした標準モデルとしての信頼性が高いと言える。

学校給食実施基準は、日本人の食事摂取基準を参考に定められており、子どもに限らず、大人にとっても理想的な栄養バランスの献立例として参考にすべき教材といえる。しかし、学校現場外で給食の教育効果を活用できる設備は既存施設にはない。この現状を踏まえ、本施設を地域に開放し、子どもから大人までを対象とした「給食型食育プログラム」を展開することは、地域の健康課題の解決に直結する実効性の高い投資である。

給食の見学試食会については、上述の「事業の必要性」>（市民ニーズ等）>「3-. 健康的な食生活の促進」でも需要は示されていた一方で開催のハードルが高いという課題があった。理由としては、次の点が挙げられる。給食センターは市職員と県費の栄養教諭で運営しているが、栄養教諭は週2日程度の勤務で人員体制が不安定である。また、見学・試食会は午前から昼にかけて通常業務と並行して実施するため負担が大きく、数か月前からの計画と人員調整が不可欠である。このため、突発的な要請への対応は計画を崩し、児童生徒への給食提供に影響を及ぼすおそれがある。上記の理由から、令和7年度の給食センターでの見学試食会は年1回の開催にとどめている。このような中、この施設を整備することにより、いつでも給食を食べることが可能となる。以上のことから、学校給食をテーマにした取組は高い関心を集めしており、レストラン運営にも一定の需要が見込まれる。

◇市が担う必要性

この施設は、単に給食を提供する場にとどまらず、地域住民の健康的な生活を支援する重要な役割を果たす。栄養指導や食育活動を通じて、市民が健康的な食生活について学び、実践できる環境を提供することは、生活習慣病の予防や医療費の削減につながる。また、心身の健康を維持することで、生産性が向上し、市民がより充実した生活を送ることが可能となる。これらは、行政が果たすべき「住民福祉の向上」に直結する施策であるので市が実施する必要性がある。

3. 地産地消の推進・経済の活性化

◇課題

令和元年12月に、地域の活性化、生産者と消費者の結びつき強化、流通コストや環境負荷の削減などを目的として、地域で生産された農産物を地域で消費する取組の一環として、「つくば市の学校給食における地産地消推進ガイドライン」を策定し、学校給食での地元食材の利用を推進してきた。

また、本ガイドラインの中間年度である令和3年度には、学校給食の献立に使用する食品のうち、つくば市で生産・収穫された食品の割合目標を20%と設定したが、農産物は天候不良などの影響を受けやすく、献立の使用日と収穫時期が一致しない場合や、地

場産品の入札がない月もあり、地産地消率が低下することが課題となっている。さらに、市内全体で毎日約27,000食の給食を提供している一方で、給食センターで必要量の食材を安定的に確保する観点から、規模の小さい生産者からの受入れが難しい状況にある。年間を通して安定供給を実現するためには、新規地場産生産者の拡大に加え、食品の貯蔵や加工品の開発などの推進も検討する必要がある。

「つくば市学校給食の在り方懇談会」で出された意見や地産地消に関する課題については、立地や敷地面積から、既存のセンターだけでは解決は難しい。特に、貯蔵庫や加工施設の整備においては、建物内または敷地内に十分なスペースが必要となるが、既存のセンターにはそのようなスペースが不足している。

そのため、つくば市の給食事業をさらなる向上へと導くためには、新しい給食施設の検討が必要であり、(仮称)つくば市茎崎給食レストランで貯蔵および加工された食材を、この施設だけでなく全ての給食センターで活用することにより、市内全体での課題解決を図ることができる。

◇市が担う必要性

加工施設の整備は、地域の農産物や特産品を積極的に活用することで、生産者の収入増加や地域経済の活性化を後押しする。また、地域の食材を使用することで、地域資源の有効活用や食材の流通の効率化が期待でき、環境負荷の軽減にもつながる。現状では、茨城県産の農産物を加工できる民間業者は存在するが、つくば市産に限定して農産物を加工できる民間業者は存在しない。また、民間業者に委託した場合には、加工賃が上乗せされる。市が加工施設を整備することで、民間業者に委託するよりも安価に加工品を製造でき、さらに、農産物の種類や時期加工形態の自由度が上がるため、規模の小さい生産者の積極的な活用も見込まれる。このような取組は、地域の魅力促進の観点からも有効であるため、市が実施する必要性がある。

なお、「第3次つくば市農業基本計画」策定時に実施した市民アンケートの結果によれば、地産地消の推進に対する認識について、「積極的に推進すべき」と回答した者が42.9%、「推進すべき」と回答した者が40.4%であり、8割以上の回答者が地産地消の推進を肯定的に捉えていることが明らかとなった。この結果から、市民の地産地消に対する意識は非常に高い水準にあることが示されている。また、地産地消の推進に必要な取組についての質問に対しては、「学校給食での使用」と回答した者が47.5%と、約半数を占めていた。これは、地産地消を具体的に推進する方策として学校給食への活用が多くの市民から支持されていることを示している。

4. 学校給食提供（調理の効率化を含む給食提供体制）

◇課題

ここでいう『学校給食提供』は、調理工程の効率化も含めた給食提供体制全体を指す。

給食の調理は、食材の納品、野菜の洗浄や皮むきなどの下処理、鍋などでの加熱処理といった工程で進めているが、このうち下処理に時間がかかり、早朝から約5時間かけて下処理を行っている。

◇市が担う必要性

この施設の整備により、人件費として年間約3,200万円のほか、配送費として年間約700万円が発生するものの、この施設で下処理をした食材を他の給食センターに配送することにより、他の給食センターの調理員を1つの施設で3人から5人の削減が可能であり、早朝の勤務時間も2時間程度短縮できると試算している。人件費として年間1人約400万円と仮定すると全体で約4,000万円程度削減できると見込んでいる。

前述した「給食調理における下処理時間の課題」が解決されることで、新しい調理法を取り入れたメニューの開発など、子どもたちにとって魅力的で栄養バランスの取れた給食が提供できるようになる。これにより、子どもたちの食への関心の高まりや、健康的な食習慣の形成が促され、食育活動がより充実することが期待できる。学校給食の実施者として、学校給食のさらなる向上への取組は、市が実施する必要性がある。

以上のとおり、市民ニーズ等や市の課題を解決し、地域住民の「健康」「交流」「経済」に対して長期的かつ多面的な効果をもたらすためには、「貯蔵庫・加工施設」、「給食調理場」、「給食レストラン」、「学校ランチルーム」、「会議室兼調理実習室」等の機能が必要であり、市が主体となって建設・運営を進める必要性がある。

「つくば市学校給食在り方懇談会」においても、給食のPRや保護者・一般市民の関心と理解を高める取組の必要性が指摘されたことから、つくば市産食材のPRと、栄養バランスの取れた給食を市民に提供する場として、上述の機能を兼ね備えた複合施設を整備することとした。

「給食」を中心に据えた複合施設を整備することで、個別の施設では得られない大きな相乗効果を生み出せると考えている。例えば、実際に給食調理の工程を見学できることによる学校教育の質の向上、料理教室や運動教室を通じた地域住民の健康増進、食に関するワークショップなどを通じた地域コミュニティの活性化など、多岐にわたる活動を一体的に展開することができる。

特に、子どもたちと地域住民が同じ空間で給食を食べることができる場は、世代を超えた貴重な交流の機会となる。この多世代交流は、知識や経験の継承、新しいアイデアの創出、地域社会の結びつきの強化に繋がり、地域全体の持続可能性を高めることにもつながる。

今後の展望として、施設整備がもたらす効果について、利用者数、稼働率、地産地消の達成度、地域満足度といった客観的な指標を用いて定期的に検証していく。

また、これらの検証結果に基づき、施設の費用対効果、持続可能な運営体制、そして地

域経済への良い影響が明確に確認された場合は、今後の給食のあり方を検討する際の重要な材料とする。

【評価項目】

事業の妥当性

(整備場所、用地確保形態等の妥当性)

施設の整備にあたっては、以下要素から候補地を比較検討した。

◇整備場所の妥当性

1. 候補地の考え方について

- (1) 利用可能な市有地
- (2) 市有地と学校との隣接性（隣接している土地であれば、市民が集える場と同時に通常の給食を子供たちに提供することが可能）
- (3) 公共施設が近くにあること（日常的な地域の人々の利用や市民向けのイベント等の実施、駐車場の共有が可能）
- (4) 給食の提供数（自校式給食施設と市民が同時に使用するため、提供数が少ないことが望ましい。）
- (5) 既存センターからの配送時間（既存の給食センターからの配送時間がかかる場所からの選定が望ましい。）※

※国の学校給食衛生管理基準において、調理後2時間以内に喫食することが定められているため、できる限り配送時間の短い学校に配送することが求められることから、現状配送時間がかかっている学校を候補地の考え方に入れ加えた。一方、加工した製品は冷凍や冷蔵の状態のものを各センターに配送するため、配送時間が長くても食材に影響はない。

2. 候補地の選定

5つの条件のうち、全てを満たす場所は、茎崎第二小学校であった。また、4つの条件を満たす場所は、茎崎中学校であった。

これらの条件比較、配送時間を総合的に考慮し、茎崎第二小学校に隣接する旧岩崎保育所用地を候補地とする。この場所は徒歩5分（約350m）の場所にプールや多目的ホールを備える「つくば市ふれあいプラザ」や野球場、テニスコート、多目的広場を備える「茎崎運動公園」がある。これらの施設は、スポーツ・健康づくり、講演会・文化活動、地域イベント、サークル運営等の多世代の学び・交流・運動の受け皿とし、給食レストランについては、試食会、親子料理教室、管理栄養士による栄養指導・食育講座・栄養相談など、栄養教育・食文化継承の実践等の受け皿として棲み分けをはかる。

さらに、「ふれあいプラザ」と「茎崎運動公園」は主に利用する時間帯が類似しているが、「(仮称) つくば市茎崎給食レストラン」はこの2つの施設とは利用する時間帯が異なっており、複数の施設を連続して利用することや、近隣にこれらの施設があることで、運動施設の健康プログラムと栄養・食育講座をパッケージ化（例：運動45分+栄養講座30

分+ヘルシー試食) や、学校・地域イベント時にはホールでの講演+給食施設の見学・試食を同日開催し、動線短縮で回遊性を高めることができるなど相乗効果も生むことができる。

学校給食やレストラン、市民と交流可能なランチルーム、加工貯蔵施設を組み合わせた取組は、全国でも前例のない希少性を明確な付加価値として打ち出し、茎崎地域外からの来訪・回遊を促進し、茎崎地域の広域的な魅力向上と継続的な認知度拡大へと着実につなげていく。

◇用地確保形態

旧岩崎保育所用地に整備することで、新たに用地取得をする必要がなく、市有地を有効に活用することができる。

なお、岩崎保育所が稼働していた際は、近隣の敷地を職員用駐車場として借用しており、今後の借用についても内諾をいただいている。また、駐車場敷地内を一方通行にすることで日常的な渋滞は発生せず安全性も高めている。ただし、市民向けのイベント等を実施した場合は、駐車場の大幅な不足が予測されるため、徒歩圏内に数百台の駐車場を持つ公共施設と共有する。

(事業規模の妥当性)

施設を整備する上で、需要に対応できる施設規模を検討した。

◇需要予測

1. 給食レストランとしての需要

◆位置情報

建設予定地は、徒歩 5 分から 15 分程度の範囲に、つくば市ふれあいプラザ、上岩崎集落、下岩崎集落があり、公共施設利用者や近隣集落からも比較的集まりやすい場所に立地している。

- ・つくばエクスプレスつくば駅から約 14.0km
- ・つくばエクスプレスみどりの駅から約 9.0km
- ・JR 常磐線牛久駅から約 5.4km
- ・つくバス：南部シャトル「下岩崎」からつくばセンター（つくば駅）まで約 55 分
自由ヶ丘シャトル「下岩崎」からみどりの駅まで約 65 分
茎崎シャトル「下岩崎」から牛久駅まで約 30 分
「下岩崎」バス停から建設予定地まで徒歩 2 分

- ・常磐道谷田部 IC から約 5.5km
- ・圏央道つくば牛久 IC から約 7.7km

◆地域人口・位置特性

茎崎地区はつくば市の南端にあり、中心部から離れているため、地元完結型の外食ニーズが発生しやすい。

【表1】

区分	総人口	65歳以上 人口	高齢化率	特徴
つくば市全体	261,771人	50,503人	19.3%	市中心部に研究学園・竹園地区など 都市機能が集中
茎崎地区	22,771人	8,617人	37.8%	市南部に位置し、中心部から離れた 住宅・農村混在地域
上岩崎・下岩崎地 域	886人	288人	32.5%	小規模集落。高齢世帯が多く、車移 動が前提の生活圏

◆交通・立地環境

近隣の公共交通状況から主要なアクセス手段は車と想定される。

【表2】

項目	内容
公共交通	近隣にバス停あり（1時間に1～2本）
駅アクセス	最寄駅から徒歩不可。自家用車・バス利用が中心
駐車需要	主要来店手段が車のため、駐車場併設が前提
近隣施設	運動施設2か所（年間利用者48,047人・73,258人）
想定流入客	地域住民+運動利用後のランチ需要+隣接地域来訪者+視察等

◆想定来店者数の算出

給食提供時間 2 時間 (※) における「給食レストラン」に来店する人数を算出した。

【表3】

来店要因	想定対象者	想定来店率	1 日あたり来店者数	来店率設定根拠
一次商圈人口 (上岩崎・下岩崎地区、65 歳以上)	288 人	3.5%	約 10 人	・厚生労働省「国民健康・栄養調査」において、「外食を利用している頻度」として「週 1 回以上」及び「週 1 回」の回答が約半数を占める。 →外食頻度：週 1 回 14%
二次商圈人口 (上岩崎・下岩崎除く茎崎地区、65 歳以上)	8,329 人	0.45%	約 37 人	・上岩崎及び下岩崎地区の飲食店数(昼営業)：3 店舗 →14%/4 店舗=3.5%
運動施設利用者 (令和 6 年度実績より)	ふれあいプラザ：48,047 人/年 茎崎運動公園：73,258 人/年 合計 121,305 人 (1 日約 330 人)	3.5%	約 11 人	・ホームメイト市場調査： つくば市で 1 万人当たり 16.3 店舗 →茎崎地区で約 30 店舗 →14%/31 店舗=0.45%
隣接地域来訪者	観察等含む	若干 見込み	-	市全体及び他市町村、観察等の目的来訪

※ 国の学校給食衛生管理基準により、学校給食は調理後 2 時間以内に喫食することが定められている。レストランにおいても、HACCP の考えに基づいた衛生管理が求められる。児童への給食提供開始時間が 12 時 20 分であり、それに伴い調理は 11 時 30 分に完了となる。そのため 11 時 30 分から 13 時 30 分まで 2 時間がレストランにおける給食提供時間となる。

◆来店者数まとめ

表 3 の試算では、給食提供時間 2 時間における想定来店者数は 1 日平均約 58 人と見込まれる。一方、来店者数の変動や食材ロスの抑制を踏まえると、日常的な提供食数は 1 日 50 食とする。岩崎地域は車移動が前提の生活圏であり、地元住民と近隣施設利用者を中心に安定した需要が見込まれる。隣接地域からの来店は限定的だが、週末やイベント時の流入により一定の補完効果が期待できる。

【参考】

- ・事例 1：北海道伊達市

給食センター内に一般の方が利用できるレストランを併設している伊達市の施設では、1日に約50食の給食ランチがほぼ完売している。

・事例2：東京都町田市

給食センター内に一般の方が利用できるカフェを併設している町田市では1日30食の給食ランチがほぼ完売している。

2. 地域コミュニティとしての需要

すべての地域交流センター16か所の令和6年度利用者数は、393,638人であった。そのうち、茎崎交流センターの令和6年度利用者数は、43,438人であり、これは市内の地域交流センターにおいて3番目に多い利用者数であった。利用件数においても、2,308件であり、茎崎地域における地域コミュニティの需要は高いと言える。

2階のランチルームは、児童が給食を食べている時間以外は一般開放することもできるため、地域交流センターと同様の活用が可能となる。また、一般市民が利用できる調理実習室やマルシェ広場も兼ね備えている。従来飲食可能な公共施設は限られていたので、飲食を伴う地域の集いや、こども食堂の拠点等市域全体においてもこれまでにない活用が期待される。

なお、学校の長期休業中は厨房機器等の修繕工事を行う必要があるため、調理場を活用したメニューを提供することは困難である。また、調理場は学校給食の調理を学校給食衛生管理基準に基づく厳格な衛生体制を要する構造であり、一般飲食業の基準とは異なるものである。加えて、アレルゲンの交差汚染のリスクもあることから調理場は学校給食を提供する日のみの利用とする。このため、長期休業中や休日のレストランでのメニューは2階の配膳スペースで調理することが可能なメニューとする。なお、地元生産者を支援する観点からも地場産物を積極的に活用したメニューを検討していく。

【例】

- ・つくば市産の食材を使用した商品（お弁当等）を扱う事業者の出張店舗（チャレンジショップ等）としての活用
- ・地場産農産物を使ったドリンクの提供

3. 保健事業としての需要

運動と栄養の両面からアプローチする既存の保健事業として「ヘルシー教室」が各保健センターで実施されている。令和6年度は谷田部保健センター、大穂保健センター、桜保健センターで実施しているが、平日昼間中心で参加しづらい等の課題があり、年間で9回の実施、参加延人数は73人であった。今後、この施設で休日や夜間の開催をした場合、多くの参加者が見込まれる。

また、近隣の運動施設で運動教室を行い、この施設で給食を活用した食育講座を行う等、従来にない柔軟な運用が可能である。さらに、管理栄養士が常駐しているため、栄養

指導のほか、離乳食や介護食に関するアドバイスが可能である。

◇主な施設機能の規模

◆ランチルーム

茎崎第二小学校における令和11年度の児童数推計は125人、教職員は約25人であるため、給食提供数は約150食である。そのうち、ランチルームを利用せず学校で給食を食べると想定されているのは、教職員は管理職1人、学校事務職員1人の2人であり、この施設のランチルームで給食を食べる人数の推計は148人としている。このため、2階ランチルームは150人が収容できる規模とする。

◆レストランスペース

レストランは、1人あたりの平均滞在時間が60分程度、営業時間を約2時間(11時30分～13時30分)と想定する。運営は、人件費を最小にできること、設備規模を小さくすることで初期投資が抑えられること等から、入替運営とすることが最も適切と考える

1人あたりの平均滞在時間が60分、営業時間を約2時間とすると、回転率は、2回転となる。1日50食を提供するために必要な席数は、必要席数=50食/2回転=25席となるため、フードスケープテラス利用者も想定し、約20席のスペースをレストラン規模とする。

◆1階調理場

1階調理場は、給食150食とレストラン50食の計200食の提供に対応可能なキャパシティを確保する。併せて、食物アレルギーに配慮した乳・卵除去食の提供が可能となる特別給食室を整備する。学校ランチルームにおいては、異なる学校の児童たちが一緒に給食を食べる「交流給食」の機会を設けたり、児童が喫食し終わった後には、保護者の方々向けの「家庭教育学級」や、市民向けの「試食会」等も予定しているため、最大300食の調理能力を備える施設とする。

◆加工・貯蔵施設

地場産物をより多く使用するための加工施設・貯蔵施設については、例えば小松菜を例に挙げると、市内の全給食センターにおける1日あたりの使用量である約300kgを1日で加熱処理し、冷凍保存することが可能な施設を想定している。

また、市内の全給食センターにおける令和5年度の年間使用量は約23トンだが、そのうちつくば市産は約17トンであり、加工施設を整備することで、つくば市産が使用されなかつた約6トンについても、将来的にはつくば市産に切り替えることが可能になる。

そのほか、にんじんであれば全給食センターにおける令和5年度の年間にんじん使用量が約114トンであり、そのうちつくば市産は約23トンであった。加工できる量として

は、給食の調理を行わない午後の時間帯に加工作業を行った場合、1日で600kgを切裁、真空処理できると想定している。全給食センターにおける1日あたりのにんじんの使用量は約600kgであり、1日の加工作業で1日の使用分を確保できる想定である。

玉ねぎであれば、全給食センターにおける令和5年度の年間玉ねぎ使用量が約106トンであり、そのうちつくば市産は約5トンであった。加工できる量としては、給食の調理を行わない午後の時間帯に加工作業を行った場合、1日で約1トンを切裁、真空処理できると想定している。全給食センターにおける1日あたりの玉ねぎの使用量は約1トンであり、1日の加工作業で1日の使用分を確保できる想定である。

この施設で加工・貯蔵した食材は、市内すべての給食センターで活用する計画である。なお、令和5年度の実績による試算では、全給食センターで購入した青果物、カット野菜、冷凍野菜の総額のうち、カット野菜及び冷凍野菜をすべてつくば市産で賄うことができた場合には、地産地消率が金額ベースで60%を達成できると試算している。これは「つくば市の学校給食における地産地消推進ガイドライン【2024年度-2028年度】」における2028年度の目標値と合致している。

(整備手法の妥当性)

整備を進めるうえでPFIと個別発注について検討した。前提として(仮称)つくば市茎崎給食レストランは、学校のランチルーム、一般向けレストラン、加工施設などを兼ね備えた全国的にも例の少ない複合施設である。事業の特性上、開業後の運営データや利用者の反応を踏まえ、レストランでの提供食数など運営の見直しや仕様の微修正を段階的に重ねていく必要性が高いと考えられる。

とりわけ加工施設では、取り扱う農産物の種類、加工方法、切り方や大きさなど、各給食センターのきめ細かな要望に日々対応していく必要がある。仕様や運用の最適解は、実際の運用と対話の積み重ねの中で磨かれていくものであり、現場のニーズを迅速かつ正確に反映できる発注スキームが不可欠である。

PFIは設計・建設・運営・維持管理を一体で発注できるため、公共事業の効率化や財政負担の平準化といった利点がある一方で、契約時点での事業内容やサービス水準を詳細に固定する性質上、契約後の見直しや追加要件への対応が極めて困難になる可能性がある。また、契約変更には多大な時間とコストを要し、柔軟な改善や試行錯誤を阻害するリスクも避けられない。

そのため、不確実性と学習・改善のサイクルを前提とする事業において、変更が難しい長期・包括契約のPFI方式を採用することは、結果として機動性を損ない、機会損失や追加コストの発生につながりかねない。

以上を踏まえ、本事業ではPFI方式ではなく、個別発注による段階的な整備を選択する。個別発注であれば、(1)実証→改善→横展開の循環を短いリードタイムで回せる、(2)変更や追加要件に迅速・低コストで対応できる、(3)各給食センターの要望や市の方針を確実に

反映できる、(4)事業リスクを段階ごとに把握・制御できる、といった効果が期待できる。独自性が高く、運営の柔軟性が成功の鍵を握る本事業においては、固定的な包括契約よりも、現場起点で調整可能な個別発注こそが、品質確保と費用対効果の最大化を同時に実現する、最も合理的で低リスクな選択である。

【評価項目】

事業の優先性

「事業の必要性>(課題と市が担う必要性)」で記載した「1. 地域コミュニティの活性化」「2. 健康的な食生活の促進」「3. 地産地消の推進」「4. 学校給食提供」について事業の優先性を評価した。

1. 地域コミュニティの活性化

食事を通じた交流の場を創出することで、地域コミュニティの希薄化や高齢者の社会的孤立を防ぎ、災害時には食の供給拠点としても活用できる。これらの課題は、効果の即効性は低いが着手の遅れがリスクとなる重要課題であり、直ちに着手すべきである。

2. 健康的な食生活の促進

近隣の運動施設で運動した人が、給食レストランでバランスのとれた給食を喫食する流れが生まれ、「食」と「運動」の両方からアプローチし、健康寿命の延伸や介護予防に寄与できると考えられる。

自校式の学校給食にはさまざまなメリットがあるといわれている。しかし、つくば市は給食センターによる給食提供を実施しており、自校式のメリットについてこれまで検証する機会はなかった。早期に検証を進めることで、これらの活動が学校現場でどのように活かせるかを見極めることができ、他の学校での活用方法等も含めて教育効果を高める取組を早くスタートできる。

自校式のメリットとしては、調理員が子どもたちと直接交流する機会が増えるため、食材や調理過程についての説明や、食材の大切さを伝える食育活動が行いやすくなる点があげられる。他にも、食育におけるメリットとして、児童の活動や意見を給食に即時反映できる点がある。給食センターにおいても、学校単位でリクエスト給食を実施するなどして、児童生徒が立案した献立を具現化しているが、配送校が多いため、実施は限定的である。自校式であれば、学級単位でリクエスト給食を実施することも可能であるため、各学年に合わせた学校教育と関連させる等単なるリクエスト給食に留まらず、学校で育てた食材を給食に使用するなど、教育効果も期待できる取組に昇華できる。児童が自ら地域の特徴を調査研究し、その結果を学校給食に反映させるといったことも可能であり、児童の学びをアウトプットするという貴重な経験を提供できる。これは、近隣の学校と共同して行うことも可能なため、波及効果は茎崎第二小学校に留まらない。

このことから、自校方式での給食提供施設を整備し、これらのメリットについてモデル的に実践することは、市内全域の子どもたちの健康と教育の質を向上させ、地域や保護者の期待に応えることができ、教育や地域社会の持続可能な発展に向けて優先度の高い取組である。

3. 地産地消の推進

多くの自治体アンケートや消費者調査が示すように、市民は鮮度・安全性・トレーサビリティ、そして短い輸送距離による環境負荷低減と地域経済循環の観点から、地産地消を強く支持している。

一方、近年地産地消率が横ばいにとどまっている背景には、気候変動に伴う極端気象の増加による生育不良・収量変動、担い手減少や高齢化による生産体制の脆弱化、さらに物流制約による調達リスクの高まりが複合的に影響している。

このギャップを放置すれば、耕作放棄地の拡大や農家収益の悪化を通じて生産基盤がさらに縮小し、災害時の食料供給の脆弱化や地元農産物需要の萎縮という負の連鎖が加速する懸念が大きい。したがって、市民の期待に応えると同時に地域農業を持続可能にするためには、「安定供給体制」の構築が急務である。

こうした課題に対して、食品の貯蔵機能や加工機能を備えた施設を整備することで、天候等の影響を受けにくい仕組を構築し、安定的な地場産物の供給を可能にし、学校給食における地産地消率向上の基盤を確立するものである。

本施設では農産物を1品目あたり最大でも1日30kg程度(全品目合計で1日あたり60kg程度)使用するため、日々の安定的な需要が生まれ、これまで給食に参入していない、地域の小規模生産者の新たな販路となることにより、地域内での確実な供給が回復し、需要の底上げと生産者の投資・継承意欲が高まる好循環を実現できる。

4. 学校給食提供

前述の「事業の必要性」>(課題と市が担う必要性)>「4. 学校給食提供」で記載したとおり、「加工・貯蔵機能」をそなえた給食提供施設を整備することは調理工程の効率化とコスト削減につながるため、早期の実現が必要である。

以上のとおり、「事業の必要性」>(課題と市が担う必要性)で記載した「1. 地域コミュニティの活性化」「2. 健康的な食生活の促進」「3. 地産地消の推進」「4. 学校給食提供」を解決するためには、複合施設のもつ機能を早急に整備する必要があることがわかった。

特に、地産地消の推進は、単に地産地消率を向上させるだけではなく、学校給食を核とした地域食育として重要な役割を果たす。子供たちが食にかかわる人々への理解と感謝の気持ちを育むことや、地域住民の地場産物への理解促進、さらには地域コミュニティの強化といった多岐にわたる効果が期待される。これにより、地域全体としての「食」に対する意識向上が期待でき、持続可能な社会の形成へつながる重要なきっかけとなる。

加えて、国や県の施策においても「地域における食育の推進」が重要課題として掲げられており、これに即応するためにも早急な施設整備が求められる。

このように、本事業は給食レストラン(複合施設)の整備により、市内全域の子どもたち

の健康と教育の質を高めるだけでなく、地域農業の活性化、運営効率化など、多くのメリットをもたらし、教育や地域社会の持続可能な発展に寄与する極めて重要な施策であり市の優先事業の一つであると考える。

【評価項目】

事業の有効性

(市の課題に対する有効性)

「事業の必要性>（課題と市が担う必要性）」で記載した「1. 地域コミュニティの活性化」「2. 健康的な食生活の促進」「3. 地産地消の推進」「4. 学校給食提供」について有効性を評価した。

1. 地域コミュニティの活性化

児童が給食を食べる場であるランチルームに給食レストランを併設することで、日頃から市民との多世代交流が促進される。多世代が交流する場で、児童は年配世代の知恵や経験に触れ、地域住民は子どもの成長や価値観を理解する機会を得る。こうした相互理解は、社会的包摂を促進し、多様な価値観や文化を尊重する風土の醸成につながる。

さらに、月に2回程度世代間交流のイベントを実施することで、より児童と市民との交流を深め、地域全体が子どもを育む環境づくりに関与し、地域共同体としての一体感や共助の精神が強化される。

児童においても異なる世代や背景を持つ人々と交流する経験は、児童の社会性や多様な人間関係を構築する力を伸ばすことができる。特に自己表現や他者理解、共感力といった社会生活に不可欠な能力の育成に有効である。

そのほか、このランチルームや「会議室兼調理実習室」を活用しての、食のイベントや食育等の場を通じて、地域の食への関心を高め、地産地消のさらなる推進が期待できる。

2. 健康的な食生活の促進

給食の見学試食会については、前述の「事業の必要性」>（市民ニーズ等）で記載した「3. 健康的な食生活の促進」でも需要は示されていた一方で開催のハードルが高いという課題があった。

理由としては、次の点が挙げられる。給食センターは市職員と県費の栄養教諭で運営しているが、栄養教諭は週2日程度の勤務で人員体制が不安定である。また、見学・試食会は午前から昼にかけて通常業務と並行して実施するため負担が大きく、数か月前からの計画と人員調整が不可欠である。このため、突発的な要請への対応は計画を崩し、児童生徒への給食提供に影響を及ぼすおそれがある。

上記の理由から、令和7年度の給食センターでの見学試食会は年1回の開催にとどめている。このような中、この施設を整備することにより、いつでも給食を食べることが可能となる。以上のことから、学校給食をテーマにした取組は高い関心を集めており、レストラン運営にも一定の需要が見込まれる。

3. 地産地消の推進

自校方式の給食施設を整備することで、地域農業の活性化や新規生産者の参入促進が期待されるだけでなく、食材を提供する生産者による食育活動も充実させることが可能となる。令和6年度は、生産者による学校訪問授業が24回行われた。内容は、ごぼうやにんじん、小松菜等の生産者による農業のやりがいや苦労の話、野菜の栽培過程についてのクイズ、ふくれみかんの皮むき体験等が行われた。児童生徒は農業や地元の食に強い関心を示し、学びを通じて野菜への理解と愛着が深まった。学校からの事後報告によると、地産地消の大切さを実感し、食べ残しを減らす意識、実際に育ててみたい・農家になりたいといった前向きな行動意欲が子供たちに生まれているとのことであった。

地域住民や保護者から自校方式給食の導入を求める声もあり、つくば市学校給食の在り方懇談会での意見や要望書などを通じて、そのニーズが明確に示されていた。これを受け学校給食の提供方法としてセンター方式と自校方式を検討する中で、両方式の特性を定量的側面（財政負担）及び定性的側面（衛生管理、食物アレルギー対応、食育推進、安定供給など）から比較した。

前述の「事業の必要性」>（市民ニーズ等）>「1. 自校方式の検討を望む意見」でも、センター方式は、効率的な運営や衛生管理の面で優れており、また、将来的な安定供給が期待できる一方で、小規模農家からの納入が難しいという課題があった。一方、自校方式は、センター方式に比べて財政的負担が増す可能性があるものの、給食を身近に感じることができるという特徴があり、地場産物の活用や少量生産の小規模農家からの納入が可能であることから、地産地消や食育の推進において高い効果が見込まれる。

4. 学校給食提供

隣接する茎崎第二小学校の児童が施設内のランチルームで給食を食べることで、自校方式に近い給食が可能となり、全学年で一斉に食べるため異学年交流が促進される。学習指導要領においても、学校教育における「豊かな人間関係の形成」や「社会性の育成」に向けた具体的な活動の重要性が強調されており、異年齢集団での交流活動の意義として、異年齢、異学年の児童・生徒が交流することで、年上の子どもが年下の子どもを支援・指導する役割を担い、リーダーシップや責任感を培うとともに、年下の子どもはモデルを持って学習意欲を高めると言及している。さらに、学校ランチルームを活用した学校間の児童交流など市域全体での有効性も期待される。

従来、学校における食育指導は、教室という学習環境の中で座学や調理実習を通じて食に関する知識や技能を体系的に学ぶことに重点が置かれている。一方で、給食レストランでの食育指導は、実際の食事の場で地域の食材や季節感を体感しながら、五感を通じて食文化や栄養の重要性を学べる体験型教育である点が大きな特徴である。

また、本施設では加工・貯蔵機能と下処理機能を併せ持つことで、現在は各給食センターで行っている野菜の洗浄や皮むき等の下処理工程を集約することができる。これにより、

既存センターにおける早朝勤務時間を約2時間程度短縮しつつ、1センターあたり3～5人程度の調理員配置を見直すことができ、調理員の負担軽減と人件費の抑制が可能となる。

下処理の効率化により、栄養教諭・管理栄養士と調理員との打合せ時間等を確保しやすくなり、新メニュー開発や地場産物を生かした献立づくりに振り向けることで、児童に提供する給食の栄養バランスと満足度の向上につなげることができる。

このように、本施設は、自校方式に近い喫食環境の提供と調理工程の効率化の双方を通じて、市全体の学校給食提供体制の質を底上げする役割を果たす。

(費用便益分析による有効性)

◇レストラン給食販売による収支

◆収入

以下の条件とした場合、年間で7,500千円の収入が見込める。

- ・商圏人口と需要想定1日50食とする。
- ・学校給食の提供日数である年間約200日を提供する。
- ・レストランで提供する給食の単価を仮に1食500円とする。
- ・その他カフェメニューの利用者を年間5,000人とし、平均利用額を500円とする。

なお、価格設定に当たっては、近隣の飲食店への民業圧迫を避けることが重要であり、地域経済への配慮も必要であると考えている。そのため、単に原価や運営費を考慮するだけでなく、他自治体の事例や地域の飲食店の価格帯なども調査し、公正かつ適正な価格を設定していく。

◆支出

令和6年度の市内全体の食材費平均単価は1食あたり約350円であり、同様の単価が見込まれる。人件費については、150食作る場合と200食作る場合とで必要な調理員の人数は同一のため、学校給食用のほかにレストラン用の50食を調理しても人件費の変更はない。なお、人件費や維持管理費として、年間45,800千円がかかると見込まれる。

以上のとおり、採算がとれる施設ではないが、公共事業として市民の健康増進やたまり場としての効果が期待できる施設であり、施設を整備する必要性があると考える。

また、市民や児童へ栄養バランスの良い食事提供及び食育教育を行うことで、生活習慣病の予防や健康増進に寄与する。例えば、つくば市国民健康保険計画（第3期：令和6年度～令和11年度）によると令和4年度の透析患者1人当たりの年間医療費は約440万円にのぼるが、糖尿病予備軍や生活習慣病リスクの高い層が、早期に適切な食事や運動等の対策を講じることで、透析に至る病状の進行を防ぐことが可能となり、透析治療にかかる医療費の削減効果が期待される。

※令和6年度の糖尿病予備軍の人数（つくば市の国民健康保険加入者） 5,043名

【参考】年換算費用（資本費+運営費）

・資本費の年換算（資本回収係数を利用）

初期整備費=15億円、利率=0.03、耐用年数40年の場合

年間換算資本費 ≈ 64,900千円/年と計算できる。

・年間施設管理費（人件費、維持管理費など）

年間施設管理費=45,800千円/年と計算できる。

・総年間コスト：資本費 + 運営費

110,700千円/年と計算できる。

◇期待される便益の評価

1. 市民の健康増進（医療費削減効果）

給食を直接提供し、食事教育を行うことで生活習慣病（糖尿病、高血圧、肥満等）予防に寄与する。

市民5,000人/年が施設を利用し、健康的な食事の実践率が10%向上した場合、医療費削減額を以下で求める。

生活習慣病患者の年間医療費削減額を50,000円/人と仮定する場合：

削減便益=利用者数×実践向上者数比率×削減額

$$=5,000 \times 0.10 \times 50,000 = 25,000 \text{千円/年}$$

年間便益 ≈ 25,000千円

2. 教育的・食育効果

年間で児童・生徒及び大人約6,500人が施設を利用し、「食育・栄養指導」を受けると仮定する。健康的な食習慣や食品ロス削減を学び、それが生涯にわたるメリットとして便益を生む。例えば、1人あたりの将来便益（健康改善、社会的価値向上）を年間効果の試算で5千円/人と仮定する。

便益=対象数×効果額=6,500×5,000=32,500千円/年

年間便益 ≈ 32,500千円

3. 地域交流・経済活性化（直接支出額の波及効果）

地域住民やイベントで給食レストランで給食を食べたり、カフェメニューを利用するなどして地域に経済的波及効果をもたらす。

仮に給食提供食数を年間10,000食とし、利用額500円とする。また、カフェメニューの利用者を年間5,000人とし、平均利用額を500円とする。

売上=利用者数×利用額=15,000×500=7,500千円/年

さらに、地域経済に波及する間接便益を1.4倍と仮定すると、

総経済便益=7,500×1.4=10,500千円/年

年間便益 ≈ 10,500 千円

4. 年間便益合計

以上により、年間便益合計は、25,000 千円+32,500 千円+10,500 千円=68,000 千円と見込まれる。

(経済波及効果)

この施設を整備することにより、地産地消の推進により、地域経済を支える基盤としての役割を果たすとともに、安定した雇用環境の創出にも貢献することができる。想定される効果は以下のとおり。

- ・加工施設や貯蔵庫を整備することで地産地消を推進し、地元の農家・生産者への需要増が期待される。これにより地域経済の活性化に寄与するとともに、新たな雇用の創出にもつながる。さらに、地元資源を有効活用することで、地域経済の自立性向上も見込まれる。なお、地産地消率が目標値の 60%に達した場合、令和 5 年度実績の試算では、現状の 47,000 千円に加えて約 65,000 千円を市内生産者の収入として貢献できる見込みである。
- ・地産地消の推進により、食料の輸送距離は、例えば茨城県内産（片道平均 50km）からつくば市内産（片道平均 10km）へと短縮され、CO₂排出量の削減が可能となる。この取組は環境保護に資するとともに、持続可能な地域社会の構築に寄与する。
- ・施設の運営・維持管理に伴い、継続的な雇用創出が見込まれる（調理規模から、間接雇用として約 10 人を想定）。

(市政策への有効性)

施設を整備することで課題の解決及び政策目標が達成されるため、有用性及び有効性があると判断できる。

◇政策目標「つくば市戦略プラン」

- ・個別施策 III-2-②

「学び」の多様性に対応し個性が花開く教育の推進

学校の適正配置や施設整備、給食等、学びを保障する学校環境の整備

◇政策目標「市長公約事業のロードマップ」

- ・公約番号 60

こどもたちと地域の住民が同じ給食を食べる「給食レストラン」を整備

◇政策目標「つくば市教育振興基本計画」

- ・基本方針 5 「学び」を保証する学校環境を整備する

施策 4 学校給食の充実

◇政策目標「つくば市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】」

- ・施策4 持続可能なライフスタイルの推進
 - 地産地消の推進と食品廃棄の減量化
- ◇政策目標「生物多様性つくば戦略」
- ・基本戦略3 つくばの生物多様性を“活用する”
 - 施策3 魅力的な田園風景の保全・活用
 - 地産地消の推進
- ◇政策目標「第3次つくば市農業基本計画」
- ・基本方針3 市民と農のつながりの強化
 - 基本施策(1) 地産地消の推進

【評価項目】

事業の経済性・効率性

(概算事業費の適切性)

基本設計終了時点での概算事業費の内訳は以下のとおりである。

基本計画策定支援	495 千円
敷地測量業務委託費	1, 254 千円
基本設計・実施設計業務委託費	17, 930 千円
建設工事費	1, 250, 000 千円
工事監理業務委託費	10, 000 千円
備品購入費（厨房用設備）	159, 000 千円
合計	1, 438, 679 千円

本施設は「貯蔵庫、加工施設」、「市民に向けた給食レストラン機能」、「学校ランチルームとしての機能」を備えた複合的な給食施設である。このように複合的に計画することで、個別施設として整備した場合よりも整備費用や維持管理費を抑えることが可能である。

1. 個別施設とした場合の整備費用の増加

個別施設として整備する場合、それぞれの施設に事務室、トイレ及び共用スペースを整備する必要があるため、建設工事費が増加する。例えば、各施設に 100 m²の追加面積が必要になると仮定すると、約 200, 000 千円の建設工事費が増加することとなる。

さらに、学校ランチルームとレストランにはそれぞれ調理場が必要となり、加工・貯蔵施設についても、調理場にも含まれる荷受け室・下処理室・上処理室・加熱調理室等の整備が必要であり、それぞれを個別に整備した場合の概算工事費は、1, 688, 500 千円となる。

	食数（食）	面積（m ² ）	概算建設費（千円）
学校ランチルーム	200	350	731,500
レストラン	100	300	627,000
貯蔵庫・加工施設	0	150	330,000
合計			1,688,500

2. 維持管理費の削減効果

複合施設とすることで、維持管理費を効率化することができる。

◇調理委託費の削減

個別施設の場合、施設ごとに職員を配置する必要があるが、複合施設ではこれらを統合することができる。概算委託費として年間で約 30, 000 千円を削減することができる。

◇光熱水費の削減

建物の統合により電気・水道などの光熱水費を効率化でき、年間で約 10,000 千円の光熱水費を削減することができる。

	正職員（人）	パート（人）	委託費（千円）
学校ランチルーム	1	3	20,485
レストラン	2	2	23,869
貯蔵庫・加工施設	1	2	18,301
合計	4	7	62,655
茎崎レストラン	2	6	31,912

3. 長期的な設備更新費用の削減効果

複合施設とすることで、設備利用率が向上し、設備更新に伴う費用も削減することができる。例えば、厨房設備や冷暖房設備の統合により、設備更新費用が約 25% 低減すると仮定すると、10 年ごとの更新費用で約 10,000 千円の削減が可能となる。

以上を踏まえると、本施設を複合的に整備することは、個別施設として整備する場合に比べて、初期費用として約 200,000 千円の削減効果があるだけでなく、年間約 40,000 千円の維持管理費削減や長期的な設備更新費用の削減が可能となる。

(維持管理費及び運営費の適切性)

施設の維持管理については、設備や厨房機器等の点検や修繕、清掃等が必要と考えられ、概算で年間 13,800 千円程度の費用（調理場部分の延べ床面積が近い給食センターの点検委託費や修繕費等の実績をもとに算出）が見込まれる。

また、管理運営方法については、民間委託を検討しており、調理・加工・レストラン運営等を含めて概算で年間 32,000 千円程度の費用（想定される調理員の人数をもとに、給食センター調理委託の人工費や消耗品費等の単価をもとに算出）が見込まれる。

(事業採算性)

貯蔵庫や加工施設を整備することで、生産者との連携を強化し、安定した供給体制を築くことが可能となり、地場産物を効率的に活用できる体制が構築できる。

その結果、地元農業の活性化や雇用創出に寄与するだけでなく、フードマイレージの削減や環境負荷の軽減といった、持続可能性の観点からも地域社会に貢献することができる。

加工施設の活用により、地元産食材をあらかじめ調理・加工することで、調理現場の負担を軽減し、効率的な運営を実現できる。また、規格外の野菜など市場では流通しにくい食材を加工して使用することで、フードロスの削減にもつながる。

このことから、経済的な採算性のほか、環境面や社会的価値を高める取組を行うことができる。

地場産物を積極的に使用することは、子どもたちが地元の食材や食文化について学び、地元への愛着を育むきっかけとなる。また市の施設は飲食可能な場所が限られているが、これまでできなかった食育プログラムの開催が可能となる。さらに地元農家との交流イベントを実施することで、食の安全や持続可能な農業に対する理解を深めることができる。

給食メニューは、アレルギー対応やHACCPに準拠した衛生管理により安全・安心な提供体制の可視化ができ、下処理時間の削減や規格外野菜の活用などによる効率的な運営、さらに生産・流通・環境に関する学習（生産者授業・収穫体験等）による地域理解の促進や、地場産物の活用や規格外野菜の受け入れによる農業支援などの地域への多面的な貢献を通じて、行政への信頼向上や地域経済の活性化といった間接的な価値を創出することができる。

（コスト縮減の工夫）

第3次つくば市地球温暖化対策実行計画事務事業編（改定版）では、新設する公共施設のZEB化や太陽光発電設備の導入を基本方針として掲げているため、ZEB化を進めていく。太陽光発電設備に関しては、令和7年4月に開所した桜学校給食センターを整備する際に、国立研究開発法人建築研究所から「食器洗浄等でお湯を多く使う給食施設等においては、太陽光発電設備より太陽熱給湯システムを導入したほうが効率がよい」と助言を受け、比較検討し太陽熱給湯システムを採用しており、この施設においても検証した結果太陽光発電設備の約4倍の効率があることが分かったため、太陽熱給湯システムを導入する。

	太陽熱利用システム		太陽光発電システム	
効率	1m ² の年間熱利用量 605kWhth	○	1m ² の年間発電量 150kWh	×
コスト	180,000円/m ²	○	203,500円/m ²	×

省エネ化を基本とし、一次エネルギー消費量の削減を図る。

省エネ	空調	個別空調（EHP）による効率化、高効率空調機器の採用
	換気	高窓による重力換気
	照明	軒・ルーバー等による日射遮蔽
		LED、人感センサー、調光器
	給湯	太陽熱給湯パネル、高効率給湯機器、高断熱配管

省メンテナンスによる持続性の高い設備計画を検討する。

省メンテナンス (長寿命化)	建物や機器の破損を防ぐコーナーガード等の設置
	高耐久素材の採用 (ステンレス板貼等)
	埃だまりの少ない建具採用 (スライド扉等)
	清掃しやすい納まり (床等の埃だまり防止)
	メンテナンスしやすい設備空間 (ピット等)
	厨房機器の配管設備・蒸気ボイラーの削減

コスト削減に寄与する厨房機器の熱源比較を行い、電気式とガス式を併用し、施設規模に見合った経済性を確保しつつ、環境性にも優れた組み合わせを検討する。

		ガス・電気		ガス・蒸気		オール電化	
回転釜	■ガス式		■蒸気式		■電気式		
	コストへの影響	・電力デマンドへの影響がない	○	コストへの影響	・電力デマンドへの影響がない ・蒸気配管が必要となる ・蒸気ボイラー、蒸気配管が必要になる	△	コストへの影響 ・一斉に使用すると、電力デマンドが上昇する
	導入コスト	¥7,470,000 (¥2,490,000/台)	△	導入コスト	¥6,600,000 (¥2,200,000/台)	○	導入コスト ¥8,712,000 (¥2,904,000/台)
							×
ステムコンベクションオーブン	■電気式		■ガス式		■電気式		
	コストへの影響	・ガス式より部品数が少なく、故障し辛い ・ガス配管が不要 ・必要換気量が少ない	○	コストへの影響	・燃焼制御、内臓ボイラ等部品数が多くなる ・ガス配管が必要 ・必要換気量が多い	△	コストへの影響 ・ガス式より部品数が少なく、故障し辛い ・ガス配管が不要 ・必要換気量が少ない
	導入コスト	¥5,930,000	○	導入コスト	¥6,220,000	△	導入コスト ¥5,930,000
フライヤー	■電気式		■ガス式		■電気式		
	コストへの影響	・ガス配管不要 ・必要換気量も少ない	○	コストへの影響	・ガス配管が必要 ・必要換気量が多い	△	コストへの影響 ・ガス配管不要 ・必要換気量も少ない
	導入コスト	¥1,260,000	△	導入コスト	¥453,000	○	導入コスト ¥1,260,000
炊飯機	■ガス式		■ガス式		■電気式		
	コストへの影響	・必要電気量が小さく、電力デマンドへの影響が少ない ・低輻射タイプで、室温に影響が小さく、空調への影響が小さい	○	コストへの影響	・必要電気量が小さく、電力デマンドへの影響が少ない ・低輻射タイプで、室温に影響が小さく、空調への影響が小さい	○	コストへの影響 ・電力デマンドへの影響がある ・低輻射タイプで、室温に影響が小さく、空調への影響が小さい
	導入コスト	¥1,764,000 (¥882,000/台)	○	導入コスト	¥1,764,000 (¥882,000/台)	○	導入コスト ¥2,580,000 (¥1,290,000/台)
消毒保管機	■電気式		■蒸気式		■電気式		
	コストへの影響	・蒸気配管が不要になる ・蒸気ボイラー不要で、運転監視も不要となる	○	コストへの影響	・蒸気配管が必要 ・蒸気ボイラーが必要で、運転監視も必要になる	×	コストへの影響 ・蒸気配管が不要になる ・蒸気ボイラー不要で、運転監視も不要となる
	導入コスト	¥11,084,000 (¥1,100,000/台、¥1,116,000/台、 ¥1,388,000/台)	○	導入コスト	¥16,988,000 (¥1,676,000/台、¥2,132,000/台、 ¥1,924,000/台)	×	導入コスト ¥11,084,000 (¥1,100,000/台、1,116,000/台、 ¥1,388,000/台)
食器洗浄機	■電気式		■蒸気式		■電気式		
	コストへの影響	・蒸気ボイラー、蒸気配管が不要になる ・ランニングコストが、蒸気式より安価	○	コストへの影響	・蒸気ボイラー、蒸気配管が必要になる ・ランニングコストが、電気式より高価	△	コストへの影響 ・蒸気ボイラー、蒸気配管が不要になる ・ランニングコストが、蒸気式より安価
	導入コスト	¥7,565,000	△	導入コスト	¥6,109,000	○	導入コスト ¥7,565,000
導入コスト合計	¥35,073,000		○	¥38,134,000		×	¥37,131,000
ランニングコスト比較	上下水道	¥1,868,812/年		上下水道	¥1,835,900/年		上下水道 ¥1,868,812/年
	電気	¥3,467,260/年		電気	¥2,181,372/年		電気 ¥4,362,926/年
	ガス	¥253,880/年		ガス	¥166,100/年		
				蒸気	¥1,219,888/年+保守管理費 約¥1,000,000		
合計	¥5,589,952/年		○	¥6,403,260		×	¥6,231,738
							△

【評価項目】

地域への対応

(周辺環境及び景観との調和)

茎崎地区は豊富な水と緑に加え、地質上においても耕作に適した環境である。また、敷地の目の前には畑が広がり、地場産物の生育から収穫までの変化を学ぶことができる。この恵まれた周辺環境の場所に、学校給食施設及び多様な活動の場を整備することが効果的である。また、「食」を通じて、人と人の心がつながり、そのつながりが環（わ）のように広がっていくことで、大きなコミュニティができる。

(周辺環境及び景観への配慮)

歩行速度を 80 m/分（約 4.8 km/h）とすると、徒歩 5~15 分は半径 400~1,200 m の商圏に相当し、つくば市ふれあいプラザ、上岩崎・下岩崎の両集落がこの範囲に収まるため、近隣住民・公共施設利用者の自発的来訪確率が高い立地である。

隣接道路及びアクセス条件の確認、駐車場の利用可能性を踏まえ、入口及び駐車場の配置と規模の考え方及び食材納入車両等の敷地内動線を整理する。

敷地内には駐車場出入口を 2 か所設け、バス乗降スペースを含め十分な駐車スペースを確保することで、登下校時やイベント時にも周辺道路の渋滞や危険な車両動線が生じないよう配慮している。

(環境影響低減の工夫)

騒音対策として遮音性に配慮した外壁やフェンス配置（建物や空調室外機等）、換気ファンの室内配置を検討する。

臭気対策として排気に脱臭装置、油煙除去装置付フライヤー等の採用を検討する。

排水において、除害施設を設ける場合は流量の計算を綿密に行い、十分な分解容量に対応可能な施設を設ける。

調理くずや食べ残しなどの食品残渣について、減量化を図るために生ごみ処理機を導入する。

(合意形成の取組)

建設予定地と隣接する茎崎第二小学校の保護者や地域住民を対象に複数回の説明会などを開催し、施設整備構想について意見交換を行った。概ね肯定的な意見が多く、保護者からは自校式給食やこども食堂などを望む声があり、住民からは給食センターの今後や施設の多機能活用、地域交流や防災機能の強化に関する意見が寄せられた。ワークショップやパブリックコメントでは、子どもや高齢者が快適に過ごせる設備やメニュー、多様な利用方法が提案され、これらを踏まえ調理実習室の整備、防犯対策、クーリングエリア指定などが検討されている。

◇茎崎第二小学校保護者説明会（令和6年5月9日）

参加者：6名（うち市議会議員2名）

〈主な意見〉

- ・構想はよく考えられていて、施設の建設は良いことだと思う。
- ・もっと早い段階で保護者に周知をしてほしかった。
- ・茎崎第二小の児童のみの提供でいいのかという思いもあるが、自校式になることはありがたい。
- ・数年前にPTAから自校式の要望書を提出しているので、実現することになり、ありがたい。
- ・今後も説明や意見交換の機会を設けてもらえば、ほかの保護者にも理解を得られるのではないか。
- ・茎崎に子ども食堂がないので、子ども食堂もできるとよいと思う。
- ・わがままかもしれないが、学童についても検討してほしい。

〈主な回答〉

- ・説明会等は今回限りではなく今後もさまざまな形で意見を伺う場を設け、さらに良い施設にしていきたい。
- ・貸出用の調理室を設けて、そこを子ども食堂として活用するということが考えられる。

〈その後の検討状況〉

- ・子ども食堂でも活用することを想定した調理実習室の整備を検討している。

◇住民説明会（令和6年5月11日）

参加者：28名（うち市議会議員5名）

〈主な意見〉

- ・市内数か所に広げてほしい。
- ・大変良い施設だと思う。
- ・茎崎給食センターを残してほしい。
- ・なぜ構想を決めてから説明会をするのか。意思決定の前に市民の意見を聞いてほしい。
- ・健康と給食という問題について、議論してほしい。
- ・センター方式と自校式とで差をつけるべきではない。
- ・高齢者のたまり場となるよう他部署と連携して検討してほしい。

〈主な回答〉

- ・たまり場としての利用も可能であると思う。現在構想の段階であるため、本日は主な機能だけを御説明した。活用方法や事業展開については、今後も皆様から御意見をいただきたい。
- ・検討を進めるにあたっては、庁内の他の部署とも共有していきたい。

〈その後の検討状況〉

- ・開館時間等は未定だが、給食の提供は国の基準に基づき昼食のみでの提供となる。そのほかカフェメニュー等の検討などを行い、昼食以外の時間帯の利用も検討している。
- ・災害や防犯について担当課に相談している。防犯対策として防犯カメラの設置や警察に直接連絡できる非常用のボタンを設置するなどして、安全確保も十分に担保できるようになる。また、イベント時には、事前登録や受付対応による外部参加者の把握を行う。
- ・災害時の機能については、学校給食施設としての本来の機能である「子ども達への安心・安全な給食の提供」を最重点とし、主要機能を早期に復旧し、インフラ復旧と同時に学校給食を再開できる災害に強い施設としていく。災害時の炊き出し機能や備蓄機能が求められる場合、防災倉庫の設置やインフラ停止時にも稼働可能な炊き出し設備の検討が必要になる。災害時の炊き出しについては、食糧・燃料等の備蓄をはじめ、食数や内容、提供方法、頻度、回数等の提供条件、さらには実施者の確保等の課題があるため、災害時の機能については、今後も防災担当部局等とも相談しながら検討していく。

◇ (仮称) つくば市茎崎給食レストラン整備基本計画（案）に関するパブリックコメント
(令和6年8月13日から9月12日)

意見募集を行った結果、5人（団体を含む。）から20件の意見の提出があり、2か所の修正を行った。コメント全体として、施設の整備自体に反対する意見はなく、整備の方向性に関する意見だった。

〈主な意見〉

- ・放課後や昼休みも気軽に利用できるようにしてほしい。
- ・地元食材を使ったメニュー、クラフトドリンク、テイクアウトメニューを提供してほしい。
- ・車椅子対応のトイレやテーブル、Wi-Fiや電源席の設置、キャッシュレス対応等、現代のニーズに応える設備を整えてほしい。

◇設計に係るワークショップ（令和7年5月17日）

参加者：26名（茎崎地区区長：5人、茎崎地区小学校保護者：10人、
茎崎地区小学校児童：11人）

〈主な意見〉

- ・防災機能を持つ施設にしてほしい。
- ・交流できる場にしてほしい。
- ・予約なしで給食が食べられるようにしてほしい。
- ・多彩なメニューの提供をしてほしい。
- ・遊び場を入れてほしい。
- ・学習等ができる、くつろげる場にしてほしい。

〈意見に対する対応状況〉

- ・キッズスペースやレストランにおける円卓の設置を検討している。
- ・カフェメニューの内容や、災害時活用できるレトルトカレーの提供等を検討している。

◇茎崎地区区会連合会勉強会 2回目（令和7年7月15日）

参加者：12名

〈主な意見〉

- ・夏の時期は高齢者のクーリングエリアとして利用したい。
- ・給食レストランは地産地消も推進できるし、高齢者の居場所にもなるのでぜひ実現してほしい。
- ・他地区で集まる集会等への給食配達を検討してほしい。

〈その後の検討状況〉

- ・高齢者に限らず、学生の勉強場所などの様々な活用ができるフリースペースを設け夏のクーリングエリアとしての利用も可能と思われる。つくば市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に記載のとおり、熱中症対策の一環として、公共施設のクールシェアスポットとしての提供が掲げられているので、環境政策担当課と協力し、気候変動対策法に基づくクーリングシェルターへの指定を受ける。
- ・ランチルームは長期休暇中は児童が使用しないので、他部署とも連携し親子料理教室やワークショップ活用等の開催を検討する。

評価会議結果

個別評価	評価項目	評価の視点	確認欄
	事業の必要性	<ul style="list-style-type: none"> 市が担う必要はあるか 市が実施する必要はあるか 	✓
	事業の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 事業の規模は妥当か 整備場所は妥当か 	✓
	事業の優先性	<ul style="list-style-type: none"> 事業の着手時期は適切か 	✓
	事業の有効性	<ul style="list-style-type: none"> 課題解決又は政策目標達成のために有効な手段か 経済的波及効果は認められるか 	✓
	事業の経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> 費用（維持管理費及び運営費を含む）は適切か 	✓
	地域への対応	<ul style="list-style-type: none"> 周辺環境及び景観との調和に配慮した検討がされているか 市民（特に地元住民）への説明や情報共有の手法は適切か 	✓
評価総合	実施 · 実施しない		

評価のコメント

- 「事業の必要性」については、学校給食の質の向上や安全・安心の確保に加え、地産地消と食育を一体的に進める拠点としての役割が明確であり、長年の教育現場からの要望や、市民アンケート、農業基本計画等により、学校給食における地元食材活用や食育に対する市民ニーズの高さも確認されている。給食レストランや加工・貯蔵施設は、民間では担いにくい教育、福祉、防災機能をあわせ持つことから、公共事業として市が整備、運営する必要性は高く、「自己評価」は妥当である。
- 「事業の妥当性」については、給食調理場、給食レストラン、加工・貯蔵施設、学校ランチルームを一体整備する事業規模や機能構成は、地産地消の推進、地域交流の場を確保する観点から妥当と評価できる。整備場所についても、利活用可能な市有地、学校施設との隣接性、近隣公共施設との連携可能性等の条件を総合的に勘案した結果として茎崎第二小学校に隣接する旧岩崎保育所用地を候補地としており、茎崎地域の魅力向上という観点も踏まえると、「自己評価」は妥当である。
- 「事業の優先性」については、学校給食施設の老朽化対策や児童数の推移などの状況を踏まえ、地産地消、食育、地域コミュニティの観点からも中長期的な優先度は高いと評価できる。特に、今後の給食事業のさらなる向上を検討する上で、本事業をモデルケースとして検証する意義は大きく、「自己評価」は妥当である。
一方で、市全体では他の大規模事業も複数予定されていることから、全庁的な予算配分や事業の平準化を図りつつ、計画的に整備を進めることが求められる。
- 「事業の有効性」については、学校ランチルームや給食レストラン、加工・貯蔵施設を一体的に整備することで、児童への食育の充実、地産地消の推進、地域住民同士の交流促進など、関連計画で掲げる政策目標の達成に一定程度資するものと評価でき、「自己評価」は妥当である。
- 「事業の経済性・効率性」については、給食調理場やレストラン、加工施設を一体的に整備することで、個別整備に比べ一定のコスト縮減や運営効率化が見込まれること、加工施設により下処理時間の短縮と人件費、光熱費の抑制が期待できることから、「自己評価」は妥当である。
一方で、各種事業に必要な面積等を精査することでコストを削

	<p>減する努力が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none">● 「地域への対応」については、良好な周辺環境の中で、児童と地域住民が飲食を通じて交流できる場を整備するというコンセプトは、地域コミュニティの活性化や茎崎地域の魅力向上に資するものと評価できる。周辺環境・景観への配慮、生ごみ処理機の導入による食品ロス削減や省エネ設備の採用といった環境負荷低減の取組、市民説明会等を通じた保護者・地元住民との意見交換も一定程度実施されており、「自己評価」は妥当である。 ただし、集客機能を持つ施設であることから、今後の詳細設計、運用検討においては、交通量、騒音、駐車場、通学路の安全対策に十分配慮するとともに、児童の安全を考慮しつつ地域との交流を確保する運用方法を継続的に検討することが求められる。 <p>上記のことから、各評価項目について「自己評価」が行われ、適切な検証がなされており、評価の視点を満たしていると考えられる。そのため、本事業の総合評価は「実施」とする。</p>
--	---